障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度 申請マニュアル(事業主向け)

令和2年4月 厚生労働省職業安定局

目 次

はじめに4-
法令の略称・用語の解説 5 -
第1章 障害者雇用優良中小事業主認定制度の概要 12 -
1 障害者雇用優良中小事業主とは 12 -
2 障害者雇用優良中小事業主のメリット 12 -
3 認定の基準(概要) 12 -
第2章 認定申請の手続き 15 -
1 申請を行うことができる事業主 15 -
2 申請方法 15 -
3 申請書類 15 -
4 認定決定までのプロセス 16 -
(1) 申請の受理 16 -
(2) 申請内容の審査 16 -
(3) 認定・不認定 17 -
(4) 標準審査期間17 -
5 認定後のフォローアップ 17 -
(1) 認定の有効期限 17 -
(2) 認定後のフォローアップ 17 -
(3)報告徴収等18 -
(4) 改善指導 19 -
(5) 認定の辞退 19 -
(6) 認定の取消し 19 -
第3章 認定の効果・メリット 20 -
1 障害者雇用優良中小事業主認定マーク 20 -
2 日本政策金融公庫による低利融資 20 -
3 厚生労働・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報等 20 -
4 公共調達等における加点評価 20 -
第4章 認定の基準・評価方法 21 -
1 障害者雇用への取組等に対する評価 21 -
(1) 合格に必要な得点 21 -
(2) 評価の方法 23 -
I 取組(アウトプット)の評価方法 23 -
1 体制づくり 23 - ① 組織面 23 -
② 人材面28 -
2 仕事づくり 30 -
③ 事業創出 30 -
④ 職務選定・創出 31 -⑤ 障害者就労施設等への発注 36 -
\J/\V\$ = 74 M/M// MBay = ₹ `\$V/75/T

	3 £	環境づくり	_	38	_
)職務環境			
)募集・採用			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
				46	
) その他の雇用管理		47	
		▼	_	48	_
		数的側面	_	48	_
	(1)	· 雇用状況	_	49	_
	(12))定着状況	_	50	_
		質的側面		52	_
) 満足度、ワーク・エンゲージメント			
	14) キャリア形成	_	53	_
		報開示(ディスクロージャー)の評価要素			
	1 耳	取組(アウトプット)	_	56	_
	15)体制・仕事・環境づくり	_	56	_
	2 月	或果(アウトカム)	_	57	_
	16)数的側面	_	57	_
	17)質的側面	_	58	_
	(3) 就労	· 支援機関等からの評価	_	58	_
2	雇用障害				
	7,227.01.1				
	(I)雇用	率制度の対象障害者を法定雇用障害者数以上雇用していること	-	60	_
	(2) 指定	就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を雇用している	ے ،	٢	
			_	60	_
3	ケ枚車口			60	

(別添)

申請書類一式

参照条文

はじめに

障害者基本法において、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)の実現が謳われています。その理念の下、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に加え、「労働施策基本方針」(平成30年12月28日閣議決定)においても、障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要があるとされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。)は、第5条において、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。」と定めています。

具体的には、障害者雇用促進法に基づき、事業主はその雇用する労働者のうち一定割合以上の障害者を雇用する義務が課されるともに、障害者雇用が未達成である事業主から徴収した納付金を財源として、障害者雇用に係る事業主間の経済的負担を調整し、障害者の雇用の促進に資する各種助成金を支給する障害者雇用納付金制度が運営されています。

しかし、民間事業主における障害者雇用の状況についてみると、中小企業事業主は大企業に比べて障害者の実雇用率が低く、さらに、障害者の雇用義務が課されているにもかかわらず依然として障害者を全く雇用していない企業(いわゆる「障害者雇用ゼロ企業」)が多い等、障害者雇用の取組が停滞している状況にあります。

このため、従来の制度的枠組みに加え、令和2(2020)年4月から、個々の中小企業事業主における障害者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、先進的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けることができるよう、障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度を新設しました。

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関して、当該取組の実施状況が優良であることその他の基準に該当する中小企業事業主は、厚生労働省から「障害者雇用優良中小企業事業主」として認定を受けることができ、自社の商品・サービスや広告等に「障害者雇用優良中小企業事業主認定マーク」を表示すること等が可能になります。これにより、当該事業主は社会的認知度を高めることによるメリットを享受することができるとともに、地域において、当該事業主が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、当該地域における障害者雇用の取組が一層推進されることが期待されます。さらに、この認定制度を通じて、障害者の雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、ひいては女性や高齢者、外国人等の誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

このマニュアルは、障害者雇用優良中小企業事業主の認定を受けるための手続き等について解説していますので、ご活用いただければ幸いです。

令和2年3月31日

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

法令の略称・用語の解説

本マニュアルで用いる法令の略称及び用語の定義について、本文中に特段の記載がない場合は、下記表1及び表2のとおりです。

【表1:法令の略称】

No.	法令名(法令番号)	略称
1	障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第	障害者雇用促進法
	123 号)	
2	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令 (昭和 35 年	障害者雇用促進法施行令
	政令第 292 号)	
3	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年	障害者雇用促進法施行規則
	労働省令第 38 号)	
4	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者	告示
	の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき	
	厚生労働大臣が定める様式 (昭和 51 年労働省告示第 112	
	号)	
5	知的障害者福祉法(昭和 25 年法律第 37 号)	知的障害者福祉法
6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年	精神障害者福祉法
	法律第 123 号)	
7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	障害者総合支援法
	めの法律 (平成 17 年法律第 123 号)	
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	障害者総合支援法施行規則
	めの法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)	
9	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推	障害者優先調達推進法
	進等に関する法律(平成24年法律第50号)	
10	最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)	最低賃金法

____ 【表2:用語の解説】

No.	用語	解 説
1	中小事業主	常時雇用する労働者が常時 300 人以下である事業
		主。常時雇用する労働者の数の算定に当たっては、
		短時間労働者はその一人をもって 0.5 人として算定
		する(障害者雇用促進法第 77 条第2項の規定により
		準用される同法第 43 条第8項。)。ただし、除外率
		(No. 13 参照) は考慮しない。
2	障害者雇用優良中小事業主に係る認定	障害者雇用促進法第 77 条第1項が定める基準に
		適合するものである旨の認定。
3	障害者雇用優良中小事業主	障害者雇用促進法第 77 条第1項が定める基準に

	I	T
		適合するものである旨の認定を受けた事業主。
4	障害者	事業主が雇用する障害者。
		具体的には、事業主が雇用する労働者であって、
		身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)
		その他の心身の機能の障害があるため、長期にわた
		り、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を
		営むことが著しく困難な者(障害者雇用促進法第2
		条第1号)。なお、雇用率制度の対象障害者には限定
		されない。
5	雇用率制度の対象障害者	障害者雇用促進法第 37 条第2項に規定する対象
		障害者。具体的には以下①から③のいずれかに該当
		する者。雇用率制度の対象障害者の数の算定にあた
		っては、NO.8を参照すること。
		①身体障害者
		身体障害がある者であって、障害者雇用促進法
		別表に掲げる障害があるもの。
		②知的障害者
		知的障害がある者であって、児童相談所、知的
		障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害
		者更生相談所、精神障害者福祉法第6条第1項に
		規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医
		又は障害者雇用促進法第 19 条に規定する障害者
		職業センターにより知的障害があると判定され
		た者。
		③精神障害者
		精神障害がある者であって、精神保健及び精神
		障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百
		二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障
		害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。
6	常時雇用する労働者	雇用契約の形式の如何を問わず、雇入れのときか
		61年を超えて勤務する者(見込みを含む。)であり、
		具体的には以下のとおり。ただし、本認定制度にお
		いては、障害者雇用率制度と同様に、常時雇用する
		労働者の算定に当たって、一週間の所定労働時間が
		20 時間未満の労働者は常時雇用する労働者として
		は考慮しないものとする。
		① 期間の定めなく雇用されている者
		② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている

		T
		者
		③ 一定の期間(たとえば、1週間、2ヵ月、6ヵ月
		等)を定めて雇用されている者であってその雇用
		期間が反復更新される者であり、かつ、
		a 過去1年を超える期間について引き続き雇用
		されている者
		又は
		b 採用の時から1年を超えて引き続き雇用され
		ると見込まれる者(1年以下の期間を定めて雇
		用される場合であっても、更新の可能性がある
		限り、該当する。)
		※ ③には、日々雇用される者であって、雇用契約が
		日々更新されているものであり、かつ、過去1年を超 える期間について引き続き雇用されている者又は採
		用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込
		まれる者も含まれる。
		※ 昼間学生や2つの事業主に雇用されている労働者
		であっても、週所定労働時間が20時間以上である労
		働者は常時雇用する労働者となるので留意するこ
		٤.
7	短時間労働者 	常時雇用する労働者のうち、週所定労働時間が30
		時間未満であるもの。その数の算定に当たっては、
		短時間労働者1人をもって0.5人と換算する。
8	対象障害者である労働者の数	その事業主が常時雇用する労働者のうち雇用率制
		度の対象障害である者の数。ただし、その数の算定
		に当たっては以下に留意すること。
		① 短時間労働者はその一人をもって 0.5 人に相当
		するものとして算定(障害者雇用促進法施行規則
		第6条)
		② 重度身体障害者又は重度知的障害者である労働
		者(短時間労働者を除く。)は、その一人をもって
		2人に相当するものとして算定(障害者雇用促進
		法施行令第 10 条)
		③ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時
		間労働者は、①に関わらず、その1人をもって1
		人に相当するものとして算定(障害者雇用促進法
		施行規則第6条の2)
		④ 精神障害者である短時間労働者であって、以下
		のいずれにも該当する者は、①に関わらず、その
		1人をもって1人をもって1人に相当するものと
	<u> </u>	

		して算定(障害者雇用促進法施行規則附則第6条
		及び第7条)
		・ 新規雇入れの日、又は、精神障害者保健福祉
		手帳取得の日(※1)のいずれか遅い日から起算
		して3年を経過する間にある者(※2)
		・ 令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精
		神障害者保健福祉手帳を取得した者
		※1 知的障害があると判定されていた者が、雇入れ 後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得 した場合は、判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日 とみなす。
		※2 雇入れの日前3年以内に当該事業主(子会社特
		例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特
		例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を
		含む。)を退職した者を除く。
9	法定雇用障害者数の算定の基礎となる	その事業主が常時雇用する労働者の総数。ただし、
	労働者の数	常時雇用する労働者のうち短時間労働者はその一人
		をもって 0.5 人に相当するものとして算定する(障
		害者雇用促進法第 43 条第 8 項。)。
		ただし、除外率が設定されている業種に属する事
		業を行う事業所の事業主にあっては、常時雇用する
		労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種
		ごとの常時雇用する労働者の数に当該除外率設定業
		種に係る除外率を乗じて得た数を合計した数を控除
		する(障害者雇用促進法附則第3条第2項。)。
10	法定雇用率	障害者雇用促進法施行令第9条及び第 10 条の2
		第2項が定める障害者雇用率。具体的には以下のと
		おり。
		① ②以外の事業主 2.2%
		② 障害者雇用促進法施行令別表 2 に規定する法人
		(特殊法人) 2.5%
11	法定雇用障害者数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数
		 に障害者雇用率を乗じて得た数。ただし、1人未満
		の端数は切り捨てる。
12	実雇用率	その事業主における、法定雇用障害者数の算定の
		基礎となる労働者の数に対する、対象障害者である
		労働者の数の割合。ただし、小数点以下第3位以下
		を四捨五入する。
12	 除外率	で書者雇用促進法施行規則別表第4に規定する業
ıs	 	

	T	<u></u>
		種については、法定雇用障害者数の算定の基礎とな
		る労働者の数の算定に当たって、当該業種に属する
		事業所の常時雇用する労働者の数に当該事業所の業
		種について定められた除外率を乗じて得た数 (1人
		未満の端数があるときは切り捨てる。)を控除する
		(障害者雇用促進法附則第3条第2項)。
		具体的な除外率設定業種及び除外率については
		【参考資料】を参照のこと。
14	特例子会社制度	親事業主とその親事業主により意思決定機関(株
		主総会等。以下同じ。)を支配されている子会社につ
		いて、子会社が雇用する障害者が一定数以上である
		こと、子会社が障害者の雇用管理を適切に行う能力
		を有していること等の要件を満たす場合に、特例と
		して、子会社の雇用する労働者を親事業主に雇用さ
		れるものとみなして実雇用率を算定する制度(障害
		者雇用促進法第 44 条第 1 項。)。また、当該子会社を
		特例子会社という。
15	関係会社特例制度	特例子会社を持つ親事業主とその親事業主により
		意思決定機関を支配されている特例子会社以外の関
		係会社について、関係会社と特例子会社の人的関係
		等が緊密であること又は関係会社が特例子会社に出
		資していること等の要件を満たす場合に、特例とし
		て、関係会社の雇用する労働者を親事業主に雇用さ
		れるものとみなして実雇用率を算定する制度(障害
		者雇用促進法第 45 条第 1 項)。
16	関係子会社特例制度	親事業主とその親事業主により意思決定機関を支
		配されている全ての子会社(以下「関係子会社」と
		いう。) について、関係子会社が雇用する障害者が一
		定数以上であること、関係子会社が障害者の雇用管
		理を適切に行う能力を有していること等の要件を満
		たす場合に、特例として、全ての関係子会社の雇用
		する労働者を親事業主に雇用されるものとみなして
		実雇用率を算定する制度 (障害者雇用促進法第 45 条
		の2第1項)。
17	事業協同組合等算定特例制度	事業協同組合等と複数のその組合員である事業主
		(以下「特定事業主」という。) について、特定事業
		 主が雇用する障害者が一定数以上であること、事業
		協同組合等が障害者の雇用管理を適正に行う能力を
Щ	<u> </u>	

有していること等の要件を満たす場合に、特例として、特定事業主の雇用する労働者を事業協同組合等に雇用されるものとみなして実雇用率を算定する制度(障害者雇用促進法第 45 条の 3 第 1 項)。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する施設(障害者雇用促進法第 19 条第 1 項及び同条第 2 項。)。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。 和道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害者に対する就場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 応を図る者。取り、原害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
に雇用されるものとみなして実雇用率を算定する制度(障害者雇用促進法第 45 条の 3 第 1 項)。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する施設(障害者雇用促進法第 19 条第 1 項及び同条第 2 項。)。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。 19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
度(障害者雇用促進法第 45 条の 3 第 1 項)。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が 運営する施設(障害者雇用促進法第 19 条第 1 項及び 同条第 2 項。)。障害者に対する専門的な職業リハビ リテーションサービス、事業主に対する障害者の雇 用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対す る助言・援助を実施。 19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営す る施設(障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、 保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障 害者に対する就業面及び生活面における一体的な相 談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特 性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適 応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又 は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場 適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービ スのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇 用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
地域障害者職業センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が 運営する施設(障害者雇用促進法第19条第1項及び 同条第2項。)。障害者に対する専門的な職業リハビ リテーションサービス、事業主に対する障害者の雇 用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。
運営する施設(障害者雇用促進法第19条第1項及び同条第2項。)。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。 19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第27条第1項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
同条第2項。)。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。 19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第27条第1項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
リテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。 19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施。 19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
おり できる就業・生活支援センター おり できる一般社団法人等が運営する施設 (障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 できるというで表して、原害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
19 障害者就業・生活支援センター 都道府県知事が指定する一般社団法人等が運営する施設(障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。
る施設 (障害者雇用促進法第 27 条第 1 項。)。雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、障害者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
書者に対する就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
談支援を実施。 ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
ジョブコーチ 職場適応に課題を抱える障害者に対して、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。職場適応援助者ともいう。
応を図る者。職場適応援助者ともいう。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 「障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
は厚生労働大臣が指定する民間機関が実施する職場適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 応援助者養成研修により養成。 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
適応援助者養成研修により養成。 20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
20 就労継続支援 A 型 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
スのひとつ。 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇 用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇 用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用
契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動
の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の
向上のために必要な訓練等の支援を行うもの(障害
者総合支援法施行規則第6条の10第1項。)。
また、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サー
ビス (障害者総合支援法第 29 条第 1 項) を「指定就
労継続支援A型」という。
21 就労移行支援 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービ
スのひとつ。
通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ
る者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機
る者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機 会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上

		その適性に応じた職場への定着のために必要な相談 等の支援を行うもの(障害者総合支援法施行規則第 6条の9)。
22	ワーク・エンゲージメント	「仕事への積極的関与の状態」(仕事に関連するポジティブで充実した心理状態)。「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)、「仕事に誇りとやりがいを感じている」(熱意)、「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)の3つが揃った状態。
23	地域別最低賃金	最低賃金法第9条に規定する地域別の最低賃金
24	特定最低賃金	最低賃金法第 15 条に規定する、一定の事業若しく は職業に係る最低賃金

第1章 障害者雇用優良中小事業主認定制度の概要

1 障害者雇用優良中小事業主とは

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等に関して、当該取組の実施状況が優良であることその他の基準に該当する中小事業主は、厚生労働省から「障害者雇用優良中小事業主」として認定を受けることができます。

障害者雇用優良中小事業主に係る認定を受けることの申請を行うことができる事業主は、その常時雇用する労働者の数が常時300人以下である中小事業主です。認定を受けようとする事業主は、事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局に所定の申請書を提出してください。

【→詳しくは第2章へ】

2 障害者雇用優良中小事業主のメリット

障害者雇用優良中小事業主は、自社の商品・サービスや広告等に「障害者雇用優良中小事業主認定マーク」を表示することが可能です。また、厚生労働省のホームページに掲載される、ハローワークでの積極的な周知広報の対象となるといった、企業の社会的認知度を高める等のメリット等を享受することができます。

さらに、障害者雇用優良中小事業主として認定された事業主だけでなく、当該事業主が 地域における障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、当該地域における障害 者雇用の取組が一層推進されることが期待されます。

【→詳しくは第3章へ】

3 認定の基準(概要)

以下①から④までの全ての基準を満たす事業主が認定されます。

① 障害者雇用への取組等に対する評価が、下記表3の評価基準により、<u>障害者雇用に関する「I 取組(アウトプット)」「Ⅱ 成果(アウトカム)」「Ⅲ 情報開示(ディスクロージャー)」の3つの大項目について、合計20点(※1)以上を獲得</u>すること(※2)。

ただし、<u>項目ごとの合格最低点は、「取組 (アウトプット): 5 点」「成果 (アウトカム):</u> 6 点」「情報開示 (ディスクロージャー): 2 点」です。

- ② 雇用率制度の対象障害者を法定雇用障害者数以上雇用していること (※3、※4)
- ③ 指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を雇用していること。
- ④ 障害者雇用促進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない 等の欠格事由に該当しないこと
 - ※1 特例子会社である場合は合計 35 点以上。
 - ※2 指定就労継続支援 A 型の利用者以外の障害者に対する取組状況を評価。
 - ※3 ただし、特例子会社制度、関係会社特例制度、関係子会社特例制度又は事業協同組合特例制度を利用している親事業主又は事業協同組合等が申請する場合は、これらの制度を適用せずとも、当該親事業主又は

事業協同組合等において雇用率制度の対象障害差を法定雇用障害者数以上に雇用していることが必要です。

※4 特例子会社が申請する場合は、特例子会社制度又は関係会社特例制度により、親事業主も雇用率制度の 対象障害差を法定雇用障害者数以上に雇用していることが必要です。

【→詳しくは第4章へ】

【表3:障害者雇用への取組等に対する評価 評価基準】

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
		(4) 40 bits -	特に優良	2点
	1 体制づくり	①組織面	優良	1点
	Ⅰ 1年前 フくり	② L ## क	特に優良	2 点
		②人材面	優良	1 点
	2 仕事づくり	③事業創出	特に優良	2 点
		少尹未 問山	優良	1点
		④職務選定・創出	特に優良	2 点
	2 江事 フくり	▽49%7万匹 亿 后1 □	優良	1点
		⑤障害者就労施設等へ	特に優良	2 点
I 取組		の発注	優良	1 点
(アウトプット)		⑥職務環境	特に優良	2 点
		少帆伤垛児	優良	1点
	3 環境づくり	⑦草焦,採用	特に優良	2 点
		⑦募集・採用	優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2 点
			優良	1 点
		⑨キャリア形成	特に優良	2 点
		94477 NOIX	優良	1 点
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2 点
		他(切他切雇用官理	優良	1 点
I 取組(アウトプット)の合格最低点				
			特に優良	6 点
		⑪雇用状況	優良	4 点
			良	2 点
Ⅱ 成果	1 数的側面		特に優良	6 点
(アウトカム)		⑫定着状況	優良	4 点
			良	2 点
	0 ff. th lui =	⑬満足度、ワーク・エンゲ	特に優良	6 点
	2 質的側面	ージメント	優良	4 点

		良	2 点	
		特に優良	6 点	
	⑭キャリア形成	優良	4 点	
		良	2 点	
Ⅱ 成果(ア	クウトカム)の合格最低点		6点 (満点 24点)	
1 取組	⑤体制・仕事・環境づくり	特に優良	2 点	
(アウトプット)		優良	1点	
示 ージ 2 成果	16数的側面	特に優良	2 点	
		優良	1 点	
(アウトカム)	沙斯协则 王	特に優良	2 点	
	(1)) 質的側面	優良	1点	
Ⅲ 情報開示(ディスクロージャー)の合格最低点				
I ~Ⅲ 合計の合格最低点				
	1 取組(アウトプット)2 成果(アウトカム)情報開示(ディー)	I 成果 (アウトカム) の合格最低点 1 取組 (アウトプット) 1 取組 (アウトプット) 1	特に優良(1)キャリア形成優良(1) 成果 (アウトカム) の合格最低点1 取組 (アウトプット)特に優良(アウトプット)優良2 成果 (アウトカム)特に優良(アウトカム)特に優良(アウトカム)特に優良(アウトカム)特に優良(アウトカム)特に優良(アウトカム)特に優良	

第2章 認定申請の手続き

1 申請を行うことができる事業主

障害者雇用優良中小事業主に係る認定を受けることの申請を行うことができる事業主は、その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主です(障害者雇用促進法第77条第1項)。「労働者」とは「常時雇用する労働者」をいいます(障害者雇用促進法第43条第1項)。常時雇用する労働者の定義及びその数の算定方法については、5頁の用語の解説(表2)を参照ください。法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が45.5人未満であるために、法定雇用障害者数が0人となる事業主でも申請を行うことが可能です。また、株式会社以外の法人(社会福祉法人等)や個人事業主であっても申請を行うことが可能です。なお、申請は事業主単位で行います。

2 申請方法

認定を受けようとする事業主は、下記3の書類(以下、「申請書類一式」といいます。) を、事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局に提出してください(事業所の主た る事業所を管轄するハローワークを経由して提出することもできます。)。認定の審査に3 か月程度要するため、認定を受けたい時期の概ね3か月前までにご提出ください。

3 申請書類

申請書類一式は以下のとおりです。それぞれの作成方法については以下及びそれぞれの様式の注釈を参照ください。また、全ての書類の写しを事業主控として保管してください。なお、申請書類一式に障害者又はその他の従業員等の個人情報を記載する際は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の趣旨及び規定に従い、本人の同意を得る等の適切な対応をお願いします。

- ① 基準適合事業主認定申請書(告示様式第7号の8) 事業主の氏名又は名称。その他必要事項を記載ください
- 事業主の氏名又は名称、その他必要事項を記載ください。

 ② 認定基準確認申立書(申請書別紙1)

認定基準に該当することを申告していただく書類です。

なお、次の評価基準自己採点表(申請書別紙2)及び障害者雇用状況報告書を先に作成すると、本様式の作成が容易です。

③ 評価基準自己採点表(申請書別紙2)

障害者雇用への取組等に対する評価について、事業主ご自身で採点していただく書類です。第4章(2)「評価の方法」を参照しながら採点してください。

なお、次の評価要素該当報告書(申請書別紙3)を先に作成すると、採点が容易になります。

④ 評価要素該当申告書(申請書別紙3)

障害者雇用への取組等に対する評価に係る自己採点に当たって、事業主ご自身の取組等が、どの評価要素に該当するのかを具体的に申告いただく書類です。第4章(2)「評価の方法」を参照しながら作成ください。また、評価要素に該当することを証明する書類を添付してください(評価要素に該当することを証明する書類の具体例は第4章(2)「評価の方法」を参照ください。)。

⑤ 就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)

第4章(2)「評価の方法」に規定する方法によっては事業主の取組を評価できない場合であっても、事業主が連携する就労支援機関等から、一部の項目に限って評価基準に該当することを証明してもらうことが可能です。この仕組みを利用される場合は、本様式及び所定の添付書類をご提出ください。詳しくは、第4章1(3)「就労支援機関等からの評価」を参照ください。

⑥ 障害者雇用状況報告書(告示様式第6号、第6号の2(1)、第6号の2(2)、第6号の3(1)、第6号の3(2)、第6号の4(1)、第6号の4(2))

事業主における障害者雇用の状況について報告いただく書類です。常時雇用する労働者の数が 45.5 人以上である事業主にあっては、毎年1回、6月1日時点の状況をハローワークにご提出いただいていますので、申請に当たっては申請日の前日から起算して過去1年以内にご提出いただいた障害者雇用状況報告書の写しをご提出ください。6月1日時点の障害者雇用状況報告書を作成していない事業主にあっては、申請日時点の状況について記入し、ご提出ください。

なお、申請事業主が特例子会社である場合は、特例子会社自身の障害者雇用状況報告書(告示様式第6号の2(1)。法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別。)以外に、親事業主が作成する障害者雇用状況報告書(告示様式第6号の2(2)。法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体。)も併せてご提出ください。

⑦ その他の書類

上記の他、認定審査に当たって必要と認める範囲で関係する書類の提出を求める場合があります。

4 認定決定までのプロセス

(1) 申請の受理

申請書類一式の提出を受けた都道府県労働局は、以下の事項について確認を行った上で申請を受理します。

- ① 申請書類一式に不足がないこと
- ② 基準適合事業主認定申請書に所定の事項が記載されていること
- (2) 申請内容の審査

申請を受理した都道府県労働局は、以下のとおり申請内容の審査を行います。

① 書面審査

申請書類一式を以下の観点から確認します。

・評価基準(最低合格点)を全て満たしているか(第4章1(1)参照)

- ・評価要素該当申告書(申請書別紙3)の内容は添付書類と齟齬がないか(第4章1(2) 参照)
- ・雇用障害者数の基準を全て満たしているか(第4章2参照)
- ・欠格事由に該当しないか(第4章3参照)

② 事業所実地確認

ハローワークの職員が事業所を訪問し、障害者雇用への取組状況について確認いたします。訪問日時、具体的な確認事項及び当日までにご用意いただきたい書類等について、事前にハローワーク又は都道府県労働局から調整させていただきます。実地確認においては、主に評価要素該当申告書(申請書別紙3)の内容に沿って確認いたしますが、その他、事業所における障害者雇用への取組全般についてヒアリングさせていただく場合もございます。

なお、当日は、原則として事業主ご本人様又は代表者様及び障害者雇用の担当者様に ご対応いただくようお願いします。ただし、日程調整等の結果、事業主ご本人様又は代 表者様のご対応が難しい場合は、障害雇用を担当する役員若しくは管理職の方にご対応 いただいても差し支えありません。

また、申請の際に「就労支援機関等による評価基準該当証明書」(申請書別紙4)を提出した場合は、可能な範囲で、実地確認の際に当該就労支援機関等の担当者様も同席いただくようお願いします。

③ 評価基準自己採点表及び評価要素該当報告書等の補正

書面審査及び事業所実地確認の結果、評価基準自己採点表(申請書別紙2)及び評価要素該当申告書書(申請書別紙3)等の補正が必要になる場合があります。その場合、都道府県労働局の指示に従い、所定の期間内に補正を行ってください。

(3) 認定·不認定

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、以下①及び②の通知をもって障害者雇用優良中小事業主に認定します。認定基準を満たしていない場合には、以下③により通知します。

- ① 基準適合事業主認定通知書(認定様式1号)
- ② 評価基準採点表 (認定様式2号)
- ③ 基準適合事業主不認定通知書(認定様式3号)

(4) 標準審査期間

申請の受理から認定又は不認定の決定までの標準審査期間は、原則として3か月です。

5 認定後のフォローアップ

(1) 認定の有効期限

障害者優良中小事業主に係る認定に有効期限はないため、下記(5)により認定を取り消され又は辞退しない限りは有効です。

(2) 認定後のフォローアップ

認定後は以下のとおり都道府県労働局の行うフォローアップに御協力ください。

① 障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業主

認定事業主のうち、障害者雇用促進法第43条第7項に基づき、毎年6月1日時点の障害者の雇用状況を障害者雇用状況報告書にて報告することが義務付けられている事業主 (常時雇用する労働者の数が常時45.5人未満である事業主。障害者雇用促進法第43条第7項、障害者雇用促進法施行規則第7条。)については、毎年、ご提出いただく障害者雇用状況報告書により、障害者雇用促進法施行規則第36条の17第5号イの基準(法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること。第4章3参照。)に適合しているかどうかを確認します。

② 認定申請内容の一部の更新情報を毎年厚生労働省に報告することを誓約した事業主

「I 取組(アウトプット)」及び「II 成果(アウトカム)」の各評価要素に対応する取組等の内容に係る更新情報を、毎年、都道府県労働局に報告することを誓約した事業主(※1)については、認定した年の翌年以降、毎年6月1日時点における情報を以下アからウまでの様式に記入し、当該年の7月15日までに事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局にご提出ください(事業主の主たる事業所を管轄するハローワークを経由して提出することも可能です。)。都道府県労働局においては、ご提出いただいたアからウまでの様式にて確認できる範囲内で、認定基準に適合していることを確認します(※2)。

なお、報告することを誓約した更新情報が一部項目のみである場合は、下記ア及びイは当該一部項目のみ記載してください。

- ア 評価基準自己採点表(報告様式1号 認定後報告用)
- イ 評価要素該当申告書(報告様式2号 認定後報告用)
- ※1 第4章1(2) 皿を参照ください。具体的には、評価基準自己採点表(申請書別紙2) の「個票-皿情報開示」において、小項目⑮の評価要A、小項目⑯の評価要素B及びC にチェックした事業主が該当します。
- ※2 認定時に「就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)」を提出した事業主にあっては、認定後のフォローアップ時には同様式の再提出は不要です。
- ③ その他

上記①及び②の他、例えば労働者等から通報があった場合など、必要に応じて、電話、 訪問又は下記の様式により認定基準に適合しているかどうかの確認を行う場合がありま す。

- ア 評価基準自己採点表 (報告様式1号 認定後報告用)
- イ 評価要素該当申告書(報告様式2号 認定後報告用)
- ウ 認定要件確認申立書(報告様式3号 認定後報告用)
- 工 障害者雇用状況報告書
- オ その他、都道府県労働局長が必要と認める書類

(3) 報告徴収等

上記(2)のフォローアップにご協力いただけない場合は、障害者雇用促進法第 82 条第 1項に基づく報告徴収等の対象となる場合があります。

(4) 改善指導

上記(2)の結果、認定基準に適合していないことが判明した場合には、都道府県労働局より、是正指導書(指導様式1号)により、認定基準に適合するよう改善指導を行う場合があります。

(5) 認定の辞退

障害者雇用優良中小事業主は、事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局長に対して認定辞退申出書(辞退様式1号)を提出することで、障害者雇用優良中小企業に係る認定について辞退の申し出をすることができます。認定辞退申出書(辞退様式1号)を受理した都道府県労働局長は、認定取消通知書(取消様式1号)により障害者優良中小事業主の認定を取り消します。

(6) 認定の取消し

① 認定取消しの対象となる場合

都道府県労働局長は、障害者雇用優良中小事業主が次のアからエに該当する場合は、 認定取消通知書(取消様式1号)により、当該事業主に係る認定を取り消します。

- ア 障害者雇用優良中小事業主が、認定辞退申出書(辞退様式1号)を提出したとき
- イ 障害者雇用優良中小事業主が、障害者雇用促進法第46条第1項に基づく対象障害者 の雇入れに関する計画の作成の命令の対象となった場合
- ウ 不正の手段により障害者雇用第77条第1項の認定を受けたと認められるとき
- エ 上記4による改善指導によってもなお、障害者雇用優良中小事業主が次のいずれか に該当すると認められるとき(上記アからウに該当するときを除く。)
- ・ 障害者雇用促進法第 77 条第 1 項に規定する基準に適合しなくなったと認められる場合
- ・ 障害者雇用促進法又は障害者雇用促進法に基づく命令に違反したと認められる場合

② 認定の取消に際しての手続き

都道府県労働局長は、認定の取消しに当たっては、①の辞退の申し出を受けて行われるものを除き、行政手続法(平成5年法律第88号)に定められた厚生労働省聴聞手続規則(平成12年厚生省・労働省令第2号)により聴聞手続を実施した上で取消しの決定を行います。

③ 認定取消しの効果

認定を取り消された日以後、次章に掲げる認定の効果及びメリットは享受できなくなります。したがって、認定の取消しの後に障害者雇用優良中小事業主認定マークを使用した製品の製造、販売やサービスの提供はできません。ただし、辞退又は取消しの前に製造され既に流通している製品の自主回収や出荷途中の製品の差し止めまでが求められるものではありません。

第3章 認定の効果・メリット

1 障害者雇用優良中小事業主認定マーク

障害者雇用優良中小事業主は、以下に掲げる商品等に「障害者雇用優良中小事業主認定 マーク」を付することができます(障害者雇用促進法第77条の2第2項、障害者雇用促進 法施行規則第36条の18)。

【障害者雇用優良中小事業主マークを表示できる商品等】

- 商品
- ・役務の提供の用に供する物
- ・商品、役務又は事業主の広告
- 商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁気的記録
- 事業主の営業所、事務所その他の事業場
- インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報
- ・労働者の募集の用に供する広告又は文書

2 日本政策金融公庫による低利融資

障害者雇用優良中小事業主は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」における低利融資の対象となります。詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。

3 厚生労働・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報等

障害者雇用優良中小事業主の情報は、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページに 掲載される他、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークが表示され ます。また、障害者雇用優良中小事業主に限定した合同面接会等も企画する場合がありま す。詳しくは最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

4 公共調達等における加点評価

障害者雇用優良中小事業主は、地方公共団体の公共調達及び国及び地方公共団体の補助 事業 (※1) において加点評価を受けることができる場合 (※2) があります。詳しくは公共調 達等を実施している地方公共団体等にお問い合わせください。

- ※1 国の公共調達において障害者雇用優良中小事業主の評価を加点することについては、優先調達等を実施することの法的根拠が特段存在せず、また、認定制度の評価項目と契約の成果物の因果関係が抽象的であるとされ、認められていません。
- ※2 障害者雇用促進法第7条の2第1項に基づく障害者活躍推進計画策定指針(令和元年厚生労働省告示第 198号)等において、地方公共団体に対して公共調達等における加点評価の実施を勧奨しています。

第4章 認定の基準・評価方法

障害者雇用優良中小事業主に認定されるためには、下記「1 障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等に係る評価」「2 雇用障害者数」「3 欠格事由」の3つの認定基準を全て満たすことが必要です。

1 障害者雇用への取組等に対する評価

(1) 合格に必要な得点

下記表3の評価基準により、障害者雇用に関する「I 取組 (アウトプット)」「Ⅱ 成果 (アウトカム)」「Ⅲ 情報開示 (ディスクロージャー)」の3つの大項目について、合計 20 点 (※) 以上を獲得することが必要です。ただし、各大項目の合格最低点は、「I 取組 (アウトプット)」は5点、「Ⅱ 成果 (アウトカム)」は6点、「Ⅲ 情報開示 (ディスクロージャー)」は2点です。具体的な評価方法は下記(2)で解説します。

なお、雇用率制度の対象障害者以外の障害者に対する取組等であっても評価の対象となりますが、指定就労継続支援 A 型の利用者に対する取組等は評価の対象外です。

※ 特例子会社である場合は合計 35 点以上必要です。

【表3:障害者雇用への取組等に対する評価 評価基準】(再掲)

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
		①組織面	特に優良	2点
	1 体制づくり	少和 稱山	優良	1 点
		②人材面	特に優良	2 点
		②八竹山	優良	1 点
		③事業創出	特に優良	2点
		の事業制山	優良	1 点
	2 仕事づくり	④職務選定·創出	特に優良	2 点
	2 仕事つくり	4	優良	1 点
I 取組		⑤障害者就労施設等へ	特に優良	2 点
(アウトプット)		の発注	優良	1点
		⑥職務環境	特に優良	2点
		少 概伤垛块	優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2 点
	3 環境づくり	少	優良	1 点
	ひ 塚切 ノくり	⑧働き方	特に優良	2 点
		の割さり	優良	1 点
		⑨キャリア形成	特に優良	2 点
		₩ 1 1 7 7 1121 3	優良	1点

		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点
		しての他の雇用官垤	優良	1 点
	I 取組(ア	ウトプット)の合格最低点		5点 (満点 20点)
			特に優良	6 点
		⑪雇用状況	優良	4 点
	1 数的側面		良	2 点
	1 数时侧围		特に優良	6 点
		⑫定着状況	優良	4 点
Ⅱ 成果			良	2点
(アウトカム)			特に優良	6点
		⑬満足度、ワーク・エンゲ ージメント	優良	4 点
	2 質的側面		良	2 点
	2 貝的側面		特に優良	6点
		⑭キャリア形成	優良	4 点
			良	2 点
	Ⅱ 成果(フ	マウトカム)の合格最低点		6点 (満点 24点)
	1 取組	 ⑤体制・仕事・環境づくり	特に優良	2 点
	(アウトプット)	心体前・仕事・境境 フィッ	優良	1 点
Ⅲ 情報開示 (ディスクロージ		⑥数的側面	特に優良	2 点
()1X9U-9 +-)	2 成果	10 致时侧面	優良	1 点
,	(アウトカム)	沙質的側面	特に優良	2 点
		⑪質的側面	優良	1点
Ш	情報開示(ディ	ィスクロージャー)の合格最	低点	2点 (満点6点)
	I ~ Ⅲ	合計の合格最低点		20 点 (満点 50 点)

(2) 評価の方法

I 取組(アウトプット)の評価方法

下記1~3の各表の小項目毎に評価します。

具体的には、各表の「評価要素」欄に掲げる評価要素のうち該当するものを数え、その数に応じて、対応する「評価方法」欄及び「評価基準・得点」欄の点数を付します(※)。

各表の下の[評価要素への該当基準]を参照しながら、該当すると考えられる取組の内容とその理由を評価要素該当申告書(申請書別紙3)に記載してください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を評価要素該当申告書(申請書別紙3)に添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください。必要となる書類等は[評価要素への該当基準]を参照ください。

なお、「評価方法」欄に掲げる方法に該当しない場合であっても、連携先の就労支援機関に当該小項目の評価基準に該当する旨を証明してもらうことも可能です。詳細は下記(3)「就労支援機関からの評価」を参照ください。

※ 一の小項目において複数の「評価基準・得点」に該当する場合は、最も評価の高い「評価基準・得点」に係る点数のみを付します。例えば、下記2の小項目③「事業創出」において「特に優良: 2点」及び「優良: 1点」のいずれにも該当する場合は、「特に優良: 2点」のみを獲得。

1 体制づくり

小項目	評価基準・得点	評価方法	評価要素
①組織	特に優良:2点	評価要素A~Dのう ち2つ以上に該当	A 障害者の活躍推進のためのリーダーシップ・部署横断体制の確立 B 障害者の活躍推進に当たっての障害当事者
面	優良: 1点	評価要素 A ~ D のう ち 1 つに該当	の参画 C 支援担当者の配置等 D PDCAサイクルの確立
②人材	特に優良:2点	評価要素E~Gのう ち2つ以上に該当	E 専門的な外部研修・セミナーの活用 F 専門的な社内研修の充実
面	優良:1点	評価要素 E ~ G のうち 1 つに該当	G 理解促進・啓発の充実

[評価要素へ該当基準]

① 組織面

ナチュラルサポート(事業所内の自然な支援体制)の重要性を踏まえつつ、リーダーシップ・部署横断的な体制や、当事者参画、支援担当者の配置等の体制に加え、自律的なPDCAサイクルを確立することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

A リーダーシップ·部署横断体制の確立

企業内において、以下のいずれかに該当するリーダーシップ・部署横断体制を確立し ていることが必要です。

- ① 社長等トップ自ら、障害者雇用の方針や理解促進のメッセージを社員に発信してい る。
- ② 部署を横断し、障害者雇用を推進するチーム・会議体等を設置している。

なお、①については、障害者雇用の方針や理解促進のメッセージがトップの発案又は 決裁の下に決定されており、明文で事業主内に周知されていることが必要です。②につ いては、社長等トップの発案又は決裁の下に障害者雇用を推進するチーム・会議体等を 設置しており、当該チーム・会議体等の議論は組織内の全ての取組を射程に入れている ものであることが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・障害者雇用の方針や理解促進のメッセージの写し
- ・障害者雇用を推進するチーム・会議体等の開催案内、議事次第、議事録の写し

【参考】全社的連携のイメージ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用〜事業主のため のQ&A集~」では、経営者をトップとした障害者雇用に関する全社的連携について以下 のように図解しています(Q6)。 経営者 経営者への働きかけ 障害者雇用の方針の決定 理解を求める 理解を求める ●全社員への方針の浸透(社 方針の伝達 方針の伝達 員へのメッセージの発信) 計画の承認 人事担当者 受け入れ部署社員

理解を求める方針の伝達

●経営者、受入部署との 相談・報告 調整 ● 採用活動 理解を求める方針の伝達 受け入れ部署以外の社員

理解を求める

方針の伝達

理解・協力

障害者の教育訓練 障害者の労務管理

同僚社員の理解

出典:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主の ための Q&A 集~」(平成 22 年 3 月 初版 令和元年 9 月版)

・ 障害者への理解 ●受入部署への協力

B 障害当事者の参画

障害者雇用計画策定

障害者雇用の取組に当たって、以下のいずれかに該当する障害当事者の参画を進めて いることが必要です。

- ① 障害者雇用を推進するチーム・会議体等に障害当事者が構成員となっている。
- ② 障害者雇用促進法第 78 条第1項に規定する障害者雇用推進者、障害者雇用促進法第

79条第1項に規定する障害者職業生活相談員又はその他の支援担当者に障害者が就いている。

なお、①における「障害者雇用を推進するチーム・会議体等」は、上記Aの②における「障害者雇用を推進するチーム・会議体等」と同義です。②における「その他の支援担当者」とは、組織内において、個々の障害者に対する業務指導又は職業生活上の相談支援業務を職務として担当している者(他の職務と兼任していることは差し支えありません。)を指します(以下同じ。)。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・障害者雇用を推進するチーム、会議体等に障害当事者が構成員として参加していることが分かる書類(名簿等)の写し
- ・職業生活相談員、その他の支援担当者に障害当事者が付いていることが分かる書類(名 簿等)の写し

C 支援担当者<u>の配置等</u>

以下のいずれかに該当するように支援担当者の配置等を充実させていることが必要です。

- ① 支援担当者を配置し、日常的に支援している。
- ② ジョブコーチ又は都道府県認定の指導員等を配置又は委嘱している。

なお、①において、「日常的に支援している」とは、当該支援担当者による支援が実際に障害者によって利用されていることが必要です。②における「都道府県認定の指導員等」とは、職場内において、障害者に対する職場定着支援、職業生活に関する相談及び指導等を実施する者であって、地方公共団体の機関等により認定される者です。

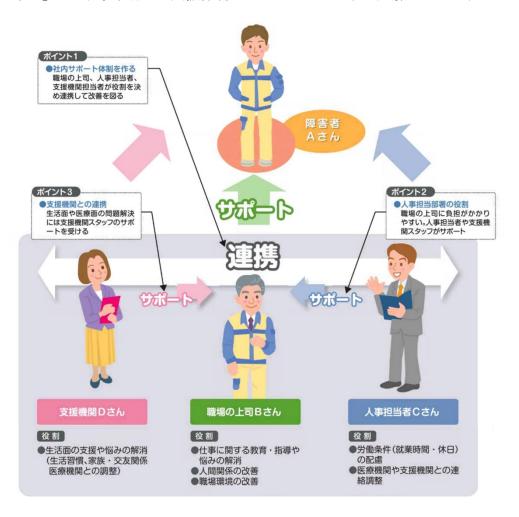
【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・支援担当者を配置し、日常的に支援していることが分かる書類(支援担当者の名簿、 支援に係る業務日報等)の写し
- ・ジョブコーチ又は都道府県認定の指導員等を配置又は委嘱していることが分かる書類 (配置又は委嘱に係る契約書等)の写し

【参考】支援体制のイメージ

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主のためのQ&A集~」では、事業所内の支援体制について以下のように図解しています(Q18)。



出典:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主のための Q&A 集~」(平成 22 年 3 月 初版 令和元年 9 月版)

D PDCAサイクルの確立

障害者雇用の取組に当たって、以下のいずれも満たすPDCAサイクルを確立していることが必要です。

- ① 障害者の活躍推進のための計画を作成している。
- ② 当該計画について、定期的に現状分析・課題設定し、対策を講じている。

なお、①における「障害者の活躍推進のための計画」とは、当該事業主における障害者雇用に関する総合的な計画であり、原則として1年以上のものであることが必要です。また、雇用率達成等の数値目標や障害者の定着に向けた職場環境の整備等、障害者雇用の質の向上・維持に係る内容も含んでいるものであることが望まれます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・障害者の活躍推進のための計画の写し
- ・障害者の活躍推進のための計画を定期的に現状分析・課題設定し、対策を講じている ことが分かる書類(現状分析・課題設定及び対策に係る報告書又は会議録等)の写し

【参考】「障害者の活躍推進のための計画」のイメージ

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用職場改善好事例集」では、以下のような事例を紹介しています。

事例 1:トッパン・フォームズ株式会社日野センターの事例(平成30(2018)年度障害 者雇用職場改善好事例(抜粋))

<改善策1>

①「マスタープラン 2020」の策定

2020年3月までの障害者雇用率の達成目標とともに、障害者雇用を進めるための方向性や課題への対応策、社内の役割分担を定めたマスタープランを策定。本社人事部や現場(日野センター)をはじめとする関係者で共有したことにより、社内の関係者が共通認識をもつことができるようになった。

(主な内容)

- 精神障害者雇用を強みとした雇用施策を実施する
- ・安定的で長期的な就労をめざす
- ・現場をバックアップする組織を本社に整備する
- ジョブコーチなどの専門資格の取得をめざす
- ・特例子会社を利用せずグループ各社が雇用率を達成する など

<改善後の効果>

マスタープランを策定したことにより、会社としての障害者雇用の方針や各部門の 役割分担が明確化され、 社内の関係者が共通認識をもつことができるようになった。 また、「課題発掘チーム」の組織化により、現場でおきるさまざまな雇用管理上の課題 に的確に対応できるようになった。

この結果、同社では、「マスタープラン 2020」の計画を上回る雇用率を達成している。

事例2:株式会社キトーの事例(平成29(2017)年度障害者雇用職場改善好事例(抜粋)) <改善策1>

①「障がい者マスタープラン」の策定

2011年に「障がい者マスタープラン」(5カ年計画)をかかげ、組織的・継続的な取組を推進。現在は第II期マスタープランの実行中(計画期間:2016~2021年)。

く改善後の効果>

「障がい者雇用マスタープラン」の策定や、定例会の開催などにより、全社的・継

続的な取組みが推進されるようになり、雇用が進展。

当初、受け入れた職場は仕事・安全面などを心配していたが、実習受け入れから徐々に慣れていったことが実を結び、「思っていた以上にできることが多い」などの意見が出るようになった。また、さまざまな仕事にチャレンジさせることで、受入れ職場も「この仕事もできる」などの発見、雇用管理ノウハウの蓄積につながっている。

さらに、健常者と障害のある社員が一緒に働いていることで、健常者が障害のある 社員に気を配る場面や、自然に接する場面が増えてきている。また、障害のある社員 が真面目にこつこつと働いている姿に周囲の者が触発されるなど、お互いの成長にも つながっている。

出典:以下のとおり。

・事例 1:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「精神障害・発達障害のある方の雇用 促進・キャリアアップに取り組んだ職場改善好事例集」(平成30(2018)年度)

・事例2:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「身体障害、難病のある方などの雇用

促進・職場定着に取り組んだ職場改善好事例集」(平成29(2017)年度)

② 人材面

障害者雇用の推進に係る組織体制を実質化すべく、社員等が専門的・基礎的な知識・技能等を習得することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

E 専門的な外部研修・セミナーの活用

障害者雇用に係る専門的な外部研修・セミナーの活用に関して、以下のいずれかに該当することが必要です。

- ① 組織に在職中にジョブコーチ又は都道府県認定の指導員等に養成した社員がいる。
- ② 過去1年間で少なくとも1度、障害者雇用に関する外部研修・セミナーに社員を派遣した(※)。

なお、②における「障害者雇用に関する外部研修・セミナー」とは、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークが開催する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座、障害者雇用促進法第79条に基づき独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する障害者職業生活相談員資格認定講習及びその他の就労支援機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター又は就労移行支援事業所等)が開催する障害者雇用に関する研修会です。ただし、法律上の義務を満たすために必要な受講に参加した場合を除きます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・ジョブコーチ又は都道府県認定の指導員等の修了証書等の写し
- ・障害者雇用に関する外部研修・セミナーの受講証明書等の写し

F 専門的な社内研修の充実

過去1年間で少なくとも一回以上、障害者雇用に関する専門的な社内研修を実施していることが必要です。「障害者雇用に関する専門的な社内研修」とは、当該事業所内における障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員その他の支援担当者を講師とする研修又は障害者雇用に係る外部専門家(ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター又は就労移行支援事業所等の職員等)を講師として招いて実施する研修であって、障害者に対する業務指導又は職業生活上の相談支援のノウハウ等の向上を目的とするものです。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・研修の開催案内、議事次第、資料等の写し

【参考】地域障害者職業センターの実施する研修会

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、地域障害者職業センターにて、企業向けの社員研修の企画や講師派遣を実施しています。地域障害者職業センターの所在地・連絡先一覧は下記 URL を参照ください。

○地域障害者職業センター

http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/index.html#header

G 理解促進・啓発の充実

過去 1 年間で少なくとも一回以上、従業員を対象とした障害者雇用に関する基礎的な 研修・セミナー等を実施したことが必要です。

なお、「障害者雇用に関する基礎的な研修・セミナー等」とは、障害者雇用への理解促進を目的とするものであって、事業所内で開催する研修・セミナーの他、障害者雇用に熱心な先進的事業所や特別支援学校、就労移行支援事業所等への見学会も含みます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・研修・セミナー等の開催案内、議事次第、資料等の写し

2 仕事づくり

小項目	評価基準	評価方法	評価要素
③事業	特に優良:2点	評価要素 A ~ C のうち1 つ以上に該当	A 過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字 B 過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上 C 過去10年間に、障害者雇用により新事業を創出
/д у ш	優良:1点	評価要素 D・E のうち 1 つ以上に該当	D 過去3年間のいずれかの年で経常利益が黒字 E 過去4年間のいずれかの年で売上高対経常 利益率が3%以上
	特に優良:2点	評価要素 F・Gの2つ に該当	F 過去3年以内に、障害特性に応じた職務を選 定・創出
選定・創出	優良: 1点	評価要素 F・G のうち 1 つに該当	G 適切な方法により個々の障害者に相応しい 職務をマッチング
者就労	特に優良:2点	評価要素H・Iの1つ 以上に該当	H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設 に対して年間100万円以上を発注 I 過去5年間のうち3年以上、在宅就業障害者 等に対して年間100万円以上を発注
施設等への発注	優良:1点	評価要素 J・K の 1 つ 以上に該当	J 過去3年間のうち1年以上、障害者就労施設 に対して年間100万円以上を発注 K 過去3年間のうち1年以上、在宅就業障害者 等に対して年間100万円以上を発注

[評価要素への該当基準]

③ 事業創出

社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を事業主が有していることを踏まえ、障害者雇用を持続的に進めるため、各事業主の経営・事業の持続性が重要です。また、障害を価値として新事業創出等に繋げる視点も重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

A 過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字

事業主単位で、過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字であることが必要です。 なお、申請事業主が特例子会社である場合であっても、当該特例子会社単体において 経常利益が黒字である必要があります。

【証明書類】

上記評価要素に該当することを証明できる損益計算書等の決算書の写し。

B 過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上

事業主単位で、過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益が3%以上であることが必要です。

なお、申請事業主が特例子会社である場合であっても、当該特例子会社単体において 売上高対経常利益率が3%以上であることが必要です。

【証明書類】

上記評価要素に該当することを証明できる損益計算書等の決算書の写し。

C 過去 10 年間に、障害者雇用により新事業を創出

過去 10 年間に、障害者を雇用することで新事業を創出し、現在も事業が継続していることが必要です。

なお、「障害者を雇用することで新事業を創出」とは、新たな事業を行うための部署又は事業所を設置し、当該部署又は事業所に障害者を継続して配置していることが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者を雇用することで創出した新事業が分かる会社パンフレット、組織図等の写し

D 過去3年間のいずれかの年で経常利益が黒字

事業主単位で、過去3年間のいずれかの年で経常利益が黒字であることが必要です。 なお、申請事業主が特例子会社である場合であっても、当該特例子会社単体において 経常利益が黒字であることが必要です。

【証明書類】

上記評価要素に該当することを証明できる損益計算書等の決算書の写し。

E 過去4年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上

事業主単位で、過去4年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上であることが必要です。

なお、申請事業主が特例子会社である場合であっても、当該特例子会社単体において 売上高計上利益率が3%以上であることが必要です。

【証明書類】

上記評価要素に該当することを証明できる損益計算書等の決算書の写し。

④ 職務選定·創出

障害者の特性等を踏まえて職務を選定・創出するとともに、その職務と障害者の能力・ 適性をマッチングすることが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を 判断します。

F 過去3年以内に、障害特性に応じた職務を選定・創出

過去3年以内に、以下のいずれかに該当する職務の選定又は創出を行ったことが必要です。

- ① 職務整理票の活用その他の創意工夫により業務を選定した。
- ② 組織内のヒアリング又はアンケートの実施その他の創意工夫により業務を創出した。
- ③ 就労支援機関と連携して業務を選定・創出した。

なお、「職務の選定」とは、組織内のニーズを踏まえて障害者雇用のための職務を切り出すことであり、「職務の創出」とは、障害者雇用のために新たな職務を新設することを指します。①における「職務整理票」とは、一連の職務の過程を分解し、各過程における作業手順を具体的に整理した資料を指します。また、①における「その他の創意工夫」とは、例えば職場実習の活用等により、職務整理票によらずに障害者雇用のための職務の切り出しを行うものを指します。②における「組織内のヒアリング又はアンケートの実施」とは、職務の創出を目的として事業主内の各部署等に対して広く実施する調査を指します。また、②における「その他の創意工夫」とは、例えば、組織内のヒアリング又はアンケートの実施以外の方法(先進的な企業への調査等)であって、職務の創出に向けた具体的な取組を行うものを指します。③における「就労支援機関」とは、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター又は就労移行支援事業所等の障害者に対する就労支援を行う機関をいいます。

なお、①及び②とも、申請事業主が特例子会社である場合には、特例子会社設置後の 当該特例子会社における取組のみが評価対象となります。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・職務整理票の活用その他の創意工夫により業務を選定したことが分かる社内の報告書、 会議資料又はその他の通知等の写し
- ・組織内のヒアリング又はアンケートの実施その他の創意工夫により業務を創出したことが分かる社内の報告書、会議資料又はその他の通知等の写し
- ・就労支援機関と連携して業務を選定・創出したことが分かる社内又は就労支援機関の 報告書、会議資料又は通知等の写し

【参考】職務整理票を活用して職務を選定した事例

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主のための Q&A 集~」では、職務整理票を活用して職務を選定した事例について以下のように紹介しています(Q9)。

<既存の職務から従事する職務を選んだ事例>

- 1 企業名 A社
- 2 医療機器の製造
- 3 雇用事業所 製品の生産工場
- 4 従業員数 190人
- 5 障害者の雇用状況と経緯

法定障害者雇用数は4人。現在、経理部署に内部障害者(心臓機能障害3級)を雇用しているが、あと3人の障害者を工場で新規雇用することを目指している。

事務部門で身体障害者の雇用を計画し求人したが、適当な人材が確保できない。ハローワークの助言で、募集する障害者の範囲を知的障害者や精神障害者まで広げ、製造現場で雇用を目指すこととし、職務を再点検した。

6 整理票の作成

作業名	内容	要件1 (身体負担)	要件2 (理解·判断)	要件3 (コミュニケーション)	要件4 (資格・スキル)	時間頻度	施設設備	適否
部品の検品	部品形状やキズの確認	普通	必要	必要	不要	終日		否
部品収納・ピッキング	数字・アルファベットを判読 し、収納ビッキングを行う	負担やや大	必要	必要	不要	終日		否
配送用の段ボール準備	配送製品に合わせて段ボール を組立	負担やや大	不要	不要	不要	随時		適
部品の組立	5種類の製品の組立	立ち作業	必要	必要	不要	終日	工具 使用	否
輸入製品の開梱・ラベル 貼り・箱詰め	100 単位の製品を 10 個単位 に詰め直す	負担やや大	不要	不要	不要	終日		適
指示書作成の数値入力	エクセル帳簿に商品No・個数 ・日付を入力	負担小	必要	必要	PC 操作	随時		否
段ボール解体・整理	梱包用発泡スチロールと分別 し、整理	負担やや大	不要	不要	不要	随時		適

7 職務の決定

知的障害者や精神障害者も含めて配置を考えていくことから、①判断要素が少ないこと、②納期に縛られないこと、③作業内容の変化が少なく恒常的に作業量を確保できることなどを選定ポイントにして、「輸入製品の梱包、ラベル貼り・箱詰め作業」に従事させることとした。また、作業が確保できない日については、「配送用段ボールの準備」「段ボールの解体・整理」も補助業務として従事させることとした。

出典:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主の ための Q&A 集~」(平成 22 (2010) 年 3 月 初版 令和元年 9 月版)

【参考】組織内アンケートの活用例

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主のためのQ&A集~」では、職務整理票を活用して職務を選定した事例について以下のように紹介しています(Q10)。

新たな職務の創り方

社員全員に対してアンケート調査を行ってみると、特別なスキルを必要とせず知的障害者や精神 障害者を含め、様々な障害者が従事できる職務を創り出せるかもしれません。

<社員に対するアンケートの例>

社員の皆様へ

当社ではこれから障害者の雇用を積極的に推進していく予定ですが、障害の状況によっては従事可能な職務が制限される方もいます。このため障害者が従事できる新たな職務を作っていく必要があります。現在、社員の皆様が行っている作業の中で、専門的知識や技術を必要としない職務(作業)の状況についてアンケート調査を行うこととしましたのでご協力をお願いします。

総務部人事課

Na	作業名	内容·手順	難易度	頻度	時間帯	時間
1			難・普・易			
2			難・普・易			
3			難·普·易			
4			難・普・易			
5			難・普・易			

創り出しやすい定型作業例

領域	定型作業例
事務部門	社内郵便物の仕分け 最寄りの支店などに郵便物・荷物を届ける 郵便局に荷物を届ける 領収書の仕分け リサイクルペーパーの仕分け パソコンに数字・氏名を入力する コピー機やブリンターに用紙を補充する 廃棄文書をシュレッダーにかける ダイレクトメールや資料の封入 パソコンで社員用名刺を作成する 文書をスキャナーで読み・保存する 新聞・雑誌をスクラップする スタンプを押す タイムカード・給料明細を全店に発送する 資料をコピーして綴じる パンフレットに紙をはさむ 伝票のファイリング 会議用テーブルのセッティング 事務所の清掃・ゴミ回収 社用車の洗車 給茶器のメンテナンス 起撃植物のの水やり
現業部門 ○生産 ○物流 ○販売 ○飲食店 など	段ボールの解体 カートやかごの整理 店舗、トイレ、お客様休憩コーナーの清掃 容器や食器の洗浄 器具や部品の洗浄 器具や部品の洗浄 器品のパリ取り(材料を加工(切る・削る)した際に出る不要部分の除去) 店舗、工場で出されたゴミの分別・回収 建物や緑地部分の清掃 壮用車の洗車 POP の作成(広舗内手作り広告の作成) 社員用休憩室の清掃 駐車場の清揚(ゴミ拾い) 緑地の手入れ

出典:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主の ための Q&A 集~」(平成 22 (2010) 年 3 月 初版 令和元年 9 月版)

【参考】組織内アンケートの活用例

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主のためのQ&A集~」では、職務を創り出した例として以下のように紹介しています(Q10)。

職務を創り出した例

事務所での職務例(シュレッダー) 1日のスケジュール 作業内容 時間 9:00 事務所の清掃 9:30 会議室の清掃 PCデータ入力 10:00 11:00 社内メール仕分け 12:00 昼食 13:00 書類ファイリング 14:00 PCデータ入力 15:00 シュレッダー作業 15:30 ゴミ回収・運搬 16:00 終了



事務所での職務例(ダイレクトメール封入)

事務所清掃・給茶器セット

作業内容

資料コピー

1日のスケジュール

時間

9:00

10:00

シュレッダー作業

ダイレクトメール封入作業

	職務例(清掃)
1日のスタ	ケジュール
時間	作業内容
8:30	段ボール組立
9:30	容器の洗浄
12:00	昼食
13:00	工場内清掃
15:00	段ボール解体
16:00	ゴミ回収
17:00	終了



出典:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主の ための Q&A 集~」(平成 22 (2010) 年 3 月 初版 令和元年 9 月版)

G 個々の障害者の特性に応じた職務のマッチング

以下のいずれも満たす方法により、個々の障害者の特性に応じて職務をマッチングしていることが必要です。

- ① 障害者の能力・適正を就労支援機関との連携その他の適切な方法により把握している。
- ② 支援機関等との連携その他の適切な方法により障害者と職務をマッチングしている。 なお、①及び②における「その他の適切な方法」とは、ジョブコーチその他の障害者 雇用に関する専門家(労務管理、医療、安全衛生、施設整備等の分野における障害者雇 用に特化した専門家であること。)の活用を含みます。

【訂明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・就労支援機関との連携その他の適切な方法により把握した障害者の能力・適正が記載 された記録簿等の写し
- ・支援機関等との連携その他適切な方法により障害者と職務をマッチングした際の記録 簿等の写し

⑤ 障害者就労施設等への発注

障害者の活躍の場の拡大や地域における障害者雇用の促進の観点から、自社で障害者を 雇用するだけでなく、障害者の活躍に資する発注も重要です。こうした観点から、以下の 評価基準への該当性を判断します。

H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注

申請日の属する事業年度の直前の5事業年度のうち、障害者就労施設(障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する「障害者就労施設」をいう。)に対して、合計100万円以上を発注した事業年度が3事業年度以上あることが必要です。

ただし、発注先の障害者就労施設が、支配従属関係を有する自法人若しくは関連会社等である場合には、当該障害者就労施設に対する発注額は除きます。

【証明書類等】

障害者就労施設への発注額が分かる領収書等の写し等及び発注先の障害者就労施設の概要が分かる資料(施設のパンフレットや地方公共団体ホームページ等、障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する「障害者就労施設」であることが分かる記載があるもの。)。

Ⅰ 過去5年間のうち3年以上、在宅就業障害者等に対して年間 100 万円以上を発注

申請日の属する事業年度の直前の5事業年度のうち、在宅就業障害者等(障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する「在宅就業障害者」及び同法第74条の3第1項に規定する「在宅就業支援団体」をいう。)に対して、合計100万円以上を発注した事業年度が3事業年度以上あることが必要です。

【証明書類等】

在宅就業障害者等への発注額が分かる領収書の写し及び発注先の在宅障害者等が分かる書類(※)。

※ 発注先の在宅障害者等が分かる書類は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金支給要領」における様式第 212 号「在宅就業契約報告書」及び様式第 212 号-2「発注証明書(在宅就業契約報告書)」によることとします。ただし、「事業主番号」欄は空欄でも差し支えありません。

<u>J 過去3年間のうち1年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注</u>

申請日の属する事業年度の直前の3事業年度のうち、障害者就労施設に対して、合計 100 万円以上を発注した事業年度が1事業年度以上あることが必要です。

ただし、発注先の障害者就労施設が、支配従属関係を有する自法人若しくは関連会社等である場合には、当該障害者就労施設に対する発注額は除きます。

【証明書類等】

障害者就労施設への発注額が分かる領収書等の写し等及び発注先の障害者就労施設の 概要が分かる資料(施設のパンフレットや地方公共団体ホームページ等、障害者優先調 達推進法第2条第2項に規定する「障害者就労施設」であることが分かる記載あるもの。)。

K 過去3年間のうち1年以上、在宅就業障害者等に対して年間100万円以上を発注

申請日の属する事業年度の直前の3事業年度のうち、在宅就業障害者等に対して、合計 100 万円以上を発注した事業年度が1事業年度以上あることが必要です。

【証明書類等】

在宅就業障害者等への発注額が分かる領収書の写し及び発注先の在宅障害者等が分かる書類(※)。

※ 発注先の在宅障害者等が分かる書類は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金支給要領」における様式第 212 号「在宅就業契約報告書」及び様式第 212 号-2「発注証明書(在宅就業契約報告書)」によることとします。ただし、「事業主番号」欄は空欄でも差し支えありません。

3 環境づくり

小項目	評価基準	評価方法	評価要素
⑥職務 環境	特に優良:2点 優良:1点	評価要素 A ~ C のう ち 2 つ以上に該当 評価要素 A ~ C のう	A 障害特性に配慮した作業施設・設備等の整備 B 障害特性に配慮した作業マニュアルのカス タマイズ、作業手順の簡素化
	特に優良:2点	ち1つに該当 評価要素 D ~ G のう ち2つ以上に該当	C その他の健康管理・福利厚生 D 障害者の職場実習生の受入れ E 障害者雇用に関する先進的な他企業の見学・ ヒアリングの実施
⑦募 集・採 用	優良:1点	評価要素 D ~ G のうち1つに該当	F 他企業からの障害者雇用に関する見学の受
8働き 方	特に優良:2点	合に、それぞれ1要素として評価。ただし、障害者が 適用される規定を整備し	J 時差出勤制度の整備・活用(※) K 短時間勤務制度の整備・活用(※) L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用 (※) M 傷病休暇又は病気休暇制度の整備・活用 (※)
	優良: 1点	評価要素 H ~ O のうち 2 つ以上 3 つ以下に該当	O 治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰 プランの策定・実施の実績がある
	特に優良:2点	評価要素 P ~ R のうち2つ以上に該当	P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の作成
リア形 成	優良: 1点	評価要素 P ~ R のう ち 1 つに該当	Q 教育訓練制度の整備・活用 R 人事・給与制度の明確化
⑩その他の雇	特に優良:2点	評価要素S~Vのう ち2つ以上に該当	S 障害者の業務管理等のための日報の作成 T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要 約筆記等担当者の手配を実施 U 過去3年間に、障害者特性に応じた通勤配慮
用管理	優良:1点	評価要素S~Vのう ち1つに該当	を実施 V 過去3年間に、障害者の職場定着のための外 部機関との連携・社会資源の活用を実施

[評価要素への該当基準]

⑥ 職務環境

作業施設・設備等のハード面とともに、作業方法、健康管理・福利厚生等のソフト面からも、障害者が働きやすい環境の整備が重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

A 障害特性に配慮した作業施設・設備等の整備

以下のいずれかに該当する環境整備を行っていることが必要です。

- ① 障害者雇用のために作業施設、作業設備又は福利厚生施設を整備している。
- ② 障害者のための就労支援機器を導入している。
- ③ 事業所内のレイアウトを障害特性に配慮して工夫している。

なお、①において、作業施設、作業設備又は福利厚生施設の利用者は障害者に限定されている必要はありませんが、障害者が利用しやすいように障害特性に配慮して整備されていることが必要です。福利厚生施設とは休憩室、食堂、集会場等を含みます。③における事業所内のレイアウトの工夫とは、机や什器等の配置をバリアフリー対応とする等の対応であって、①に該当するものを除くものとします。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・障害者雇用のために作業施設、作業設備又は福利厚生施設を整備していることが分かる企業パンフレット、ホームページ等の写し又写真
- ・障害者のための就労支援機器を導入していることが分かる企業パンフレット、ホームページ等の写し又は写真
- ・事業所内のレイアウトを障害特性に配慮して工夫していることが分かる企業パンフレット、ホームページ等の写し又は写真

【参考】バリアフリー化の事例

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主のための $Q \otimes A$ 集~」では、バリアフリー化の事例について以下のように紹介しています(Q 11)。

バリアフリー化の箇所と内容

バリアフリー化の箇所	内容
	・車いす使用者には段差解消のためにスロープなどを設置します。
	・スローブの設置が難しい場合は、簡易スローブ (携帯スローブ) を使うこともできます。
玄関など出入口	・車いすを使用していない下肢障害者の中には、かえってスロープが使いづらい場合 もあり、階段と併用した方がよいでしょう。
・車いすを使用していない下肢障害者の場合、段差 設置するとよいでしょう。	・車いすを使用していない下肢障害者の場合、段差の大きい場所に踏み台や手すりを 設置するとよいでしょう。
出入口と扉	・肢体不自由者にとっては扉が開き戸の場合、開閉時に身体をかわしにくく、開けづらいので、引き戸の方が望ましいでしょう。
	・扉の幅は車いす使用者、両杖使用者が通ることを考慮する必要があります。
	・通常のトイレのスペース(1畳程)では車いす使用者の使用は困難ですが、介助が必要でない歩行困難者であれば、手すりを付けることで使用可能となります。
トイレ・洗面所	・車いす使用者が使用するにはトイレスペースの横幅を広くとる必要がありますが、 現行の2つの便房を1つにして間仕切りを撤去することでスペースを確保する方法 があります。
B+击-信	・車いす使用者の場合、車を降りたあと玄関入口まで危険・負担がないよう、駐車場所に 配慮します。できれば降雨時を考慮し、屋根のある駐車スペースが望ましいでしょう。
駐車場	・車の乗降の際、車いすの出し入れを考慮し、運転席側は余裕のあるスペースを作る ことが望ましいでしょう。

(続き)

バリアフリー化の事例



事例1:スロープの設置



事例3:屋根付き駐車場



事例2:車いす用トイレ



事例4: 視覚障害者が認識しやすいように階段に テープを貼る

出典:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめからわかる障害者雇用~事業主の

B 障害特性に配慮した作業マニュアルのカスタマイズ、作業手順の簡素化

障害特性に配慮して、作業マニュアルのカスタマイズや作業手順の簡素化を行っていることが必要です。

なお、「作業マニュアルのカスタマイズのカスタマイズや作業手順の簡素化」とは、例えば、作業過程における部品や工具の位置を分かりやすく誘導する、いわゆる「治具(じぐ)」を用いた作業手順の簡素化や、作業手順を写真付きのパネルで解説する等の障害特性を配慮したものを指します。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- 作業マニュアルの写し
- ・作業手順の簡素化を図っていることが分かる書類の写し又は写真等

C その他の健康管理・福利厚生

以下のいずれかに該当する健康管理、福利厚生の向上を図っていることが必要です。

- ① 医療従事者又は医療機関等と連携して、健康管理を目的とした個人面談、健康相談、 その他の保健指導等を実施している。
- ② 事業所内における皆勤賞等の表彰、褒賞金の授与等又は事業所外における余暇活動 の充実に資する取組等により、障害者の働く意欲の充実を図っている。

なお、①における「その他の保健指導等」とは、例えば、日々の食事や睡眠等に係る助言や主治医との連携を前提とした服薬管理等を含みます。②における「事業所外における余暇活動の充実に資する取組等」とは、例えば、パラスポーツ大会への参加に係る有給休暇の付与や参加費用の助成等を含みます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・健康管理を目的とした個人面談、健康相談、その他の保健指導等を実施した際の記録 簿(連携先の医療従事者の氏名・所属又は医療機関の名称が記載されているもの)等 の写し
- ・事業所内における皆勤賞等の表彰状の写し、褒賞金の授与状の写し等又は事業所外に おける余暇活動の充実に資する取組等を実施した際の記録が示された書類等の写し

(7) 募集·採用

職場実習による円滑な採用・マッチングに加え、他企業に対する見学・ヒアリング等の 実施・受入れを通じた不断の改善を図ることが重要です。こうした観点から、以下の評価 要素への該当性を判断します。

D 障害者の職場実習生の受入れ

過去3年間で1回以上、障害者の職場実習を受け入れたことが必要です。

なお、職場実習の実施日数は問いませんが、実習期間中における障害者の職務指導及 び相談支援に従事する担当者を配置していることが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・職場実習を受け入れた際の通知等(実習日時及び相談支援に従事する担当者の氏名の 記載があるもの)の写し

E 障害者雇用に関する先進的な他企業等の見学・ヒアリングの実施

過去3年間で1回以上、障害者雇用に関する先進的な他企業の見学又はヒアリングを 実施していることが必要です。

なお、見学又はヒアリングは、当該企業等における障害者雇用の把握を主目的として ものに限ります。また、見学・ヒアリング対象は企業に限定されず、就労支援機関も含 みます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・先進的な他企業の見学又はヒアリングを実施した際の開催案内又はその他の通知等 (開催日時の記載があるもの)の写し

F 他企業からの障害者雇用に関する見学の受入れ

過去3年間で1回以上、自社の障害者雇用の取組について、他の企業から見学を受け 入れたことが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・他の企業から見学を受け入れた際の開催案内又はその他の通知等(開催日時の記載があるもの)の写し

G 障害者雇用に関するセミナー講師や企業指導等の実施

過去3年間で1回以上、障害者雇用に関するセミナー講師派遣や企業指導等を実施したことが必要です。

なお、人事労務や医療等の他分野のセミナーにおける議題の一つとして障害者雇用に 係る議題が設定された場合に、当該議題における講師を派遣した場合も含みます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・障害者雇用に関するセミナーの開催案内、議事次第又はその他の通知等(開催日時、 講師の氏名及び所属が記載されているもの)の写し
- ・企業指導等を実施した際の指導対象企業あて通知等 (開催日時が記載されているもの) の写し

⑧ 働き方

テレワーク、フレックスタイム、治療と仕事の両立支援等、幅広い観点から、障害者が働きやすい仕組み・運用を実施することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

ただし、評価要素 H から N の評価方法 (評価要素の数え方) については、それぞれの注釈に従い 1 又は 1/2 要素として数えますので、注意してください。

H テレワーク制度の整備・活用

障害者に対してテレワーク(自宅の他、サテライトオフィスでの勤務も含む。)による 勤務を認めていることが必要です。

なお、テレワークの利用者は、必ずしも障害者に限定したものである必要はありません。

- ※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。
- ・当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実績が ある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・テレワーク制度を規定した就業規則等の写し
- ・当該制度の活用実績が分かる書類の写し

I フレックスタイム制度の整備・活用

障害者に対してフレックスタイムによる勤務を認めていることが必要です。

なお、フレックスタイムの利用者は、必ずしも障害者に限定したものである必要ありません。

- ※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。
- ・ 当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実 績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・フレックスタイム制度を規定した就業規則等の写し
- 当該制度の活用実績が分かる書類の写し

J 時差出勤制度の整備・活用

障害者に対して時差出勤による勤務を認めていることが必要です。

なお、時差出勤の利用者は、必ずしも障害者に限定したものである必要はありません。

※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。

- ・ 当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実 績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- 時差出勤制度を規定した就業規則等の写し
- 当該制度の活用実績が分かる書類の写し

K 短時間勤務制度の整備・活用

障害者に対して短時間勤務の利用を認めていることが必要です。

なお、短時間勤務の利用者は、必ずしも障害者に限定したものである必要はありません。

※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。

- ・ 当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実 績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- 短時間勤務制度を規定した就業規則等の写し
- ・当該制度の活用実績が分かる書類の写し

L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用

障害者に対して時間単位の年次有給休暇の取得を認めていることが必要です。

なお、時間単位の年次有給休暇の利用者は、必ずしも障害者に限定する必要はありません。

※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。

- ・ 当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実 績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・時間単位の年次有給休暇制度を規定した就業規則等の写し
- ・当該制度の活用実績が分かる書類の写し

M 傷病休暇又は病気休暇制度の整備・活用

障害者に対して傷病休暇又は病気休暇の取得を認めていることが必要です。

なお、傷病休暇又は病気休暇の利用者は、必ずしも障害者に限定する必要はありません。

※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。

- ・当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実 績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・傷病休暇又は病気休暇制度を規定した就業規則等の写し
- ・当該制度の活用実績が分かる書類の写し

N その他、個々の障害者の状態や働き方に対応した制度・仕組みの整備・活用

上記HからMまでの制度・仕組み以外のものであって、個々の障害者の状態や働き方に対応した制度・仕組みを整備していることが必要です。

なお、当該制度・仕組みは、必ずしも障害者に限定する必要はありませんが、少なくと も個々の障害者の状態や働き方におけるニーズにマッチしていることが必要です。

※評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。

- ・当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実 績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2 要素として評価。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- 個々の障害者の状態や働き方に対応した制度・仕組みが規定された就業規則等の写し
- 当該制度の活用実績が分かる書類の写し

O 治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰プランの策定・実施の実績がある

過去5年間に、個別の障害者を対象とした治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰 プランを策定し、実施した実績があることが必要です。

なお、「治療と仕事の両立支援プラン」とは、治療をしながら就業の継続が可能となるような具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画であり、その作成に当たっては事業所内の産業医や当該障害者の主治医等と連携するものをいいます。また、「職場復帰プラン」とは、中途障害等により休職又は離職した障害者を円滑に職場復帰させるための具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画であり、その作成に当たっては事業所内の産業医や当該障害者の主治医等と連携することが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰プランの写し

9 キャリア形成

キャリアプラン、教育訓練、人事・給与等、幅広い観点から、障害者一人一人に応じたキャリア形成を支援することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の作成

個々の障害者についてキャリアプラン(支援計画)を作成し、定期的な面談等によるフィードバックを行っていることが必要です。

なお、「キャリアプラン(支援計画)」とは、当該障害者の希望、能力及び特性を踏まえて作成される中長期的な計画であり、スキルアップに伴う職域の拡大、賃金等の処遇の改善又は昇進等について、事業主の支援を受けながら計画的に進めるものであることが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・個々の障害者について作成したキャリアプラン(支援計画)の写し及び定期的な面談 等の記録を記載した書類の写し

Q 教育訓練制度の整備・活用

従業員に対する資格取得奨励制度、自己啓発支援制度等の仕組みを整備し、過去3年間で障害者の利用実績があることが必要です。

なお、「資格取得奨励制度」とは、職務遂行に関連する資格の取得に関して、資格取得にかかる費用の全部又は一部を事業主が負担することや、勤務時間中に資格取得に必要となる通学や勉強を認める制度であることが必要です。「自己啓発支援制度等」とは、国内外の教育機関への留学やボランティア活動等への参加のための休職を認める等、従業員の自己啓発を支援する制度であることが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- ・資格取得奨励制度、自己啓発支援制度等の仕組みを規定した就業規則、社内報等の写
- ・当該制度を利用した障害者の名簿等の写し

R 人事・給与制度の明確化

障害者である従業員に適用される昇級評価、昇格評価及び賞与評価に係る基準があり、 事業所内に公開されていることが必要です。

なお、障害者のみが適用される賃金体系等を特別に作る必要はありません。同一職務であれば別の賃金体系等にする必要はなく、一般社員と同じルールで賃金等を決めることが基本です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者である従業員に適用される昇級評価、昇格評価及び賞与評価に係る基準の写し

⑩ その他の雇用管理

日報、職場介助、通勤配慮、定着のための外部連携・社会資源活用等、多様な障害特性に 配慮した雇用管理が重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断しま す。

S 障害者の業務管理等のための日報の作成

障害者一人一人の日報を作成し、業務管理又は体調把握等を行っていることが必要です。

なお、日報とは、毎日の業務予定・目標、その遂行実績、その他障害者自身の体調等を毎日記録するものであり、紙台帳による管理の他、社内 LAN を活用した WEB 日報等も含まれます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

日報の写し

T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要約筆記担当者の手配を実施

過去3年間に、障害者のための職場介助者又は手話通訳・要約筆記等担当者を手配した実績があることが必要です。

なお、「障害者のための職場介助者」とは、障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な介助を担当する者をいいます。「要約筆記担当者」とは、言語聴覚障害者等のために要約筆記により情報伝達を行う者をいいます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

手話通訳・要約筆記等担当者の手配に係る契約書の写し

U 過去3年間に、障害者特性に応じた通勤配慮を実施

過去3年間に、通勤に便利な住宅の賃借、住宅手当の支給、通勤のための駐車場の賃借又は駐車場に係る手当を支給した、又は通勤用自動車、バスの手配若しくは通勤援助者の手配を行った実績があることが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- 住宅、駐車場の賃借に係る契約書の写し
- ・住宅手当、駐車場に係る手当を支給したことが分かる給与明細等の写し
- 通勤用自動車、バスの手配若しくは通勤援助者の手配に係る契約書の写し

∨ 過去3年間に、障害者の職場定着のための外部機関との連携・社会資源の活用を実施 過去3年間に、障害者の職場定着のために就労支援機関の職員等の職場訪問による定期的な相談支援等を受け入れたことが必要です。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する取組内容を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・相談支援を実施さいた際の記録簿等の写し

Ⅱ 成果(アウトカム)の評価要素

下記1~2の各表中、「評価基準・得点」欄に掲げる区分に応じて得点を計算します。いずれの評価基準に該当するかは、「評価要素」欄に掲げる要素のうち該当するものを「評価方法」欄に掲げる方法により数えることで判定します。いずれの評価要素に該当するかは、各表下の[評価要素への該当基準]を参照ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を評価要素該当申告書(申請書別紙3)に添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください。必要となる書類等は[評価要素への該当基準]を参照ください。

なお、「評価方法」欄に掲げる方法に該当しない場合であっても、連携先の就労支援機関に当該小項目の評価基準に該当する旨を証明してもらうことも可能です。詳細は下記(3) 「就労支援機関からの評価」を参照ください。

1 数的側面

小項目	評価基準・得点	評価方法	評価要素
	特に優良:6点	評価要素A・Bのうち 1つ以上に該当	A 実雇用率が法定雇用率の3倍以上 B 除外率適用前の実雇用率が法定雇用率以上
①雇用 状況	優良:4点	評価要素 C・D のうち 1つ以上に該当	C 実雇用率が法定雇用率の2倍以上 D 除外率適用前の実雇用率で障害者不足数ゼ ロ
	良:2点	評価要素 E・F のうち 1 つ以上に該当	E 実雇用率が法定雇用率以上 F 過去3年間障害者不足数ゼロ
⑫定着 状況	特に優良:6点	評価要素G~Jのう ち2つ以上に該当	G 過去3年間に採用した障害者の就職6か月 後の定着率が90%以上 H 過去3年間に採用した障害者の就職1年後 の定着率が80%以上
	優良:4点	評価要素G~Jのう ち1つに該当	I 従業員全体の平均勤続年数に対して、障害者の平均勤続年数が同等以上J 障害者の平均勤続年数が10年以上、又は勤続年数が10年以上の障害者が半数以上
	良: 2点	評価要素K~Mのう ち1つ以上に該当	K 過去3年間に採用した障害者の就職6か月 後の定着率が80%以上

	L 過去3年間に採用した障害者の就職1年後
	の定着率が 70%以上
	M 障害者の平均勤続年数が5年以上、又は勤
	続年数が5年以上の障害者が半数以上

[評価要素への該当基準]

① 雇用状況

法定雇用率の達成にとどまらず、障害者雇用の更なる量的な拡大も実現することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

A 実雇用率が法定雇用率の3倍以上

申請日時点又は直近の6月1日時点における実雇用率が、当該日に適用される法定雇 用率の3倍以上であることが必要です。

ただし、特例子会社、関係会社及び関係子会社における雇用障害者との合算並びに事業協同組合特例による合算は適用せずに評価します。

【証明書類等】

障害者雇用状況報告書(第2章3「申請書類」における「障害者雇用状況報告書」と同じ。)

B 除外率適用前の実雇用率が法定雇用率以上

申請日時点又は直近の6月1日時点における実雇用率(除外率を考慮せずに算定したものに限る。)が、当該日に適用される法定雇用率以上であることが必要です。

ただし、特例子会社、関係会社及び関係子会社における雇用障害者との合算並びに事業協同組合特例による合算は適用せずに評価します。

【証明書類等】

障害者雇用状況報告書(第2章3「申請書類」における「障害者雇用状況報告書」と同じ。)

C 実雇用率が法定雇用率の2倍以上

申請日時点又は直近の6月1日時点における実雇用率が、当該日に適用される法定雇用率の2倍以上であることが必要です。

ただし、特例子会社、関係会社及び関係子会社における雇用障害者との合算並びに事業協同組合特例による合算は適用せずに評価します。

【証明書類等】

障害者雇用状況報告書(第2章3「申請書類」における「障害者雇用状況報告書」と同じ。)

D 除外率適用前の実雇用率で障害者不足数ゼロ

申請日時点又は直近の6月1日時点における実雇用率(除外率を考慮せずに算定したものに限る。)が、当該日に適用される法定雇用率を達成しているものであることが必要

です。

ただし、特例子会社、関係会社及び関係子会社における雇用障害者との合算並びに事業協同組合特例による合算は適用せずに評価します。

【証明書類等】

障害者雇用状況報告書(第2章3「申請書類」における「障害者雇用状況報告書」と同じ。)

⑫ 定着状況

採用後の定着も進めることにより、障害者雇用の量的な拡大を持続化することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

G 過去3年間に採用した障害者の就職後6か月後の定着率が90%以上

過去3年間に採用した障害者の就職後6か月後の定着率が90%以上であることが必要です。

なお、定着率は申請事業主に採用された時点から算定することとし、申請事業主以外 (親会社等)に採用された時点ではありません。ただし、組織再編により雇用関係が継承された場合においては、再編前の採用時点から定着率を算定しても差し支えありません。また、障害者は雇用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者の名簿(採用及び離職の状況が記載されているもの)

H 過去3年間に採用した障害者の就職後1年後の定着率が80%以上

過去3年間に採用した障害者の就職後1年後の定着率が80%以上であることが必要です。

なお、定着率は申請事業主に採用された時点から算定することとし、申請事業主以外 (親会社等)に採用された時点でありません。ただし、組織再編により雇用関係が継承 された場合においては、再編前の採用時点から定着率を算定しても差し支えありません。 また、障害者は雇用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者の名簿(採用及び離職の状況が記載されているもの)

I 従業員全体の平均勤続年数に対して、障害者の平均勤続年数が同等以上

障害者の平均勤続年数が、障害者も含めた全従業員の平均勤続年数以上であることが必要です。ただし、障害者の平均勤続年数が5年以上であり、又は勤続年数が5年以上の障害者が半数以上であることが必要です。

なお、勤続年数は申請事業主において雇用されていた期間を通算し、申請事業主以外 (親会社等)における雇用期間は対象外です。ただし、組織再編により雇用関係が承継 された場合においては、勤続年数を通算しても差し支えありません。また、障害者は雇 用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・従業員及び障害者の名簿(勤続年数が記載されているもの)

J 障害者の平均勤続年数が10年以上、又は勤続年数が10年以上の障害者が半数以上

障害者の平均勤続年数が 10 年以上であること、又は勤続年数が 10 年以上の障害者が 全従業員の半数以上在籍していることが必要です。

なお、勤続年数は申請事業主において雇用されていた期間を通算するものであり、申請事業主以外(親会社等)における雇用期間は対象外です。ただし、組織再編により雇用関係が承継された場合においては、勤続年数を通算しても差し支えありません。また、障害者は雇用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者の名簿(勤続年数が記載されているもの)

K 過去3年間に採用した障害者の就職後6か月後の定着率が80%以上

過去3年間に採用した障害者の就職後6か月後の定着率が80%以上であることが必要です。

なお、定着率は申請事業主に採用された時点から算定することとし、申請事業主以外 (親会社等)に採用された時点ではありません。ただし、組織再編により雇用関係が継承された場合においては、再編前の採用時点から定着率を算定しても差し支えありません。また、障害者は雇用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者の名簿(採用及び離職の状況が記載されているもの)

L 過去3年間に採用した障害者の就職後1年後の定着率が70%以上

過去3年間に採用した障害者の就職後1年度の定着率が70%以上であることが必要です。

なお、定着率は申請事業主に採用された時点から算定し、申請事業主以外(親会社等) に採用された時点ではありません。ただし、組織再編により雇用関係が継承された場合 においては、再編前の採用時点から定着率を算定しても差し支えありません。また、障 害者は雇用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者の名簿(採用及び離職の状況が記載されているもの)

M 障害者の平均勤続年数が5年以上、又は勤続年数が5年以上の障害者が半数以上

障害者の平均勤続年数が5年以上であること、又は勤続年数が5年以上の障害者が全 従業員の半数以上在籍していることが必要です。

なお、勤続年数は申請事業主において雇用されていた期間を通算し、申請事業主以外 (親会社等)における雇用期間は対象外です。ただし、組織再編により雇用関係が承継 された場合においては、勤続年数を通算しても差し支えありません。また、障害者は雇 用率制度の対象障害者に限りません。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・障害者の名簿 (勤続年数が記載されているもの)

2 質的側面

小項目	評価基準	評価方法	評価要素
13満足	特に優良:6点	評価要素Aに該当	A 従業員を対象として、仕事に対する満足度 又はワーク・エンゲージメントに関する調査 を毎年1回以上、委託又は自ら実施してお り、その結果が特に優良
度、ワ ーク・ エンゲ ージメ	優良: 4点	評価要素Bに該当	B 従業員を対象として、仕事に対する満足度 又はワーク・エンゲージメントに関する調査 を毎年1回以上、委託又は自ら実施してお り、その結果が優良
ント	良: 2点	評価要素Cに該当	C 従業員を対象として、仕事に対する満足度 又はワーク・エンゲージメントに関する調査 を毎年1回以上、委託又は自ら実施してお り、その結果が良
	特に優良:6点	評価要素 D ~ F のう ち 2 つ以上に該当 ※ D への該当は 2 要素分 として評価。	D 人事に関する処遇が特に優良(※) E 賃金に関する処遇が特に優良 F その他のキャリア形成に関する実績(職域 拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
⑭キャ リア形 成	優良:4点	評価要素 G~ I のう ち 2 つ以上に該当 ※ Gへの該当は 2 要素分 として評価。	G 人事に関する処遇が優良(※) H 賃金に関する処遇が優良 I その他のキャリア形成に関する実績(職域 拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
	良: 2 点	評価要素J~Lのう ち2つ以上に該当	J 人事に関する処遇が良 K 賃金に関する処遇が良 L その他のキャリア形成に関する実績(職域 拡大・正社員化・労働時間延長等)がある

[評価要素への該当基準]

(13) 満足度、ワーク・エンゲージメント

障害者雇用の量的な拡大だけでなく、質的な改善を図ることも重要であり、障害者の希望等に応じた活躍を実現することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

A 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査 を毎年1回以上、委託又は自ら実施しており、その結果が特に優良

従業員に対して、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査(※1)を毎年1回以上実施しており(※2)、直近3回のいずれの調査結果においても、障害者の8割以上から肯定的な回答(※3)を得ていることが必要です。

- ※1 仕事に関する満足度に係る設問は「仕事に満足しているか。」、ワーク・エンゲージメントに係る設問は「仕事にやりがいを感じているか。」「いきいきと働いているか。」等が考えられます。また、関連する設問が複数ある場合は、回答の平均値を求めます。以下、B及びCにおいても同じです。
- ※2 調査の間隔は、少なくとも1ヶ月以上とっていることが必要です。
- ※3 「肯定的な回答」とは、選択肢のうち上位50%以内のものを指します。例えば、3段階評価であれば上位1つ、4段階評価であれば上位2つ、5段階評価であれば上位2つ。知的障害者の場合は家族又は支援機関の支援者の代筆を認めます(上司・同僚の代筆は不可。)。

【証明書類等】

当該調査の設問が分かる調査票及び調査結果

B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査 を毎年1回以上、委託又は自ら実施しており、その結果が優良

従業員に対して、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を 毎年1回以上実施しており、直近3回のうちいずれかの調査結果において、障害者の8 割以上から肯定的な回答を得ており、かつ、いずれの調査結果においても、障害者の6 割以上から肯定的な回答を得ていることが必要です。

【証明書類等】

当該調査の設問が分かる調査票及び調査結果

C 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査 を毎年1回以上、委託又は自ら実施しており、その結果が良

従業員に対して、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を 毎年1回以上実施しており、直近3回のいずれの調査結果においても、障害者の6割以 上から肯定的な回答を得ていることが必要です。

【証明書類等】

当該調査の設問が分かる調査票及び調査結果

(14) キャリア形成

人事、給与、職域拡大等、幅広い観点から、障害者一人一人に応じたキャリア形成を実

現することが重要です。こうした観点から、以下の評価要素への該当性を判断します。

ただし、評価要素 D 及び G の評価方法 (評価要素の数え方) については、それぞれの注釈 のとおり、当該評価要素への該当をもってそれぞれ 2 要素として数えますので、注意して ください。

D 人事に関する処遇が特に優良

管理職の障害者(中途障害者を除く。)又は中途障害後に管理職に昇格・昇進した者が 1人以上在籍していることが必要です。

※本評価要素に該当することで2要素分として数えます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・該当する障害者の昇格・昇進に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)が 分かる雇用契約書、辞令等の写し

E 賃金に関する処遇が特に優良

障害者の給与に関して以下のいずれか又はいずれにも該当することが必要です。

- ・障害者(最賃減額特例対象者を含む。)の平均賃金が最低賃金(※)より2割以上、又はその半数が最低賃金より2割以上
- ・3年以上前から雇用している障害者の平均年収が1割以上上昇
- ※ 障害者に適用される地域別最低賃金又は特定最低賃金が複数ある場合は、適用され る障害者数が最も多い地域別最低賃金又は特定最低賃金を基準とします。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・従業員の賃金台帳等の写し

<u>F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある</u> 過去3年間に以下に該当する障害者が一人以上在籍することが必要です。

- ・より高度な業務等への職域拡大
- ・非正社員から正社員への転換
- 短時間勤務からフルタイムへの転換
- その他のキャリアアップ

なお、その他のキャリアアップとは、個々人の希望と障害特性を踏まえて実施される 昇進・昇給、有期雇用から無期雇用への転換、所定労働時間の延長等を指しますが、法 令の規定に基づく最低限度の処遇改善を除きます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・該当する障害者のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等) が分かる雇用契約書、辞令等の写し

G 人事に関する処遇が優良

管理職以外の役職に就いている障害者(中途障害者を除く。)又は中途障害後に管理職以外の役職に昇格・昇進した者が1人以上在籍していることが必要です。

※本評価要素に該当することで2要素分として数えます。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・該当する障害者の昇格・昇進に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)が 分かる雇用契約書、辞令等の写し

H 賃金に関する処遇が優良

障害者の給与に関して以下のいずれか又はいずれにも該当していることが必要です。

- ・障害者(最低賃金減額特例対象者を含む。)の平均賃金が最低賃金より1割以上高い、 又はその半数が最低賃金より1割以上高い賃金を支給されている
- ・障害者(最低賃金減額特例者を除く。)の平均賃金が最低賃金より2割以上高い、又は その半数が最低賃金より2割以上高い賃金を支給されている
- 3年以上前から雇用している障害者の平均年収が0.5割以上上昇

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

- 従業員の賃金台帳等の写し
- I その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある 上記 F と同じ。

J 人事に関する処遇が良

他の障害者である社員に対する業務指導等の役割を担うリーダー等に任命された障害者が1人以上在籍していることが必要です。

なお、当該リーダー等は、就業規則又は賃金規程等に明記された役職である必要はな く、組織図等により事業所内で共有されている役割のことを指します。

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・該当する障害者の役割に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)が分かる 雇用契約書、辞令、社内の組織図等の写し

K 賃金に関する処遇が良

障害者の給与に関して以下のいずれか又はいずれにも該当していることが必要です。

- ・障害者(最賃減額特例対象者を除く。)の平均賃金が最低賃金より1割以上高い、又は その半数が最低賃金より1割以上高い賃金を支給されている
- 3年以上前から雇用している障害者の平均年収が0.1割以上上昇

【証明書類等】

上記評価要素に該当する実績を証明できる書類等。例えば以下のもの。

・従業員の賃金台帳等の写し

<u>L その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある</u> 上記Fと同じ。

Ⅲ 情報開示 (ディスクロージャー) の評価要素

取組・成果関係について、事業主自らも幅広く情報開示し、好事例の相互参照・横展開 を推進する視点が重要です。

下記1~2の各表中、「評価基準・得点」欄に掲げる区分に応じて得点を計算します。いずれの評価基準に該当するかは、「評価方法」欄に記載する方法に従い、「評価要素」欄に掲げる要素に該当するか否かで判定します。

1 取組 (アウトプット)

小項目	評価基準・得点	評価方法	評価要素
⑤体 制・仕 事・環 境づく	特に優良:2点	評価要素Aに該当	A 小項目①~⑩の評価要素に対応する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HP に掲載することを許可し、毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを誓約(厚生労働省・労働局 HP の掲載情報も更新)
Ŋ	優良: 1 点	評価要素Bに該当	B 小項目①~⑩の評価要素に対応する取組等 の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働 局 HP に掲載することを許可

[評価要素への該当基準]

① 体制・仕事・環境づくり

A 小項目①~⑩の評価要素に対応する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働 局 HP に掲載することを許可し、毎年、当該内容に係る更新情報を厚生労働省に報告する ことを誓約(厚生労働省・労働局 HP の掲載情報も更新)

「 I 取組 (アウトプット)」の小項目①~⑩までの採点結果及び評価要素に対応する取組等 (認定申請内容) を厚生労働省・労働局ホームページに掲載することを許可するとともに、毎年、同項目に係る更新情報を労働局に報告することを誓約することが必要です。

厚生労働省・労働局ホームページへの掲載許可及び毎年の更新情報のご報告に誓約いただける場合は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の「個票-Ⅲ情報開示」における所定の項目をチェックしてください。

なお、厚生労働省・労働局ホームページへの具体的な掲載方法については、認定の後に 都道府県労働局から個別に調整させていただきます。

<u>B ①~⑩の評価要素に対応する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HP に</u>掲載することを許可

「I 取組 (アウトプット)」の小項目①~⑪までの採点結果及び評価要素に対応する取

組等(認定申請内容)を厚生労働省・労働局ホームページに掲載することを許可すること が必要です。

厚生労働省・労働局ホームページへの掲載を許可いただける場合は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の「個票ーⅢ情報開示」における所定の項目をチェックしてください。 なお、厚生労働省・労働局ホームページへの具体的な掲載方法については、認定の後に 都道府県労働局から個別に調整させていただきます。

2 成果 (アウトカム)

小項目	評価基準・得点	評価方法	評価要素
16数的 側面	特に優良:2点	評価要素Aに該当	A 小項目①・②の評価要素に該当する取組等の 内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HPに掲載することを許可し、毎年、当該内容 に係る更新情報を厚生労働省に報告すること を誓約(厚生労働省・労働局 HP の掲載情報も 更新)
	優良:1点	評価要素Bに該当	B 小項目①・②の評価要素に該当する取組等の 内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HPに掲載することを許可
①質的 側面	特に優良:2点	評価要素Cに該当	C 小項目③・④の評価要素に該当する取組等の 内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HPに掲載することを許可し、毎年、当該内容 に係る更新情報を労働局に報告することを誓 約(厚生労働省・労働局 HP の掲載情報も更 新)
	優良:1点	評価要素Dに該当	D 小項目③・個の評価要素に該当する取組等の 内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HPに掲載することを許可

[評価要素への該当基準]

16 数的側面

A 小項目⑪・⑫の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働 局 HP に掲載することを許可し、毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告すること を誓約(厚生労働省・労働局 HP の掲載情報も更新)

「II 成果 (アウトカム)」の小項目⑪及び⑫の採点結果及び評価要素に該当する取組等の内容 (認定申請内容) を厚生労働省・労働局ホームページに掲載することを許可するとともに、毎年、同項目に係る更新情報を労働局に報告することを誓約することが必要です。

厚生労働省・労働局ホームページへの掲載許可及び毎年の更新情報のご報告に誓約いただける場合は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の「個票-Ⅲ情報開示」における所定の項目をチェックしてください。

なお、厚生労働省・労働局ホームページへの具体的な掲載方法については、認定の後に 都道府県労働局から個別に調整させていただきます

B 小項目⑪・⑫の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働

局 HP に掲載することを許可

「Ⅱ 成果(アウトカム)」の小項目⑪及び⑫の採点結果及び評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局ホームページに掲載することを許可することが必要です。

厚生労働省・労働局ホームページへの掲載を許可いただける場合は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の「個票ーⅢ情報開示」における所定の項目をチェックしてください。 なお、厚生労働省・労働局ホームページへの具体的な掲載方法については、認定の後に 都道府県労働局から個別に調整させていただきます。

① 質的側面

C 小項目③・④の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HP に掲載することを許可し、毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを誓約(厚生労働省・労働局 HP の掲載情報も更新)

「Ⅱ 成果(アウトカム)」の小項目③及び⑭の採点結果及び評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局ホームページに掲載することを許可するとともに、毎年、同項目に係る更新情報を労働局に報告することを誓約することが必要です。 原生労働者・労働局ホームページへの掲載許可及び毎年の更新情報のご報告に契約した

厚生労働省・労働局ホームページへの掲載許可及び毎年の更新情報のご報告に誓約いただける場合は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の「個票ーⅢ情報開示」における所定の項目をチェックしてください。

なお、厚生労働省・労働局ホームページへの具体的な掲載方法については、認定の後に 都道府県労働局から個別に調整させていただきます。

<u>D</u> 小項目③・④の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局 HP に掲載することを許可

「Ⅱ 成果(アウトカム)」の小項目③及び④の採点結果及び評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局ホームページに掲載することを許可することが必要です。

厚生労働省・労働局ホームページへの掲載を許可いただける場合は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の「個票ーⅢ情報開示」における所定の項目をチェックしてください。 なお、厚生労働省・労働局ホームページへの具体的な掲載方法については、認定の後に 都道府県労働局から個別に調整させていただきます。

(3) 就労支援機関等からの評価

① 就労支援機関等からの評価の仕組み

障害者雇用への取組等に対する評価については、上記(2)「評価の方法」のとおり、申請 事業主の取組等が「評価要素」に該当するかどうかによって評価する仕組みとなっていま す。しかし、民間事業主における障害者雇用への取組は多種多様であり、日々新しい取組 や工夫が誕生しています。そのため、上記(2)に掲げた「評価要素」には必ずしも該当しな いものの、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等として優れたものであれば、 認定に当たっての評価の対象とすべきです。また、「評価要素」に該当する取組等を実施し ていたとしても、その内容等によっては、必ずしも当該取組等を実施していることを証明 する書類等の提示ができない場合も想定されます。

そこで、以下ア又はイの場合については、申請事業主が連携している就労支援機関等か

ら、評価基準に該当することを証明してもらった場合に限り、評価基準に該当することとして点数を獲得することを可能とします。ただし、この仕組みを利用した場合であっても、他の項目と同様に都道府県労働局における認定審査の対象となります。また、認定審査における実地確認の際には、可能な範囲で、当該就労支援機関等の担当者様も同席いただくようお願いします。

ア「評価要素」に該当しないが、評価に値すると考えられる取組等を実施している場合 イ「評価要素」に該当するが、それを証明する書類等の提示ができない場合

② 対象となる評価項目及び評価基準

この仕組みの対象となる評価項目は、大項目「I 取組(アウトプット)」及び「II 成果 (アウトカム)」の各小項目のうち最大 2 項目です。また、獲得できる評価基準は、小項目 ①から⑩については「優良 (1点)」、小項目⑪から⑭については「良 (2点)」とします。

【例】

(①アの場合)

「大項目: I 取組 (アウトプット)」-「中項目: 1 体制づくり」-「小項目: ① 組織面」における評価要素 A、B、C及びDのいずれにも該当しない場合であっても、就労支援機関等により「小項目: ①組織面」における取組が優れていることを証明してもらった場合は、「小項目: ①」を「優良」と評価し1点を獲得できます。

(②イの場合)

「大項目: I 取組 (アウトプット)」 - 「中項目: 1 体制づくり」 - 「小項目: ① 組織面」における評価要素 A に該当する取組を実施していることを証明する書類等の提示ができない場合であっても、就労支援機関等により評価要素 A に該当する取組を実施していることを証明してもらった場合は、「小項目: ①」を「優良」と評価し1点を獲得できます(※)。

※ ただし、他の評価要素(B、C又はD)に該当する場合であっても、評価は「優良(1点)」が上限です。

③ 対象となる就労支援機関等

この仕組みの対象となる連携先の就労支援機関等とは、申請事業主に対して、労働者の 雇入れ、定着支援又はその他の雇用管理に係る支援を提供した実績のある以下の機関です。 ア 地域障害者職業センター

- イ 障害者就業・生活支援センター
- ウ 就労系障害福祉サービス等(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援)の提供事業者
- エ 申請事業主が加入する事業主団体又は事業協同組合等
- オ その他、上記に準ずるもの

2 雇用障害者数

下記(1)及び(2)のいずれにも該当することが必要です。

(1) 雇用率制度の対象障害者を法定雇用障害者数以上雇用していること

申請事業主が単独で雇用率制度の対象障害者を法定雇用障害者数以上雇用していることが必要です。したがって、特例子会社制度、関係会社特例制度、関係子会社特例制度又は事業協同組合特例制度 【→用語解説 (5 頁) を参照】を利用している親会社又は事業協同組合等であっても、これらの制度を適用せずに、雇用率制度の対象障害者を法定雇用率以上に雇用していることが必要です。

また、特例子会社が申請する場合は、特例子会社制度又は関係会社特例制度により、親 事業主も雇用率制度の対象障害差を法定雇用障害者数以上に雇用していることが必要です。

(2) 指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を雇用していること 指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を雇用していることが必要 です。

したがって、指定就労継続支援 A 型を提供する事業主にあっては、指定就労支援 A 型の利用者以外の雇用率制度の対象障害者を雇用していなければなりません。また、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が 45.5 人未満であるため、法定雇用障害者数が O 人となる事業主であっても、雇用率制度の対象障害者を雇用していなければなりません。

なお、ここでは実人員として1人以上雇用していることが必要ですので、雇用率制度上、 実人員1人をもって0.5人として換算する短時間労働者である対象障害者であっても、実 人員として1人以上雇用していれば要件を満たします。

3 欠格事由

次のいずれにも該当しない事業主であることが必要です。

- ① 障害者雇用促進法第 77 条の3の規定により障害者雇用優良中小企業の認定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者。ただし、本章1及び2の認定基準に該当しないことにより、その取り消しの日より前に認定の辞退を申し出た者を除く。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事 業を行う者。
- ④ 偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金(以下「雇用 関係助成金」という。)の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係

助成金等の支給要件を満たさなくなった者。

⑤ 障害者雇用促進法又は障害者雇用促進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者。

なお、「その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者」とは、具体的に は以下に該当する場合です。

- ア 認定申請日の前日から過去1年間において、重大な労働関係法令(※)に関して労働基準監督署から是正勧告書を交付されたものの、是正していない場合。
- イ 認定申請日の前日時点で、直近2年度について労働保険料を滞納している事業所が ある場合。
- ウ 認定申請日の前日から過去1年間において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業 法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法に違反して勧告を受けたことが ある場合。
- エ 認定申請日の前日から過去1年間において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法に違反して送検されたことがある場合。
- オ 認定申請日の前日から過去1年間において、重大な労働関係法令(※)の同一条項 に複数回違反した場合。
- カ 認定申請日の前日から過去1年間において、違法な長時間労働や過労死等又は裁量 労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められたことにより、経営トップが都道府 県労働局長等から是正指導を受け、企業名が公表された場合。
- キ 認定申請日の前日から過去1年間において、高年齢者雇用安定法第10条第3項に基づく勧告に従わず、その旨を公表された場合。
- ク 認定申請日の前日から過去1年間において、労働者派遣法第49条の2第2項に基づく勧告に従わず、その旨を公表された場合。
- ケ 認定申請日の前日から過去1年間において、職業安定法(昭和22年法律第141号) 第5条の3第1項(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)の規定に違反する行為 をし、同法第48条の3第3項の規定による公表がされた場合。
 - (※) 重大な労働関係法令とは以下の特定条項を指します。
- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2(第1号に係る部分に限る。)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項の規定並びに第141条第3項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。)
- 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定

様式第7号の8 (第5条の7関係)

基準適合事業主認定申請書

申請年月日 令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)
事業主の氏名又は名称
印
(ふりがな)
(法人の場合)代表者の氏名
主たる事業(産業分類番号:
(項目名:
(事業の内容:
)
住所 〒

電話番号

障害者の雇用の促進等に関する法律第77条第1項の認定を受けたいので、別紙書類を添 えて申請します。

[注意]

- 1 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合事業主認定申請書を提出する年月日を記載すること。
- 2 「事業主の氏名又は名称」欄は、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 3 事業主が法人の場合にあっては、「代表者の氏名」欄については記名押印又は自筆による署名のいずれかを、「住所」欄については主たる事務所の所在地を、「電話番号」 欄については主たる事務所の電話番号を記載すること。
- 4 「主たる事業」欄は、日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及びその項目名を記載し、加えて、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」等のように当該事業の内容を詳しく記載すること。

障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 認定要件確認申立書

以下のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第36条の17に定める基準に適合することを申告します。

1 施行規則第36条の17第1号から第4号に定める障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等に対する評価は以下のとおりです。

	項目	点数
1	I 取組(アウトプット)	点
2	Ⅱ成果(アウトカム)	点
3	Ⅲ情報開示(ディスクロージャー)	点
4	合 計	点

⑤	特例子会社	該当	非該当
6	指定就労継続支援A型	該当	非該当

2 施行規則第36条の17第5号に定める対象障害者の雇用の状況については以下のとおりです。

1	常時雇用する労働者の数	人
2	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数	人
3	法定雇用障害者数	人
4	対象障害者である労働者の数	人
⑤	④のうち、指定就労継続支援A型を受ける者を除いた数	人

3 施行規則第36条の17第6号に掲げる者への該当の状況は以下のとおりです。

1	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第77条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者(施行規則第36条の17第1号から第5号に定める基準に該当しないことにより、当該取消しの日前に施行規則第36条の19の規定による辞退の申出をした者を除く。)	該当	非該当
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者	該当	非該当
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者	該当	非該当
4	偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金(以下二において「雇用関係助成金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者	該当	非該当
5	障害者雇用促進法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者	該当	非該当

※各欄の記入方法は裏面を参照	<	だ	$ \pm $	しい	١,
八日間の間への五匹配面とシボ	•	′-	_	•	О

提出日:	年	月	日

補正日: 年 月 日

労働局長 殿

事業主 氏名又は名称	
申請担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

٧.	竺	軸	光	舖	巳	炡	訒	櫊	
^.	те:	坐去	77	797	$_{m}$	117#	=	小田	

受理日: 年月日 日 補正受理日: 年月日

記入方法

- ア 10①~④欄は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の得点をそれぞれ記入してください。
- イ 1の⑤欄は、申請事業主が特例子会社である場合は「該当」、特例子会社以外である場合は「非該当」に〇を付してください。
- ウ 1の⑥欄は、申請事業主が就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービスを提供する事業者である場合は「該当」、それ以外の場合は「非該当」に〇を付してください。
- エ 2の①欄は、障害者雇用状況報告書の「(ハ)常用雇用労働者の数」欄の数を記入してください。ただし、申請事業主だけの数を記入し、特例子会社制度(障害者雇用促進法第44条第1項)、関係会社特例制度(同法第45条第1項)、関係子会社特例制度(同法第45条の2第1項)及び事業協同組合特例制度(同法第45条の3第1項)による合算は行わないでください。
- オ 2の②欄は、障害者雇用状況報告書の「(二)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」欄の数を記入してください。ただし、申請事業主だけの数を記入し、特例子会社制度(障害者雇用促進法第44条第1項)、関係会社特例制度(同法第45条の1項)及び事業協同組合特例制度(同法第45条の1第1項)による合算は行わないでください。
- カ 2の③欄は、2の②欄の数に法定雇用率を乗じた数(1人未満の端数は切り捨て。)を記入してください。なお、法定雇用率は以下の とおりです。

【法定雇用率】※平成30年4月~

- ① ②以外の事業主 2.2%
- ② 障害者雇用促進法施行令別表2に規定する法人(特殊法人) 2.5%
- キ 2の④欄は、障害者雇用状況報告書の「常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」の「計」欄の数を記入してください。
- ク 2の⑤欄は、障害者雇用状況報告書の「常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」の「計」欄の数から、指定就労支援A型を受ける者を除いた数を記入してください。
- ケ 3の①~⑤欄は、該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」に〇を付してください。なお、⑤欄の「その他関係法令に違反する重大な事実」とは以下に該当する場合です。
 - (1) 認定申請日の前日から過去1年間において、重大な労働関係法令(※)に関して労働基準監督署から是正勧告書を交付されたものの、是正していない場合。
 - (2) 認定申請日の前日時点で、直近2年度について労働保険料を滞納している事業所がある場合。
 - (3) 認定申請日の前日から過去1年間において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法に違反して勧告を受けたことがある場合。
 - (4) 認定申請日の前日から過去1年間において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法に違反して送検されたことがある場合。
 - (5) 認定申請日の前日から過去1年間において、重大な労働関係法令(※)の同一条項に複数回違反した場合。
 - (6) 認定申請日の前日から過去1年間において、違法な長時間労働や過労死等又は裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められたことにより、経営トップが都道府県労働局長等から是正指導を受け、企業名が公表された場合。
 - (7) 認定申請日の前日から過去1年間において、高年齢者雇用安定法第10条第3項に基づく勧告に従わず、その旨を公表された場合。
 - (8) 認定申請日の前日から過去1年間において、労働者派遣法第49条の2第2項に基づく勧告に従わず、その旨を公表された場合。
 - (9) 認定申請日の前日から過去1年間において、職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の3第1項(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)の規定に違反する行為をし、同法第48条の3第3項の規定による公表がされた場合。
 - ※ 重大な労働関係法令とは以下の特定条項を指します。
 - ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2(第1号に係る部分に限る。)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項の規定並びに第141条第3項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。)
 - 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定

 提出日:
 年 月 日

 補正日:
 年 月 日

労働局長 殿

障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 《別紙 2 評価基準自己採点表》

事業主 氏名又は名称

※管轄労働局確認欄

|受理日: 年 月 日 補正受理日: 年 月 日

評価基準自己採点表(総括表)

I 取組(アウトプット)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
	1 体制づくり	①組織面	
	1 1年前 フへり	②人材面	
		③事業創出	
	2 仕事づくり	④職務選定•創出	
I 取組		⑤障害者就労施設等への発注	
(アウトプット)	3 環境づくり	⑥職務環境	
		⑦募集∙採用	
		⑧働き方	
		⑨キャリア形成	
		⑩その他の雇用管理	
	I 取組(アウトプット)の	合計得点	

Ⅱ 成果(アウトカム)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
Ⅱ 成果 (アウトカム)	1 数的側面	⑪雇用状況	
	以时则山	⑫定着状況	
	2. 質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	
2 質的側面		⑭キャリア形成	

Ⅲ 情報開示(ディスクロージャー)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
Ⅲ 情報開示 (ディスクロージャー)	1 取組(アウトプット)	⑤体制・仕事・環境づくり	
	o 世田(코스L+/)	16数的側面	
	2 成果(アウトカム)	⑪質的側面	

I ~]	Ⅲの	合計	-得	点
-------	----	----	----	---

[記入上の注意]

I からⅢの「得点」欄は、個票 – I、個票 Ⅱ及び個票Ⅲにおいて自己採点したそれぞれの点数を記入してください。

評価基準自己採点表(I取組(アウトプット))

1 体制つくり				
小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良:2点 (評価要素A~Dのうち2つ以上に該当)	□ A 障害者の活躍推進のためのリーダーシップ・部 署横断体制の確立 □ B 障害者の活躍推進に当たっての障害当事者の 参画		
①組織面	優良:1点 (評価要素A~Dのうち1つに該当)	□ C 支援担当者の配置等□		
	特に優良:2点	□ D PDCAサイクルの確立□ E 専門的な外部研修・セミナーの活用		
②人材面	(評価要素E~Gのうち2つ以上に該当) 優良:1点 (評価要素E~Gのうち1つに該当)	□ F 専門的な社内研修の充実 □ G 理解促進・啓発の充実		
L 2 仕事づくり				
小項目	評価基準・評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良:2点 (評価要素A~Cのうち1つ以上に該当)	□ A 過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字 □ B 過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上		C. G. II. 2 / 2
③事業創出		□ C 過去10年間に、障害者雇用により新事業を創出		
	優良:1点 (評価要素D・Eのうち1つ以上に該当)	□ D 過去3年間のいずれかの年で計上利益が黒字 □ E 過去4年間のいずれかの年で売上高対経常利 □ E 益率が3%以上		
4職務選定・	特に優良:2点 (評価要素F・Gの2つに該当)	□ F 過去3年以内に、障害特性に応じた職務を選 定・創出		
創出	優良:1点 (評価要素F・Gのうち1つに該当)	□ G 適切な方法により個々の障害者に相応しい職務 をマッチング		
	特に優良:2点	日 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に 対して年間300万円以上を発注		
⑤障害者就 労施設等へ	(評価要素H・Iの1つ以上に該当)	□ I 過去5年間のうち3年以上、在宅就業障害者等 に対して年間300万円以上を発注		
の発注	優良:1点 (評価要素J・Kの1つ以上に該当)	□ J 過去3年間のうち1年以上、障害者就労施設に 対して年間300万円以上を発注 □ ル 過去3年間のうち1年以上、在宅就業障害者等		
		□ K 過去3年間のフライキ以上、在宅就来障害有等 に対して年間300万円以上を発注		
3 環境づくり		,		,
小項目	評価基準・評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
⑥職務環境	特に優良:2点 (評価要素A~Cのうち2つ以上に該 当)	□ A 障害特性に配慮した作業施設・設備等の整備 □ B 障害特性に配慮した作業マニュアルのカスタマ		
	優良:1点 (評価要素A~Cのうち1つに該当)	□ C その他の健康管理・福利厚生		

3 環境づくり(つづき)

小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良: 2点	□ D 障害者の職場実習生の受入れ		
⑦募集・	(評価要素D~Gのうち2つ以上に該 当)	□ E 障害者雇用に関する先進的な他企業の見学・ヒ アリングの実施		
採用	優良:1点	□ F 他企業からの障害者雇用に関する見学の受入 れ		
	(評価要素D~Gのうち1つに該当)	□ G 障害者雇用に関するセミナー講師や企業指導 等の実施		
		□ H テレワーク制度の整備・活用(1要素/1/2要 素)		
	特に優良:2点 (評価要素H~Oのうち4つ以上に該	□ I フレックスタイム制度の整備・活用(1要素/1/2 要素)		
	当)	□ J 時差出勤制度の整備・活用(1要素/1/2要素)		
	※H~Nについては、障害者が適用される 規定を整備し、かつ過去3年間で障害者の 利用実績がある場合に、それぞれ1要素とし て評価。ただし、障害者が適用される規定を	□ K 短時間勤務制度の整備・活用(1要素/1/2要素)		
⑧働き方	整備したのみ又は過去3年間で障害者の利用実績があるのみである場合は、それぞれ1/2要素として評価。(以下同じ。)	□ L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用 L (1要素/1/2要素)		
		■ M 傷病休暇又は病気休暇制度の整備・活用 (1要素/1/2要素)		
	優良:1点 (評価要素H~Oのうち2つ以上3つ以 下に該当)	その他、個々の障害者の状態や働き方に対応し N た制度・仕組みの整備・活用(1要素/1/2要素)		
		□ O 治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰プランの策定・実施の実績がある		
	特に優良:2点 (評価要素P~Rのうち2つ以上に該	□ P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の 作成		
⑨キャリア形 成	当)	□ Q 教育訓練制度の整備・活用		
	優良:1点 (評価要素P~Rのうち1つに該当)	□ R 人事·給与制度の明確化		
	特に優良: 2点 	□ S 障害者の業務管理等のための日報の作成		
⑩その他の雇	(評価要素S~Vのうち2つ以上に該当)	□ T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要約 筆記等担当者の手配を実施		
用管理	優良:1点	□ U 過去3年間に、障害者特性に応じた通勤配慮を 実施		
	(評価要素S~Vのうち1つに該当)	□ V 過去3年間に、障害者の職場定着のための外 部機関との連携・社会資源の活用を実施		

[記入上の注意]

- 1 「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 申請マニュアル(事業主向け)」の第4章を参照のうえ、「評価要素」欄の 該当する項目をチェックし、対応する「評価基準・評価方法」欄の記載に従って「得点」欄に点数を記入してください。
- 2 小項目®「働き方」の評価要素HからNについては、同欄の注釈に従って1又は1/2要素として数えます。HからNの各欄中の括弧内において「1要素」又は「1/2要素」のいずれか該当する方に〇を付してください。
- 3「就労支援機関等による証明」欄は、就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)により、就労支援機関等から当該小項目に係る評価の証明を得た場合に「〇」を記入してください。

評価基準·評価方法

特に優良:6点

評価基準自己採点表(Ⅱ成果(アウトカム))

評価要素

A 実雇用率が法定雇用率の3倍以上

就労支援機関等に よる証明

得点

1 数的側面

小項目

	(評価要素A・Bのうち1つ以上に該当)	□ B 除外率適用前の実雇用率が法定雇用率以上		
 ①雇用状況	優良∶4点	□ C 実雇用率が法定雇用率の2倍以上		
10/座/11/八/0	(評価要素C・Dのうち1つ以上に該当)	□ D 除外率適用前の実雇用率で障害者不足数ゼロ		
	良: 2点	□ E 実雇用率が法定雇用率以上		
	(評価要素E・Fのうち1つ以上に該当)	□ F 過去3年間障害者不足数ゼロ		
	特に優良:6点	□ G 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の 定着率が90%以上		
	(評価要素G~Jのうち2つ以上に該当)	□ H 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定 着率が80%以上		
	優良:4点	□ I 従業員全体の平均勤続年数に対して、障害者 の平均勤続年数が同等以上		
⑫定着状況	(評価要素G~Jのうち1つに該当)	□ J 障害者の平均勤続年数が10年以上、又は勤続 年数が10年以上の障害者が半数以上		
		□ K 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の 定着率が80%以上		
	良: 2点 (評価要素K~Mのうち1つ以上に該当)	□ L 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定 着率が70%以上		
		□ M 障害者の平均勤続年数が5年以上、又は勤続 年数が5年以上の障害者が半数以上		
2 質的側面				
小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良:6点 (評価要素Aに該当)	従業員を対象として、仕事に対する満足度又は		
③満足度・エンゲージメント	(評価要素Aに該当)	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回		
③満足度・エ ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回 実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は □ B ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回		
⑬満足度・エ ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当)	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は B ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回		
⑬満足度・エ ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ が業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ で業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良		
③満足度・エンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当)	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分)		
③満足度・エンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当)	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分) □ E 賃金に関する処遇が特に優良		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当)	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分) □ E 賃金に関する処遇が特に優良 □ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある		
ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分)□ E 賃金に関する処遇が特に優良 □ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある □ G 人事に関する処遇が優良(2要素分)		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当)	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分)□ E 賃金に関する処遇が特に優良 □ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある □ G 人事に関する処遇が優良(2要素分)□ H 賃金に関する処遇が優良		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当) ※Gへの該当は2要素分として評価。	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分)□ E 賃金に関する処遇が特に優良 □ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある □ G 人事に関する処遇が優良(2要素分)□ H 賃金に関する処遇が優良 □ I その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当) ※Gへの該当は2要素分として評価。	□ A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 □ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 □ C でフーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 □ D 人事に関する処遇が特に優良(2要素分)□ E 賃金に関する処遇が特に優良 □ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある □ G 人事に関する処遇が優良(2要素分)□ H 賃金に関する処遇が優良 □ I その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある □ J 人事に関する処遇が良 □ J 人事に関する処遇が良		

- 1 「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度申請マニュアル(事業主向け)」の第4章を参照のうえ、「評価要素」欄の該当する項目をチェックし、対応する「評価基準・評価方法」欄の記載に従って「得点」欄に点数を記入してください。
- 2 「就労支援機関等による証明」欄は、就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)により、就労支援機関等から当該小項目に係る評価の証明を得た場合に「〇」を記入してください。

評価基準自己採点表(皿情報開示(ディスクロージャー))

1 取組(アウトプット)

小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点
⑤体制・仕 事・環境づくり	特に優良:2点 (評価要素Aに該当)	小項目①~⑩の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可し、 毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを誓約(厚生労働省・労働局HPの掲載情報も更新)	
	優良:1点 (評価要素Bに該当)	□ B 小項目①~⑩の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可	
2 質的側面			
小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点
16数的側面	特に優良:2点 (評価要素Aに該当)	小項目⑪・⑫の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可し、 毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを誓約(厚生労働省・労働局HPの掲載情報も更新)	
	優良:1点 (評価要素Bに該当)	□ B 小項目⑪・⑫の評価要素に該当する取組等の内容(認定申 B 請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可	
⑪質的側面	特に優良:2点 (評価要素Cに該当)	小項目③・⑭の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可し、 毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを 誓約(厚生労働省・労働局HPの掲載情報も更新)	
	優良:1点 (評価要素Dに該当)	□ D 小項目③・④の評価要素に該当する取組等の内容(認定申 B 請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可	

[記入上の注意]

- 1 「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 申請マニュアル(事業主向け)」の第4章を参照のうえ、「評価要素」欄の 該当する項目をチェックし、対応する「評価基準・評価方法」欄の記載に従って「得点」欄に点数を記入してください。
- 2 上記「評価要素」欄へのチェックをもって、それぞれの事項について許可又は誓約したものと扱います。 なお、厚生労働省・労働局HPへの具体的な掲載方法については、都道府県労働局において申請事業主様と個別に調整させていただきます。
- 3 「就労支援機関等による証明」欄は、就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)により、就労支援機関等から当該小項目に係る評価の証明を得た場合に「〇」を記入してください。

提出日:	年	月	日
補正日:	年	月	日

労働局長 殿

障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 《別紙3 評価要素該当申告書》

事業主 氏名又は名称

※管轄労働局確認欄

|受理日: 年 月 日 補正受理日: 年 月 日

評価要素該当申告書(I取組-1体制づくり)

I 取組ー1 体制づくり □ A 障害者の活躍推進のためのリーダーシップ・部署横断体制の確立 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ B 障害者の活躍推進に当たっての障害当事者の参画 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ C 支援担当者の配置等 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ D PDCAサイクルの確立 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

1 体制づくり(つづき)

一体的ラスタ(フラビ)
□ Ε 専門的な外部研修・セミナーの活用
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ G 理解促進·啓発の充実
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)「評価の方法」を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な取組内容を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

評価要素該当申告書(I取組-2仕事づくり)

I 取組ー2仕事づくり

□ A 過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ B 過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ C 過去10年間に、障害者雇用により新事業を創出
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ D 過去3年間のいずれかの年で計上利益が黒字
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

Ⅰ取組ー2仕事づくり(つづき)

□ E 過去4年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ F 過去3年以内に、障害特性に応じた職務を選定・創出
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
P の 液切かさはに 1.1/円 5.の時中 カル切ぐしい 映教さっ マンギ
□ G 適切な方法により個々の障害者に相応しい職務をマッチング
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ H 過去5年間のうな3年以上、陪実考討労施設に対して毎問100万円以上を発注
□ H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注
□ H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

(裏面に続く)

申請様式別紙3-1-2(2枚目)

I 取組-2仕事づくり(つづき)

1 状性 とは事 ラマグイン フピア
□ I 過去5年間のうち3年以上、在宅就業障害者等に対して年間100万円以上を発注
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この計画女系に該当すると考える兵体的な収益的合)
□ J 過去3年間のうち1年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ K 過去3年間のうち1年以上、在宅就業障害者等に対して年間100万円以上を発注
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)「評価の方法」を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な取組内容を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

評価要素該当申告書(I取組-3環境づくり)

Ⅰ取組ー3環境づくり

□ A 障害特性に配慮した作業施設・設備等の整備
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ B 障害特性に配慮した作業マニュアルのカスタマイズ、作業手順の簡素化
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ D 障害者の職場実習生の受入れ (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この計画安条に該当9 句と考え句共体的な取組内合)

(裏面につづく)

取組一3環境 ブマッ(ブララ)
□ E 障害者雇用に関する先進的な他企業の見学・ヒアリングの実施
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ F 他企業からの障害者雇用に関する見学の受入れ
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ G 障害者雇用に関するセミナー講師や企業指導等の実施
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ H テレワーク制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ H テレワーク制度の整備・活用(※)

□ 1 フレックスタイム制度の整備・活用(※)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	
□ J 時差出勤制度の整備・活用(※)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	
□ K 短時間勤務制度の整備・活用(※)	
□ K 短時間勤務制度の整備・活用(※) (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用(※)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用(※)	

■ M 傷病休暇又は病気休暇制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ N その他、個々の障害者の状態や働き方に対応した制度・仕組みの整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ ○ 治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰プランの策定・実施の実績がある
□ ○ 石原とは事の同立文版グランスは報勿及用グランの来た 矢池の矢帳7 める
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の作成
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の作成

□ Q 教育訓練制度の整備·活用
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ R 人事・給与制度の明確化
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ S 障害者の業務管理等のための日報の作成
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この計画女糸に該当りるころんの共体的な収価的合)
□ T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要約筆記等担当者の手配を実施
 □ T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要約筆記等担当者の手配を実施 ○○評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

申請様式別紙3-1-3(3枚目・裏面)

I 取組-3環境づくり(つづき)

□ ∪ 過去3年間に、障害者特性に応じた通勤配慮を実施	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	
□ ∨ 過去3年間に、障害者の職場定着のための外部機関との連携・社会資源の活用を実施	
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)	

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)「評価の方法」を参照の上、該当する評価要素にチェッ クを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な取組内容を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付す るか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

- ※H~Nの評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。 ・当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実績がある場合は、1要素として評価。 ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2要素として評価。

評価要素該当申告書(Ⅱ 成果-1 数的側面)

Ⅱ 成果-1 数的側面

□ A 実雇用率が法定雇用率の3倍以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ B 実雇用率が法定雇用率の3倍以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ C 実雇用率が法定雇用率の2倍以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ D 除外率適用前の実雇用率で障害者不足数ゼロ
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)

(裏面につづく)

Ⅱ 成果-1 数的側面(つづき)

□ E 実雇用率が法定雇用率以上	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
□ F 過去3年間障害者不足数ゼロ	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
□ G 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の定着率が90%以上	
□ G 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の定着率が90%以上 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ H 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定着率が80%以上	

Ⅱ 成果-1 数的側面(つづき)

□ Ⅰ 従業員全体の平均勤続年数に対して、障害者の平均勤続年数が同等以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この計画女系に該当するころんの兵体的な大順)
□ J 障害者の平均勤続年数が10年以上、又は勤続年数が10年以上の障害者が半数以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ K 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の定着率が80%以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ L 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定着率が70%以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な宝績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)

申請様式別紙3-2-1(2枚目・裏面)

Ⅱ 成果-1 数的側面(つづき)

□ M 障害者の平均勤続年数が5年以上、又は勤続年数が5年以上の障害者が半数以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)「評価の方法」を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な実績を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

評価要素該当申告書(Ⅱ 成果-2 質的側面)

Ⅱ 成果-2 質的側面

□ A 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、 その結果が特に優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ B 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、 B その結果が優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ C 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、 その結果が良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ D 人事に関する処遇が特に優良 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
\CV計 女糸に放∃9のC右んの共体的は夫視/

(裏面につづく)

Ⅱ 成果-2 質的側面(つづき)

次末 と見り関曲(フラC)
□ E 賃金に関する処遇が特に優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(こく)
□ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ G 人事に関する処遇が優良
この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ H 賃金に関する処遇が優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(こく)

(2枚目につづく)

Ⅱ 成果-2 質的側面(つづき)

□ 1 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
┃□ J 人事に関する処遇が良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
K 賃金に関する処遇が良
□ K 賃金に関する処遇が良 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ K 賃金に関する処遇が良 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ L その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ L その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある

申請様式別紙3-2-1(2枚目・裏面)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)「評価の方法」を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な実績を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

就労支援機関等による評価基準証明書

労働局長 殿

下記の事業主における障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等について、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第36条の17第1号及び第2号に規定する評価基準に該当することを証明します。

		京 	就労支援機関等 名称		印
① 申請事業 氏名又は	美主 :名称				
② 大項目			③ 中項目		
④ 小項目					
⑤ 評価要素	に該当しない場	着合			
⑥ 評価要素に	に該当する場合	ì			
② 大項目			③ 中項目		
④ 小項目					
⑤ 評価要素	に該当しない場	合	_		
⑥ 評価要素に	こ該当する場合	î			

(裏面につづく)

	該当するものに✔を付してください。また、③又は④を✔した場合はその具体的な種類を記入してください。	
	地域障害者職業センター	
	障害者・生活支援センター	
	指定障害福祉サービス事業者等	
⑦ 貴機関		
の種類	事業主団体又は事業協同組合等	
	その他、上記に準ずる機関	
8		
貴と事と 機 関 事 業 の 係		

【記入方法】

1 本様式は、障害者の雇用の促進等に関する法律第77条第1項に基づき障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定を受けようとする事業主(以下「申請事業主」という。)について、連携先である就労支援機関等が、当該申請事業主の障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第36条の17第1号及び第2号に規定する評価基準に該当することを証明するための様式です。

本様式の記入にあたっては、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)及び(3)を必ず参照ください。

- 2 ②~④欄は、証明の対象となる評価項目(大項目・中項目・小項目)を記入ください。
- 3 ⑥は、小項目内のいずれの「評価要素」にも該当しないものの、申請事業主の取組等が当該小項目において評価に値すると考える場合に、申請事業主における当該取組内容又は実績を記載してください。
- 4 ⑤欄は、小項目内のいずれかの「評価要素」に該当するものの、申請事業主自身によってそのことを証明する書類等の提示ができない場合に、申請事業主における当該取組内容又は実績を記載してください。

害者の雇用の促進等に関する法律施行規! 記のとおり報告します。	則第8条の規定により、 		令和	年 月	日		公共職業安定所長
(ふりがな)				₹	_	→① 事業 産業 の種類 分類	
法人名称			所			7類	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
ふりがな)		注	こあって				
名又は代表		は主だ は主だ 所の原	こる事業				
肾氏名							
区分	合 計	<u> </u>		(TEL —	- C 事業所別の内訳		
適用事業所番号事業所の名称	/		_				_
事業所の所在地	- /						
③ 事業の内容	7						
D. RAM -to	_ /						
除外率常用雇用労働者の数	V	<u> </u>	%	%	%	%	
(イ)常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	Α.			Д	Д	,	
(ロ) 短時間労働者の数	<u></u>		人	人	人	人	
(ハ)常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	人		人	人	人	人	
(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数				人	人	人	
常用雇用身体障害者、知的障害 (ホ) 重度身体障害者の数	者及び精神障害者の数	<u>" </u>		Λ.	Ι.	Ι.	
(4) 里汉才 肸陉百省 (7) 数	()	() (· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	()	()	(
(^) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人 (人	人	人	人	(
(ト)重度身体障害者である	, ,		人	人	人	人	
短時間労働者の数	()	() ()	()	()	(
(チ)重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	()	() (<u>入</u>	()	()	(
(リ)身体障害者の数 [(ホ×2)+^+ト+(チ×0.5)]	人 (人 (人	人	人	(
(ヌ) 重度知的障害者の数	<u> </u>		人	人	人	人	
	()	() ()	()	()	(
(ル) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	()	() () (()	()	(
(ヲ)重度知的障害者である 短時間労働者の数	, , ,		人 ,	人、	人 (人	(
(ワ)重度知的障害者以外の知的障) 人		人	人	人	人	
害者である短時間労働者の数 (カ)知的障害者の数	人	(<u>)</u> (<u></u>	<u>(</u>)	(<u>)</u> 人	(
$[(\cancel{3} \times 2) + \cancel{b} + 7 + (\cancel{9} \times 0.5)]$	()	() ()	()	()	(
(3) 精神障害者の数	()	(人) (人 (人()	()	(
(タ) 精神障害者である 短時間労働者の数	人 人		<u>ک</u>	—————————————————————————————————————		人	,
应时則カ側40分	()	() (.)	人	()	(
に該当する者の数	(() ()	()	()	(
(ソ) 精神障害者の数 [ヨ+{(ターレ)×0.5}+レ]) ((人) (人 (人()	()	(
) 計	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		人 、 、 、 、		· 人	· 人	(
[⑨のリ+⑨のカ+⑨のソ] D 実雇用率	()	() (.)	()	()	
(⑩/⑧の=×100) ② 身体障害者、知り障害者又は	%						
精神障害者の不足数 [(⑧の=×法定雇用率)-⑩] 章害者 【役職名	人			E 記入 所属部課名		氏名	
『善者 佼職名	八名			上 記入 所属部課名 担当者		八口	

安定所 処理欄

様式第6号 (裏面)

[注意]

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号 及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加 工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の 合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 5 ⑦欄には、⑥欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 6 ⑧(イ)欄並びに⑨(ホ)、(^)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 7 ⑧ (二) 欄には、⑧ (ハ) 欄の数に 7 欄の除外率を乗じて得た数(その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を 8 (ハ) 欄の数から控除した数を記載すること。
- 8 ⑨欄及び⑩欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8-2 ⑨(ν)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数 を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 9 ⑧(ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑫欄には、⑧(二)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑩欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2、特殊法人(障害者の雇用の促進等に 関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。)にあっては100分の2.5であること。

12 D欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任される者をいうものであること。

: : : 1		75	* * =		北口 什 事	(Dil vit)
	_		音 伯 准	用从优	和 古 音	(力) 形式/

人光力
1作業名

※ 事業所数が6ヶ所以上あり、様式第6号では全て記載できない場合、この様式をご利用ください。

		区分			C 事業所	別の内訳		
В		適用事業所番号						
雇	4)	事業所の名称						
雇用								
\mathcal{O}								
状	=	古光ゴのゴケル						
況(5)	事業所の所在地						
(6)	事業の内容						
	ی	7 /C - 1 7 G						
(7)	除外率	%	%	%	%	%	%
(8	常用雇用労働者の数						
		(イ)常用雇用労働者の数						
		(短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人
		(中)短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
		(ハ)常用雇用労働者の数	,					
		[/+(p×0.5)]	人	人	人	人	人	人
		(二)法定雇用障害者の算定の基礎						
L		となる労働者の数	人	人	人	人	人	人
(常用雇用身体障害者、知的障害	『者及び精神障害者の	数				
		(ホ)重度身体障害者の数	人	人 人	人	人	人	人
			(()	(()	()	(
		(^)重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人 (人 /	人 (人 (人	人 /
				,	<u> </u>	,		
		(ト)重度身体障害者である 短時間労働者の数	()	(人 (人 (人 (人 ()
		(チ) 重度身体障害者以外の身体障	λ	λ	λ			Λ
		害者である短時間労働者の数	()			()	(()
		(リ)身体障害者の数		<u> </u>	人	<u> </u>		<u> </u>
		$[(\dot{\pi}\times 2)+\dot{\gamma}+(\dot{\tau}\times 0.5)]$	()	(()	()	()	()
		(ヌ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人
			()	()	()	()	()	()
		(ル) 重度知的障害者以外の	人	人	人	人	人	人
		知的障害者の数	()	()	()	()	()	()
		(7) 重度知的障害者である	人	人	人	人	人	人
		短時間労働者の数	<u>(</u>	()	()	()	()	<u>(</u>
		(ワ)重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
		(カ)知的障害者の数			,	,	,	
		(ル) 知の厚音目の数 [(ヌ×2)+ル+ヲ+(ワ×0.5)]	() ($\begin{bmatrix} & & & & & & & & & & & & & & & & & & &$	\(\frac{\cappa_1}{\cappa_1}\)	入 (
		(3)精神障害者の数	λ	λ	λ.	λ.	λ.	λ.
			()				()	
		(タ)精神障害者である		<u>)</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
		短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(レ) (タ)のうち 裏面 8-2		人	人	人	人	人
		に該当する者の数	()	()	()	()	()	()
		(ソ)精神障害者の数	人	人	人	人	人	人
		$[\exists + \{ (\beta - \nu) \times 0.5 \} + \nu]$	()	()	()	()	()	()
(10	計	人	人	人	人	人	人
		[ののり+ののカ+ののソ]	()	()	()	()	()	()

安定所	
処理欄	

1		-		1	1	1			
- 1				1			1	1	
ľ	ī				1			i	

障害者雇用状況報告書 (法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別)

(111) 120(7)

	<u>į</u>				107K - 7 BUNC C				令和	年 6月	1日現在
	下記の	fの雇用の促進等に関する法律施行規則第 うとおり報告します。	第8条の規定により、		令和	1 年 月	日		í.	公共職業安定	所長 殿
	(S)) がな) 				Ŧ	_	4 事業	産業		⑤ 事業所
A	1	法人名称			。 ③ 主たる			の種類	分類	<u> </u>	の数
親事業主	(S)) がな)			事務所の 所在地						
亲主	② 代	氏名又は 法者氏名									
						(TEL —	_)			
		特例子会社又は関係会社の別 がな)	1:特例子会社	2:関係	会社	T =	_	<u> </u>		i	11)
						1		─ ⑩ 事業 の種類	産業 分類		事業所 の数
	7	法人名称			9 主たる 事務所の				<u> </u>		
)がな) 氏名又は			事務所の 所在地						
711	代	表者氏名				(TEL —					
		区分	合 計			(TEL —	D 事業所別の内訳)			
		適用事業所番号 事業所の名称	-					_	_		
雇用の											
ALIS.	14)	事業所の所在地	/								
	15)	事業の内容] /								
	<u> </u>	IV N 국			0/	0/	0/		0/		0/
		除外率 常用雇用労働者の数	<u>/</u>		%	%	%		%		%
		(イ)常用雇用労働者の数									
		(短時間労働者を除く)	人		人	人	人		人		人
		(1)短時間労働者の数	人		人	人	人		人		人
		(^) 常用雇用労働者の数 [イ+(r×0.5)]	人		人	人	人		人		人
		(二)法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数									
	18	常用雇用身体障害者、知的障害者	人 及び精神障害者の数		人	人	人		人		人
		(ホ) 重度身体障害者の数	人)	(人	人 (人 ((人)	(人
		(へ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数			· 人	<u> </u>	<u> </u>	,			
		(ト) 重度身体障害者である	<u>(</u> 人	(<u></u> 人	<u>(</u>)	人	() 人	() 人
		短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(f)重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人 ()	(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	()	人 ()	(人)	(人
		(リ)身体障害者の数	人	,	人	人	人		人		人
		[(ホ×2)+^+ト+(チ×0.5)] (ヌ)重度知的障害者の数	人 人	(人	人	人	(人	(人
			()	()	()	()	()	()
		(ル)重度知的障害者以外の 知的障害者の数	()	()	人 ()	人 ()	(人)	()
		(7) 重度知的障害者である	人		人	人	人		人		人
		短時間労働者の数	() 	() 人	()	()	() ,	() 人
		(ワ)重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(カ)知的障害者の数 [(ヌ×2)+ル+ヲ+(ワ×0.5)]	人 ()	(人)	人 ()	人 ()	(人)	(人)
		(3)精神障害者の数	人		人	人	人	<u> </u>	人		人
		(I) which there was the same of the same o	() 	() ,	()	()	() ,	() 人
		(タ)精神障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(レ) (タ)のうち 裏面 12-2	人		人	人	人		人		人
		に該当する者の数	()	()	()	()	()	()
		(ソ)精神障害者の数 [ヨ+{(ターレ)×0.5}+レ]	人)	(人)	人 (人((人)	(人)
	19	計 [®のリ+®のカ+®のソ]	人 、	(人 人	人	, ,	(人、	(人、
	20	実雇用率		())))		
		(19/17の=×100)	%							-	
	精	身体障害者、知的障害者又は 神障害者の不足数									
		[(⑰の=×法定雇用率)-⑲]	人								

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所		
処理欄		

様式第6号の2(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況(法第44条の特例における子会社(以下単に「特例子会社」という。)及び法第45条の特例における関係会社(以下単に「関係会社」という。)に雇用される労働者を含む。)について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主(以下単に「実際の雇用主」という。)ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑪欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑥欄には、実際の雇用主が、特例子会社である場合には「1」を、関係会社である場合には「2」を記載すること。
- 8 ⑤欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表 第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具 体的に記載すること。
- 9 ⑯欄には⑮欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 10 ①(4)欄並びに®(ホ)、(^)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 11 ①(二)欄には、①(ハ)欄の数に⑯欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を①(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑱欄及び⑲欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 12-2 ⑱(レ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 13 ⑪(ハ)及び(ニ)欄、⑱(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑲欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ②欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ②欄には、(①(=))欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、(①)欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。

1						
	1			ı		
 	1	 - 1	 		 	
	ı	,	 	ı		

障害者雇用状況報告書(法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 6月 1日現在

ļš	章害者の雇用の 下記のとおり幸	り促進等に関する法律施行規 服告します。	則第8条の規定により、		令	和年	月	В		公共職業安定所長 殿
	(ふりがな)					₹		_		
A	① 法人名	床								
					③ 主たる事務所の					
親事業主	(ふりがな) ② 氏名又	オ			所在地					
	代表者氏	名								
В		区分	合 計			(TEL) 内 訳	
雇用	⑤ 親事業	業所番号 主・特例子会社・関係			_	_	_			
用の状況	会社の別 ⑥ 名称及	」 								
沈	0 名称及	の代表者の氏者								
	⑦ 主たる [:]	事務所の所在地	/							
	8 常用雇	用労働者の数	V							
	(イ)常用	雇用労働者の数 持間労働者を除く)		人	人		人	人	人	人
		間労働者の数		人	人		人	人	人	人
	[1+(雇用労働者の数 u×0.5)]		人	人		人	人	人	人
	とな	雇用障害者の算定の基礎 る労働者の数		人	人		人	人	人	人
		用身体障害者、知的障害者 身体障害者の数	大及び精神障害者の数	人) (人	(人	人 (人 人	人 (
	(^) 重度 身体	身体障害者以外の 障害者の数	(<u>/</u> (人)	(人)		人 ()	
	(ト)重度 短時	身体障害者である 間労働者の数	(人) (人)	(人)	()	人 ()	()
	(チ) 重度 害者	身体障害者以外の身体障 である短時間労働者の数	(人) (人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
	[(ホ>	障害者の数 <2)+^+ト+(チ×0.5)]	(人) (人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
	(ヌ) 重度	知的障害者の数	(人) (人)	(人)	()	人 (()
		知的障害者以外の 障害者の数	(人) (人)	(人)	()	人 ()	人 ()
	(7)重度 短時	知的障害者である 間労働者の数	(人) (人)	(人)	()	人 ()	人 ()
		知的障害者以外の知的障 である短時間労働者の数	(人) (人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		障害者の数 <2)+ル+ヲ+(ワ×0.5)]	(人) (人)	(人)	人 (人 ()	人 (
	(3)精神	障害者の数	(人) (人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
	(タ)精神 短時	障害者である 間労働者の数	(人) (人)	(人)	()	人 ()	()
	(レ)	(タ)のうち 裏面 7-2 に該当する者の数	(人) (人	(人	人	人	人
		障害者の数		<u>/</u>	人	(, 人	人	人	<u> </u>
	10	(ターレ)×0.5}+レ] 計 J+⑨のカ+⑨のソ]	() (人) () 人	()	() 人	() 人	() 人
	① 実雇用	率	(%)	())		
	② 身体障	(⑩/⑧の=×100) 害者、知的障害者又は		70						
	精神障害	者の不足数 ×法定雇用率)-⑩]		人						
	障害者 用推進者	役職名 ************************************	氏名			E 記入 月 11111 担当者 1111	所属部課名		氏名	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所		
処理欄		

様式第6号の2(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の特例の 認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況(法第44条の特例に おける子会社(以下単に「特例子会社」という。)及び法第45条の特例における関係会社(以 下単に「関係会社」という。)に雇用される労働者を含む。)について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑥欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑦欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑤欄については、親事業主の場合は「1」を、特例子会社の場合は「2」を、関係会社の場合は「3」を記載すること。
 - この際、親事業主、特例子会社、関係会社の順に記載すること。
- 5 ⑧(イ)欄並びに⑨(ホ)、(^)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 6 Cの⑧欄から⑩欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の2(1)「障害者雇用状況報告書(法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別)」のCの⑰欄から⑲欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨欄及び⑩欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者 の数を記載すること。
- 7-2 ⑨(ν)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数 を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 8 (ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑫欄には、⑧(=)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑩欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。

								_	
i	i	i	l î	i	í	i	ì		
	1	1					1		
	1	ì	 l î		1		ì	I - I	
	1	ì	l î		1		ì		
	1	ì	l î		1		ì		
	1	ì	l î		1		ì		

障害者雇用状況報告書 (法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別)

ßi	害害	その雇用の促進等に関する法律施行規 り	則第8条の規定により、							令和	十	0月 1	日現在
	記0	つとおり報告します。			令		月	Ħ		:	公共職業	美安定所	
) N-14)				Ŧ		_	事業の無額	産業 分類		1 3	5 事業所
Α	1	法人名称							の種類	分類			の数
親東					③ 主たる 事務所の								
親事業主		りがな) エタフロ			所在地								
主	包代	氏名又は 記表者氏名											
						(TEL	_	_)				
	(S.)	りがな)				₹		_	⑩ 事業	産業			① 事業所
B 関係子会社	7	法人名称							の種類	分類		(の数
関係					9 主たる事務所の						•		
子		0 がな)			 所在地								
会社	® 代	氏名又は 法表者氏名											
	•					(TEL	_	_)				
C		区 分	合 計		•	•		D 事業所別の内訓					
	(12) (13)	適用事業所番号 事業所の名称	/	_	_		-		_	_	_		_
雇用	(I)	学 未用の右仰											
の 状	<u> </u>		/										
況	14)	事業所の所在地	/										
] /										
	15)	事業の内容	/										
			/										
		除外率	<u>/</u>		%		%	%		%			%
	<u>(17)</u>	常用雇用労働者の数								· · · · · ·			
		(イ)常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	,				,	Ĭ.		Į.			Į.
			<u></u>				人	人		人			
		(ロ)短時間労働者の数	<u></u>		人		人	人		人			
		(ハ)常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	人		人		人	人		人			人
		(=)法定雇用障害者の算定の基礎											
		となる労働者の数	人		人		人	人		人			人
	18	常用雇用身体障害者、知的障害者 (ホ)重度身体障害者の数	及び精神障害者の数		人		人	人		人			
		.,	()	()	()	()	()	()
		(^)重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	(人	(人	人	(人	(人
		(ト)重度身体障害者である		((<u>)</u> 人	<u> </u>	(人	(
		短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(チ) 重度身体障害者以外の身体障	人		人		人	人		人			人
		害者である短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(リ)身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(チ×0.5)]	人 ((人	(人	人((人	(人
		(ヌ) 重度知的障害者の数	人		人	(人	人	(人	(
			()	()	()	()	()	()
		(ル) 重度知的障害者以外の	人		人		人	人		人			人
		知的障害者の数	()	()	()	()	()	()
		(7)重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	(人	(人、	人	(人	(人
			, ,	<u>'</u>) ,) ,)) ,	()
		(ワ)重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数		()	()	()	(()
		(カ)知的障害者の数	· 人		人		人	人		人			人
		[(ヌ×2)+ル+ヲ+(ワ×0.5)]	()	()	()	()	()	()
		(3) 精神障害者の数	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(人	(人)	人 ((人	(人 1
		(b) 特加陪母 老 ぺ * フ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		/ 人	\	, 人	、 人	\	/ 人			
		(タ)精神障害者である 短時間労働者の数		()	()	()	()	()
		(レ) (タ)のうち 裏面 11-2	人	l	人		人	人		人			人
		に該当する者の数	()	()	()	()	()	()
		(ツ)精神障害者の数	人		人		人	人		人			人
	<u> </u>	[ヨ+{(ターレ)×0.5}+レ] 計	()	()	()	()	()	()
	19	言† [⑱のり+⑱のカ+⑱のソ]	()	(人)	(人)	()	(人)	(人)
	20	実雇用率	, , ,		,	•	,	<i>′</i>	·	′ [
	_	(⑭/⑰の=×100)	%										
	21)	身体障害者、知的障害者又は											
	精	青神障害者の不足数											
	l	[(⑰のニ×法定雇用率)-⑲]	人										
	_	(記載上の留意事項は、裏面にありま	す)	_									

安定所		
奶. 理欄		

様式第6号の3(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の2の特例 の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況(法第45条の2の特例における関係子会社(以下単に「関係子会社」という。)に雇用される労働者を含む。)について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主(以下単に「実際の雇用主」という。)ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑪欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑤欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表 第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具 体的に記載すること。
- 8 ⑩欄には、⑩欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 9 ⑪(イ)欄並びに⑱(ホ)、(ヘ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 10 ⑰(ニ)欄には、⑰(ハ)欄の数に⑯欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を⑰(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 11 ®欄及び®欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた 者の数を記載すること。
- 11-2 ®(ν)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 12 ⑰(ハ)及び(ニ)欄、⑱(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑲欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 13 ②欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 14 ②欄には、①(二)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑨欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。

						_	D 中 土 日 口 心	가 보다 # 크
	1	- 1	- !	- !	- !		障害者雇用状	沈 報 吉 書
-	- [Į	İ	Ī	Į	1-1	(法第45条の2の認定を受けた事	業主用、グループ

	下記の	つとおり報告し		則第8条の規定により、		令		月	F		公共職業安定所長 殿
A 親事		法人名称			③ 主たる事務所の・ 所在地						
親事業主	2	(ふりがな) ② 氏名又は 代表者氏名					(TEL	-)	
В				合 計					業主ごとの		
雇用の状況	⑤		であた。 関係子会社の別			_		_			
	7	主たる事務	5所の所在地								
	8	常用雇用労	が働者の数		<u>"</u>						
			労働者を除く))		人		人	人	人	人
		(n) 短時間労 (n) 常用雇用		<u>)</u>		人		人	人	人	人
		[イ+(ロ×0] (ニ)法定雇用	() [] [] [] [] [] [] [] [] [] [)		人		人	人	人	人
	9		働者の数 	人 者及び精神障害者の数		人		人	人	人	人
		(ホ)重度身体		()	(人)	(人)	人 (人 (人 (
		(^) 重度身体 身体障害	障害者以外の 者の数	<i>(</i>	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		(ト)重度身体 短時間労	障害者である 働者の数	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		害者であ	障害者以外の身体障 る短時間労働者の数	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
			^+\+(\(\psi \times 0.5 \)]	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		(ヌ)重度知的	障害者の数	()	(人)	(人)	人 ()	()	人 ()
		(ル) 重度知的 知的障害	障害者以外の 者の数	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		(ヲ) 重度知的 短時間労	障害者である 働者の数	()	(人)	(人)	()	()	()
		(ワ)重度知的 害者であ	障害者以外の知的障 る短時間労働者の数	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
			ル+ヲ+(ワ×0.5)]	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		(3)精神障害	者の数	()	(人)	(人)	()	人 (()
		(タ)精神障害 短時間労	者である 働者の数	()	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
			のうち 裏面 7-2 該当する者の数	<i>)</i>	(人)	(人)	人 ()	人 ()	人 ()
		(ソ)精神障害				人		人	人	人	人
	10	Ē)×0.5}+レ] 計) /	() 人 、	() 人	() 人	人 (() 人
	11)	実雇用率)のカ+⑨のリ] ⑧の=×100)	()	,,)	()			
	精	身体障害者 情神障害者の	が、知的障害者又は)							
D 雇	障害 用推注	手者 役員 進者	職名	氏名			E 記入 担当者	所属部課名		氏名	
		(記載上の留	意事項は、裏面にあり	 ます。)							

(-0) 9 & 9 。 /

安定所		
処理欄		

様式第6号の3(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況(法第45条の2の特例における関係子会社(以下単に「関係子会社」という。)に雇用される労働者を含む。)について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑥欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑦欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑤欄については、親事業主の場合は「1」を、関係子会社の場合は「2」を記載すること。 この際、親事業主、関係子会社の順に記載すること。
- 5 **8**(イ)欄並びに**9**(ホ)、(ヘ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑧欄から⑩欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の3(1)「障害者雇用状況報告書(法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業所別)」のCの⑰欄から⑲欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨欄及び⑩欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者 の数を記載すること。
- 7-2 ⑨(ν)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 8 ⑧(ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑫欄には、⑧(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑩欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。

i i	1			1	1		
i i				1	1		
	1				 		

障害者雇用状況報告書 (法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)

令和	年	6月	1	日現在

		音の雇用の促進等に関する法律施行規!	則第8条の規定により、					令和		6月 1日現任
		つとおり報告します。 りがな) ┃		令	和 年 月				公共職業	安定所長 殿
Α	(%;) 1315)			Ŧ		④ 事業	産業		⑤ 事業所
	1	法人名称					の種類	分類		の数
事業協				③ 主たる					•	
協同	(> 1/	0 45 42		事務所の 所在地						
組)がな) 氏名又は		// 11.20						
組合等		表者氏名								
					(TEL —)			
	(&!	りがな)			Ŧ	_	10 事業	産業		① 事業所
В	7	法人名称					の種類	分類		の数
特中				9 主たる					ı	
定事	(S. 1) がな)								
業主		氏名又は								
土	17	表者氏名			(TEL —	<u> </u>	1			
		 区 分	合 計		(IEL —		_/ p内訳			
С	12	適用事業所番号					_	_ [_
雇	13	事業所の名称	1 / 1							
用の										
状	14)	事業所の所在地								
況			/							
	15	事業の内容] /							
			/							
	16	除外率	√	%	%	%		%		%
	17)	常用雇用労働者の数						•		
		(イ)常用雇用労働者の数								
		(短時間労働者を除く)	人					人		人
		(p) 短時間労働者の数								
						. 人		人		人
		(^) 常用雇用労働者の数 [イ+(u×0.5)] 人		人	人	人		人		人
		(二)法定雇用障害者の算定の基礎								
		となる労働者の数人						人		人
	18	常用雇用身体障害者、知的障害和	▲ 者及び精神障害者の数							
		(ホ) 重度身体障害者の数	人	人	人	. 人		人		人
			((()	()	()	()
		(^)重度身体障害者以外の 身体障害者の数	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	\(\)	人 (· ()		<u>\</u>	(人)
		(ト)重度身体障害者である		人		. 人	\	人		
		短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(チ)重度身体障害者以外の身体障	人	人	人	. 人		人		人
		害者である短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(リ)身体障害者の数	人	人	人	. 人		人		人
		$[(1 \times 2) + \wedge + \rangle + (1 \times 0.5)]$	()	()	()	()	()	()
		(ヌ) 重度知的障害者の数		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1,		人、	(人 、
))))	\	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	'	
		(ル) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数		\(\)		1,	(八	(人 \
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,	λ.	, , ,	`	,	\	
		(ヲ)重度知的障害者である 短時間労働者の数					()	()
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	`	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		(ワ)重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数					()	()
		(カ)知的障害者の数	人			·				
		$[(3\times2)+\nu+7+(9\times0.5)]$	()	()	()	()	()	()
		(3)精神障害者の数	一	人	人	. 人		人		人
			()	()	()	()	()	()
		(タ)精神障害者である	人	人	人	·		人	,	人
		短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
		(レ) (タ)のうち 裏面 9-2	人	人	人	. 人		人		人
		に該当する者の数	()	()	()	()	()	()
		(ソ)精神障害者の数	人	人	人	. 人		人		人
		$[\exists + \{ (\beta - \nu) \times 0.5 \} + \nu]$	()	()	()	()	()	()
	19	計 [個の世級の2]				·		人		
	20 4	[18のり+18のカ+18のソ] 実雇用率))))	()	()
)	(19/fiの=×100)	%							
	21	身体障害者、知的障害者又は								
		『神障害者の不足数 [(⑰のニ×法定雇用率)-⑭]	<u></u>							
		(記載上の留音事項は 事面にありま								

安定所			
処理欄			

様式第6号の4(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況(法第45条の3の特例における特定事業主(以下単に「特定事業主」という。)に雇用される労働者を含む。)について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主(以下単に「実際の雇用主」という。)ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ④欄及び⑩欄には、当該事業協同組合等又は企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の 中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、 「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ⑤欄及び⑪欄には、当該事業協同組合等又は企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、 事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が事業協同組合等である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 5 ⑤欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑯欄には、⑮欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 即(イ)欄並びに®(ホ)、(ヘ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 8 ⑪(ニ)欄には、⑰(ハ)欄の数に⑯欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を⑰(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑱欄及び⑲欄の() 内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 9-2 ⑱(レ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 10 ⑪(ハ)及び(ニ)欄、⑱(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑲欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 ②欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ②欄には、⑰(=)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑲欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。 なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。

							1	1 F	
i	j	i	l i	Ī	- 1	i	i		
1		1			1		1		
1		1			1		1		

障害者雇用状況報告書 (法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、グループ全体)

令和 年 6月 1日現在

ß.	章害ネ 下記の	者の雇用の仮 のとおり報告	Ľ進等に関する法律施行規 テします。	則第8条の規定に	こより、		令利	和 年	月	日		13.414	公共職業安定所長	
	(\$	りがな)						₸		_				_
A	1	法人名称												
事業協		(ふりがな)						3						
協同組	چ)							7)						
	2 1	氏名又は 代表者氏名												
								(70)						
			区分	合 [+			(TEL	事		こ と の) 内 訳		
B 雇	4	適用事業				_	_	_	_	_	_			_
雇用の当	⑤ ≸	事業協同 関 第主の別	組合等・特定事											
状況	6	名称及び	代表者の氏名	/										
	(7)	主たる事	務所の所在地	/										
	8	常用雇用	 労働者の数											
		(4)常用雇品	用労働者の数 労働者を除く)											
		(p) 短時間等			<u></u>		人		人		<u>人</u> 人)		人人人
			 用労働者の数				<u>人</u>		人 人			<i>,</i>		入 人
		(二) 法定雇员	用障害者の算定の基礎 労働者の数				,		,					
	9	常用雇用	身体障害者、知的障害	 者及び精神障害	人 者の数		人		人		人)		人
		(ホ)重度身体	本障害者の数	(人)	(人)	(人)	(人)	<i>)</i>	(人)
		(^) 重度身份 身体障害	本障害者以外の 害者の数	(人)	(人)	(人)	(人)	<i>)</i>	(人)
		(ト)重度身体 短時間質	本障害者である 労働者の数	(人)	(人)	(人)	(人)	<i>)</i>	(人)
		(チ)重度身(害者でど	本障害者以外の身体障 ある短時間労働者の数	(人)	(人)	(人)	(<i>(</i>	(人)
		(リ)身体障害 「(ホ×2)	害者の数 +^+ト(チ×0.5)]	(人)	(人)	(人)	(人)	<i>)</i>	(<u></u> 人)
			的障害者の数		人、		人	(人、	(<i>)</i>		<u>/</u> 人、
			 内障害者以外の 害者の数		 人) 人			<i>)</i>		<u>)</u> 人、
			ョョーの数 的障害者である) 人	(人	(人	() /) 人
			労働者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	()	() <u></u> 人
		害者でる	的障害者以外の知的障 ある短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()
			+N+7+(7×0.5)]	(人)	()	(人)	(人 <u>)</u>	()	(人) ·
		(3)精神障害	害者の数	(人)	(人)	(人)	(人)	<i>)</i> ()	(人)
		(タ)精神障害 短時間	害者である 労働者の数	(人)	(人)	(人)	(人)	<i>)</i>	(人)
		(V) (9)のうち 裏面 5-2 三該当する者の数	·····	人)	(人	(人	(人	<i>)</i>	(人 \
		(ソ)精神障	害者の数				人		, 人)		<u>,</u> 人
	10	[∃+{(タ−	-レ)×0.5}+レ] 計	() 人	() 人	() 人	(<u>)</u> 人	()	() 人
	11)	[⑨のリ+0 実雇用率	⑨ のカ+⑨のソ]	()	()	()	()	()	()
			/⑧の=×100)		%									
	12	青神障害者	者、知的障害者又は の不足数 法定雇用率)-⑩]											
D	記え	入	所属部課名		人 氏名									_
	担旨	当者 ""												

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所	
処理欄	

様式第6号の4(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況(法第45条の3の特例における特定事業主(以下単に「特定事業主」という。)に雇用される労働者を含む。)について作成すること。
- 2 ⑤欄については、事業協同組合等の場合は「1」を、特定事業主の場合は「2」を記載すること。この際、事業協同組合等、特定事業主の順に記載すること。
- 3 **8**(イ)欄並びに**9**(ホ)、(ヘ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 4 Cの⑧欄から⑩欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の4(1)「障害者雇用状況報告書(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)」のCの⑰欄から ⑲欄までに記載した数字を記載すること。
- 5 ⑨欄及び⑩欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れ た者の数を記載すること。
- 5-2 ⑨(ν)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ⑧(ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 ⑫欄には、⑧(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑩欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。

5

在宅就業契約報告書

r								ı																		
	1)	事 業	主番	号 〕	及 ひ	ぶ 名	称																			
1	2	事 業	主の住	所 又	て は	所 在	地																			
								()	11. Fr =			(ホ)障害	アの種類及	び確認								()	リ) 事業	主と	:在宅就業障害者との契約内容	
2		(1)	氏		名	发)	(p) 性	(/\)	生年月		(二)手帳番号	(^)身体 障害者	(ト)知的 障害者	(チ)精神 障害者		(ヌ) 事業 支払	美主が在 った額	宅就業	美障害 者	ずに	\vdash	E	払年月		(ヲ) 在宅就業障害者の業務内容	(ワ) 在宅就業障害者の就業場所
			(カタ	カナで	で記載	ţ) ———	701	光 号	月	目		確認	確認	確認	億	千万 百万	7 十万	万 =	千 百	+	기 号	年	月	目		
	3																									
	在宅就業																									
	米障害者及																									
	在宅就業障害者及び在宅就業契約内容																									
	業契約内容																									
	容																									
	注)	(事業主	控)裏面の	_) 「注音	- をよ	く読ん	で記	入して	下さ!	,)				7	_	_		_	_	-	`	_	_	_		

様式第212号(裏面)

〔注 意〕

- 1 この報告書は、当該年度において在宅就業契約を締結した身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記載すること。
 - なお、当該身体障害者、知的障害者及び精神障害者は、雇用されている者を除くこと。
- 2 ③の (イ) 欄には、左づめ、カタカナで記載すること。濁点、半 濁点は1枠とし、姓と名との間は1枠あけて記載すること。氏名が 10枠を超えるときは10枠まで記載すること。
- 3 ③の(ロ)欄には、性別に応じ次表の区分に該当する数字を記載すること。

男 1 女 2

4 ③の(ハ)、及び(ル)欄の元号には、元号に応じ次表の区分に 該当する数字を記載すること。

明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4
------	------	------	------

5 ③の(へ)欄、(ト)欄及び(チ)欄には、確認方法に応じ次表の区分に該当する記号を記載し、身体障害者であってAに該当する場合は当該身体障害者手帳の交付番号を、知的障害者であってDに該当する場合は当該療育手帳の交付番号を、精神障害者にあってはPを記載するとともに当該精神障害者保健福祉手帳の交付番号を(ニ)欄に記載すること。

記号	身体障害者の確認方法	記号	知的障害者の確認方法	記号	精神障害者の確認方法
A B C	身体障害者手帳による 指定医の診断書による 産業医の診断書による	D G H I J K	療育手帳(愛の手帳)による 精神保健福祉センターの判定書による 児童相談所の判定書による 知的障害者更生相談所の判定書による 精神保健指定医の判定書による 障害者職業センターの判定書による	P	精神障害者保健福祉手帳による

- 6 ③の(ヌ)欄には、当該年度に在宅就業障害者に対して在宅就業 契約に基づき支払った総額を円単位で記載すること。
- 7 ③の(ル)欄には、当該年度に在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づき支払った総額の最終支払日を記載すること。
- 8 ③の(ヲ)欄には、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者の業務内容について「ホームページ作成」等簡潔に記載すること。
- 9 ③の(ワ)欄には、在宅就業障害者の就業場所について「自宅」等簡潔に記載し、住所の記載は必要ないこと。

6

発 注 証 明 書 (在宅就業契約報告書)

事 業 主 殿 下記のとおり証明します。 1 ※①事 業主 号 平成 年 月 日 (イ) 事業主の氏名又は名称 2 (中)事業主の住所又は所在地 (1) 在宅就業支援団体登録番号 代表者の役職 記名押印又は 自筆による署 在 (イ) 在宅就業支援団体の名称 及び氏名 (ニ) 在宅就業支援団体の住所 (ホ)障害の種類及び確認 (リ)在宅就業支援団体と在宅就業障害者との契約内容 (ハ) 生年月日 (イ)在宅就業対価相当額(円) (ル) 支払年月日 氏 (ヌ)在宅就業支援団体が在宅就業障害者 (ト)知的 (チ)精神 (ニ)手帳番号 (1) (ワ) 在宅就業障害者の 障害者 障害者 障害者 に支払った額(円) (ヲ) 在宅就業障害者の業務内容 億 千万百万十万 万 千 百 十 元 年 月 日 元 年 月 日 (カタカナで記載) 確認 確認 確認 億千万百万十万万千百十一 (口)業務契約内容 ④ 在 (ハ)業務契約額(円) 就業 億 千万百万十万 万 千 百 十 -障害 者 及び 在宅 (ニ)支払年月日 元 年 月 日 就業契約: 内 容

様式第212号-2(裏面)

〔注 意〕

1 この報告書は、当該年度において在宅就業契約を締結した身体障害者、知的障害者及び精神障害者について記載すること。

なお、当該身体障害者、知的障害者及び精神障害者は、雇用されている者を除くこと。

- 2 ④の (イ) 欄には、左づめ、フリガナで記載すること。濁点、半 濁点は1枠とし、姓と名の間は1枠あけて記載すること。氏名が10枠を超えるときは10枠まで記載すること。
- 3 ③の(ロ)欄の在宅就業支援団体登録番号には、厚生労働大臣による在宅就業支援団体登録・登録更新通知書の登録番号を7桁で記載すること。
- 4 ④の(ロ)欄には、性別に応じ次表の区分に該当する数字を記載すること。

5 ④の (ハ) 欄、(ル) 欄及び⑤の (ニ) 欄の元号には、元号に応 じ次表の区分に該当する数字を記載すること。

明治 1 大正 2	昭和 3	平成 4
-----------	------	------

6 ④の(へ)欄、(ト)欄及び(チ)欄には、確認方法に応じ次表 の区分に該当する記号を記載し、身体障害者であってAに該当する 場合は当該身体障害者手帳の交付番号を、知的障害者であってDに 該当する場合は当該療育手帳の交付番号を、精神障害者にあっては Pを記載するとともに当該精神障害者保健福祉手帳の交付番号を (二)欄に記載すること。

記号	身体障害者の確認方法	記号	知的障害者の確認方法	記号	精神障害者の確認方法
A B C	身体障害者手帳による 指定医の診断書による 産業医の診断書による	D G H I J K	療育手帳(愛の手帳)による 精神保健福祉センターの判定書による 児童相談所の判定書による 知的障害者更生相談所の判定書による 精神保健指定医の判定書による 障害者職業センターの判定書による	P	精神障害者保健福祉手帳による

7 ④の(ヌ)欄には、業務契約ごとに在宅就業支援団体が在宅就業 契約に基づき在宅就業障害者に対して支払った総額を円単位で記載 すること。

なお、在宅就業契約ごとの④の(ヌ)欄の合計額と⑤の(イ)欄 の在宅就業対価相当額とは同額となること。

- 8 ④の(ル)欄には、当該年度に在宅就業障害者に対して在宅就業支援団体が在宅就業契約に基づき支払った総額の最終支払日を記載すること。
- 9 ④の(ヲ)欄には、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者の業務 内容について「ホームページ作成」等簡潔に記載すること。
- 10 ④の(ワ)欄には、在宅就業障害者の就業場所について「自宅」 等簡潔に記載し、住所の記載は必要ないこと。
- 11 ⑤の(イ)欄には、事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の契約金額のうち、在宅就業障害者に対して支払った金額の合計額を記載すること。

なお、業務契約ごとに⑤の(イ)欄と④の(ヌ)欄の合計額とは 同額となること。

- 12 ⑤の(ロ)欄には、事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の主な業務内容について「ホームページ作成」等簡潔に記載すること。
- 13 ⑤の(ハ)欄には、事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の契約金額を円単位で記載すること。
- 14 ⑤の(二)欄には、事業主と在宅就業支援団体との間で締結した業務契約の契約金額を払った最終支払日を記載すること。
- 15 ※欄には、事業主が事業主番号を記載すること。

障害者雇用優良中小事業主 基準適合事業主認定通知書

殿

貴社・貴殿の障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第77条第1項に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、これを通知します。

令和 年 月 日 〇〇労働局長 ^印

評価基準採点表

殿

障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定に当たって、貴社・貴殿の障害者雇用への取組等に係る評価について、以下のとおり採点します。

労働局長

I 取組(アウトプット)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
	1 体制づくり	①組織面	
	1 1年前 フへり	②人材面	
		③事業創出	
	2 仕事づくり	④職務選定•創出	
I 取組		⑤障害者就労施設等への発注	
(アウトプット)		6職務環境	
		⑦募集•採用	
	3 環境づくり	⑧働き方	
		⑨キャリア形成	
		⑩その他の雇用管理	

Ⅱ 成果(アウトカム)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
	1 数的側面	⑪雇用状況	
Ⅱ成果	以的侧面	⑫定着状況	
(アウトカム)	2 質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	
	2 貝的側面	⑭キャリア形成	

Ⅲ 情報開示(ディスクロージャー)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
	1 取組(アウトプット)	⑤体制・仕事・環境づくり	
┃ Ⅲ 情報開示 ┃(ディスクロージャー)	2 成果(アウトカム)	16数的側面	
	2 成未(アラドカム)	⑪質的側面	

基準適合事業主不認定通知書

令和 年 月 日

殿

都道府県労働局長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第77第1項に基づく認定の件について、下記の理由により不認定と決定しましたので通知します。

記

理 由

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年)以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年)以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月(ただし、裁決 があった日の翌日から起算して1年)以内に提起することができます。

また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

提出日:	年	月	日
補正日·	年	月	н

労働局長 殿

障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 《報告様式1号 評価基準自己採点表(認定後報告用)》

> 事業主 氏名又は名称

※管轄労働局確認欄

評価基準自己採点表(総括表)

I 取組(アウトプット)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点			
	1 体制づくり	①組織面				
	1 本市 フヘツ	②人材面				
		③事業創出				
	2 仕事づくり	④職務選定•創出				
I 取組		⑤障害者就労施設等への発注				
(アウトプット)		⑥職務環境				
		⑦募集•採用				
	3 環境づくり	⑧働き方				
		⑨キャリア形成				
		⑩その他の雇用管理				
	I 取組(アウトプット)の合計得点					

Ⅱ 成果(アウトカム)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
	1 数的側面	⑪雇用状況	
Ⅱ 成果	数的侧面	⑫定着状況	
(アウトカム)	2 質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	
	2 其时侧曲	⑭キャリア形成	

Ⅲ 情報開示(ディスクロージャー)に関する評価

大項目	中項目	小項目	得点
	1 取組(アウトプット)	⑤体制・仕事・環境づくり	
Ⅲ 情報開示 【(ディスクロージャー)	7 3% - 1	16数的側面	
	2 成果(アウトカム)	⑪質的側面	
Ⅲ 情報開示(ディスクロージャー)の合計得点			

т		ш	$\boldsymbol{\pi}$	\sim	=1	. 78	ᆂ
	\sim	ш	(I)		ĒΤ	·得	

[記入上の注意]

I からⅢの「得点」欄、1-2及び1-3において自己採点したそれぞれの点数を記入してください。 ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「-」を記入ください。

評価基準自己採点表(I取組(アウトプット))

1 体制づくり				
小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良:2点 (評価要素A~Dのうち2つ以上に該当)	□ A 障害者の活躍推進のためのリーダーシップ・部 署横断体制の確立		
①組織面		□ B 障害者の活躍推進に当たっての障害当事者の 参画		
	優良:1点 (評価要素A~Dのうち1つに該当)	□ C 支援担当者の配置等		
		□ D PDCAサイクルの確立		
	特に優良:2点 (評価要素E~Gのうち2つ以上に該当)	□ E 専門的な外部研修・セミナーの活用		
②人材面		□ F 専門的な社内研修の充実		
	優良:1点 (評価要素E~Gのうち1つに該当)	□ G 理解促進・啓発の充実		
2 仕事づくり	T			-1 -24 -1- 125 146 BB Mr. 1 -
小項目	評価基準・評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
		□ A 過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字		
	特に優良:2点 (評価要素A~Cのうち1つ以上に該当)	□ B 過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上		
③事業創出		□ C 過去10年間に、障害者雇用により新事業を創出		
優良:1点	優良:1点	□ D 過去3年間のいずれかの年で計上利益が黒字		
	(評価要素D・Eのうち1つ以上に該当)	□ E 過去4年間のいずれかの年で売上高対経常利 □ Δ率が3%以上		
④職務選定・	特に優良:2点 (評価要素F・Gの2つに該当)	□ F 過去3年以内に、障害特性に応じた職務を選 定・創出		
創出	優良:1点 (評価要素F・Gのうち1つに該当)	□ G 適切な方法により個々の障害者に相応しい職務 をマッチング		
	特に優良:2点	□ H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に 対して年間300万円以上を発注		
⑤障害者就 労施設等へ	(評価要素H・Iの1つ以上に該当)	□ I 過去5年間のうち3年以上、在宅就業障害者等 に対して年間300万円以上を発注		
の発注	優良:1点	□ J 過去3年間のうち1年以上、障害者就労施設に 対して年間300万円以上を発注		
	(評価要素J・Kの1つ以上に該当)	□ K 過去3年間のうち1年以上、在宅就業障害者等 に対して年間300万円以上を発注		
3 環境づくり				
小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良:2点 (評価要素A~Cのうち2つ以上に該	□ A 障害特性に配慮した作業施設・設備等の整備		
⑥職務環境	当) 	□ B 障害特性に配慮した作業マニュアルのカスタマ イズ、作業手順の簡素化		
1	(評価要素A~Cのうち1つに該当)	□ C その他の健康管理・福利厚生		

3 環境づくり(つづき)

小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良: 2点	□ D 障害者の職場実習生の受入れ		
⑦募集・	(評価要素D~Gのうち2つ以上に該 当)	□ E 障害者雇用に関する先進的な他企業の見学・ヒ アリングの実施		
採用	優良:1点	□ F 他企業からの障害者雇用に関する見学の受入 れ		
	(評価要素D~Gのうち1つに該当)	□ G 障害者雇用に関するセミナー講師や企業指導 等の実施		
		□ H テレワーク制度の整備・活用(1要素/1/2要 素)		
	特に優良:2点 (評価要素H~Oのうち4つ以上に該	□ I フレックスタイム制度の整備・活用(1要素/1/2 要素)		
	当)	□ J 時差出勤制度の整備・活用(1要素/1/2要素)		
	※H~Nについては、障害者が適用される 規定を整備し、かつ過去3年間で障害者の 利用実績がある場合に、それぞれ1要素とし て評価。ただし、障害者が適用される規定を	□ K 短時間勤務制度の整備・活用(1要素/1/2要 素)		
⑧働き方	整備したのみ又は過去3年間で障害者の利用実績があるのみである場合は、それぞれ	□ L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用 L (1要素/1/2要素)		
	1/2要素として評価。(以下同じ。)	■ M 傷病休暇又は病気休暇制度の整備・活用 (1要素/1/2要素)		
	優良:1点 (評価要素H~Oのうち2つ以上3つ以	その他、個々の障害者の状態や働き方に対応し N た制度・仕組みの整備・活用(1要素/1/2要素)		
	下に該当)	□ O 治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰プランの策定・実施の実績がある		
	特に優良:2点 (評価要素P~Rのうち2つ以上に該	□ P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の 作成		
⑨キャリア形 成	当)	□ Q 教育訓練制度の整備・活用		
	優良:1点 (評価要素P~Rのうち1つに該当)	□ R 人事·給与制度の明確化		
	特に優良: 2点 	□ S 障害者の業務管理等のための日報の作成		
⑩その他の雇	(評価要素S~Vのうち2つ以上に該当)	□ T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要約 筆記等担当者の手配を実施		
用管理	優良:1点	□ U 過去3年間に、障害者特性に応じた通勤配慮を 実施		
	(評価要素S~Vのうち1つに該当)	□ V 過去3年間に、障害者の職場定着のための外 部機関との連携・社会資源の活用を実施		

[記入上の注意]

- 1 「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 申請マニュアル(事業主向け)」の第4章を参照のうえ、「評価要素」欄の 該当する項目をチェックし、対応する「評価基準・評価方法」欄の記載に従って「得点」欄に点数を記入してください。 ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。
- 2 小項目®「働き方」の評価要素HからNについては、同欄の注釈に従って1又は1/2要素として数えます。HからNの各欄中の括弧内において「1要素」又は「1/2要素」のいずれか該当する方に〇を付してください。
- 3 「就労支援機関等による証明」欄は、就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)により、就労支援機関等から当該小項目 に係る評価の証明を得た場合に「〇」を記入してください。

評価基準 : 評価方法

特に優良:6点

評価基準自己採点表(Ⅱ成果(アウトカム))

評価要素

A 実雇用率が法定雇用率の3倍以上

就労支援機関等に よる証明

得点

1 数的側面 小項目

	(評価要素A・Bのうち1つ以上に該当)	□ E	3 除外率適用前の実雇用率が法定雇用率以上		
⑪雇用状況	優良:4点) 実雇用率が法定雇用率の2倍以上		
①雇/13/八//	(評価要素C・Dのうち1つ以上に該当)) 除外率適用前の実雇用率で障害者不足数ゼロ		
	良: 2点		実雇用率が法定雇用率以上		
	(評価要素E・Fのうち1つ以上に該当)		- 過去3年間障害者不足数ゼロ		
	特に優良:6点		、過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の 定着率が90%以上		
	行に後長:6点 (評価要素G~Jのうち2つ以上に該当)		→ 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定 着率が80%以上		
	優良:4点		び業員全体の平均勤続年数に対して、障害者 の平均勤続年数が同等以上		
⑫定着状況	《評価要素G~Jのうち1つに該当)		J 障害者の平均勤続年数が10年以上、又は勤続 年数が10年以上の障害者が半数以上		
		□ P	〈 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の 定着率が80%以上		
	良:2点 (評価要素K~Mのうち1つ以上に該当)	ו 🗆 ו	過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定		
		□ N	↑ 障害者の平均勤続年数が5年以上、又は勤続 年数が5年以上の障害者が半数以上		
2 質的側面					-
小項目	評価基準•評価方法		評価要素	得点	就労支援機関等に よる証明
	特に優良:6点 (評価要素Aに該当)	□ <i>f</i>	従業員を対象として、仕事に対する満足度又は A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回 実施しており、その結果が特に優良		
⑬満足度・エ ンゲージメント	(評価要素AIC該当)		ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回		
⑬満足度・エ ンゲージメント	(評価要素AIに該当) 		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回 実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は 3 ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回		
⑬満足度・エ ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当)		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は 3 ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回 実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は フーク・エンゲージメントに関する調査を複数回		
⑬満足度・エ ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は 3 ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回 実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は フーク・エンゲージメントに関する調査を複数回 実施しており、その結果が良		
①満足度・エ ンゲージメント	(評価要素AIC該当) 優良:4点 (評価要素BIC該当) 良:2点 (評価要素CIC該当) 優良:4点		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は 3 ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は フーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 人事に関する処遇が特に優良(2要素分)		
ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当)		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は 3 ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は フーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 入事に関する処遇が特に優良(2要素分) 賃金に関する処遇が特に優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当)		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 人事に関する処遇が特に優良(2要素分) 賃金に関する処遇が特に優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある		
ンゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 入事に関する処遇が特に優良(2要素分) 賃金に関する処遇が特に優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある 人事に関する処遇が優良(2要素分)		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当)		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は3 ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 人事に関する処遇が特に優良(2要素分) 賃金に関する処遇が特に優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある 人事に関する処遇が優良(2要素分) 賃金に関する処遇が優良(2要素分) 「賃金に関する処遇が優良(2要素分)		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当) ※Gへの該当は2要素分として評価。		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 人事に関する処遇が特に優良(2要素分) 賃金に関する処遇が特に優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある 人事に関する処遇が優良(2要素分) 「賃金に関する処遇が優良(2要素分) 「賃金に関する処遇が優良(2要素分)		
シゲージメント	(評価要素Aに該当) 優良:4点 (評価要素Bに該当) 良:2点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素Cに該当) 優良:4点 (評価要素D~Fのうち2つ以上に該当) ※Dへの該当は2要素分として評価。 優良:4点 (評価要素G~Iのうち2つ以上に該当) ※Gへの該当は2要素分として評価。		A ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が特に優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が優良 従業員を対象として、仕事に対する満足度又は ワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、その結果が良 人事に関する処遇が特に優良(2要素分) 賃金に関する処遇が特に優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある 人事に関する処遇が優良 その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある 人事に関する処遇が優良		

- 1 「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 申請マニュアル(事業主向け)」の第4章を参照のうえ、「評価要素」欄の 該当する項目をチェックし、対応する「評価基準・評価方法」欄の記載に従って「得点」欄に点数を記入してください。 ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。
- 2 「就労支援機関等による証明」欄は、就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)により、就労支援機関等から当該小項目 に係る評価の証明を得た場合に「〇」を記入してください。

評価基準自己採点表(皿情報開示(ディスクロージャー))

1 取組(アウトプット)

小項目	評価基準·評価方法	評価要素	
⑤体制・仕 事・環境づくり	特に優良:2点 (評価要素Aに該当)	小項目①~⑩の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可し、 毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを誓約(厚生労働省・労働局HPの掲載情報も更新)	
	優良:1点 (評価要素Bに該当)	□ B 小項目①~⑩の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可	
2 質的側面			
小項目	評価基準·評価方法	評価要素	得点
16数的側面	特に優良:2点 (評価要素Aに該当)	小項目⑪・⑫の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可し、 毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを誓約(厚生労働省・労働局HPの掲載情報も更新)	
	優良:1点 (評価要素Bに該当)	□ B 小項目⑪・⑫の評価要素に該当する取組等の内容(認定申 B 請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可	
⑪質的側面	特に優良:2点 (評価要素Cに該当)	小項目③・⑭の評価要素に該当する取組等の内容(認定申請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可し、 毎年、当該内容に係る更新情報を労働局に報告することを 誓約(厚生労働省・労働局HPの掲載情報も更新)	
	優良:1点 (評価要素Dに該当)	□ D 小項目③・④の評価要素に該当する取組等の内容(認定申 B 請内容)を厚生労働省・労働局HPに掲載することを許可	

[記入上の注意]

- 1 「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 申請マニュアル(事業主向け)」の第4章を参照のうえ、「評価要素」欄の該当する項目をチェックし、対応する「評価基準・評価方法」欄の記載に従って「得点」欄に点数を記入してください。 ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。
- 2 上記「評価要素」欄へのチェックをもって、それぞれの事項について許可又は誓約したものと扱います。 なお、厚生労働省・労働局HPへの具体的な掲載方法については、都道府県労働局において申請事業主様と個別に調整させていただきます。
- 3 「就労支援機関等による証明」欄は、就労支援機関等による評価基準該当証明書(申請書別紙4)により、就労支援機関等から当該小項目 に係る評価の証明を得た場合に「〇」を記入してください。

提出日:	年	月	日
補正日:	年	月	日

労働局長 殿

障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 《報告様式2号 評価要素該当申告書》

事業主 氏名又は名称

※管轄労働局確認欄

受理日: 年 月 日 補正受理日: 年 月 日

評価要素該当申告書(I取組-1体制づくり)

I 取組ー1 体制づくり □ A 障害者の活躍推進のためのリーダーシップ・部署横断体制の確立 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ B 障害者の活躍推進に当たっての障害当事者の参画 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ C 支援担当者の配置等 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ D PDCAサイクルの確立 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

1 体制づくり(つづき)

□ E 専門的な外部研修・セミナーの活用
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ F 専門的な社内研修の充実
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)評価の方法を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な取組内容を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。

評価要素該当申告書(I取組-2仕事づくり)

I 取組ー2仕事づくり

□ A 過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ B 過去3年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ C 過去10年間に、障害者雇用により新事業を創出
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ D 過去3年間のいずれかの年で計上利益が黒字
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

Ⅰ取組ー2仕事づくり(つづき)

□ E 過去4年間のいずれかの年で売上高対経常利益率が3%以上
 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ F 過去3年以内に、障害特性に応じた職務を選定・創出
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ G 適切な方法により個々の障害者に相応しい職務をマッチング
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注
□ H 過去5年間のうち3年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注

(裏面に続く)

申請様式別紙2-1-2(2枚目)

I 取組-2仕事づくり(つづき)

1 状性 とは事 ラマグイン フピア
□ I 過去5年間のうち3年以上、在宅就業障害者等に対して年間100万円以上を発注
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この計画女系に該当すると考える兵体的な収益的合)
□ J 過去3年間のうち1年以上、障害者就労施設に対して年間100万円以上を発注
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ K 過去3年間のうち1年以上、在宅就業障害者等に対して年間100万円以上を発注
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)評価の方法を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な取組内容を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。

評価要素該当申告書(I取組-3環境づくり)

Ⅰ取組ー3環境づくり

□ A 障害特性に配慮した作業施設・設備等の整備
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ B 障害特性に配慮した作業マニュアルのカスタマイズ、作業手順の簡素化
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ D 障害者の職場実習生の受入れ (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この計画安条に該当9 句と考え句共体的な取組内合)

(裏面につづく)

取組一3環境 ブマッ(ブララ)
□ E 障害者雇用に関する先進的な他企業の見学・ヒアリングの実施
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ F 他企業からの障害者雇用に関する見学の受入れ
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ G 障害者雇用に関するセミナー講師や企業指導等の実施
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ H テレワーク制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容) □ H テレワーク制度の整備・活用(※)

□ 1 フレックスタイム制度の整備・活用(※)
□ 1 フレックスタイム制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ ∪ 時差出勤制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ K 短時間勤務制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(このに 画文宗に成コ / のころだの共作は)の外間には
□ 1 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活田(※)
□ L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用(※)
□ L 時間単位の年次有給休暇制度の整備・活用(※) (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

(裏面につづく)

□ M 傷病休暇又は病気休暇制度の整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ N その他、個々の障害者の状態や働き方に対応した制度・仕組みの整備・活用(※)
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ ○ 治療と仕事の両立支援プラン又は職場復帰プランの策定・実施の実績がある
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ P 障害者一人一人のキャリアプラン(支援計画)の作成
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

収価 0保税 2 (グ (2 2 2)
□ Q 教育訓練制度の整備·活用
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ R 人事・給与制度の明確化
 (この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
ᄝᇰᇛᆂᄼᆇᄼᆇᅅᄷᅖᄷᄭᆉᄊᄭᄓᇶᄼᄯᆄ
□ S 障害者の業務管理等のための日報の作成
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ T 過去3年間に、職場介助者又は手話通訳・要約筆記等担当者の手配を実施
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
(この計画安米に該当すると方える共体的な収益的合力

(裏面につづく)

申請様式別紙2-1-3(3枚目・裏面)

I 取組-3環境づくり(つづき)

□ ∪ 過去3年間に、障害者特性に応じた通勤配慮を実施
(この評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)
□ ∨ 過去3年間に、障害者の職場定着のための外部機関との連携・社会資源の活用を実施
□ V 過去3年間に、障害者の職場定着のための外部機関との連携・社会資源の活用を実施 □ Cの評価要素に該当すると考える具体的な取組内容)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)評価の方法を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な取組内容を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。

※H~Nの評価方法(評価要素の数え方)は以下のとおりです。

- ・当該制度に係る規定を就業規則等において整備し、かつ過去3年間で障害者の利用実績がある場合は、1要素として評価。
- ・規定を整備したのみ又は過去3年間で障害者の活用実績があるのみである場合は、1/2要素として評価。

評価要素該当申告書(Ⅱ 成果-1 数的側面)

Ⅱ 成果-1 数的側面

□ A 実雇用率が法定雇用率の3倍以上	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
□ B 実雇用率が法定雇用率の3倍以上	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
□ C 実雇用率が法定雇用率の2倍以上	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
□ D 除外率適用前の実雇用率で障害者不足数ゼロ	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	

(裏面につづく)

Ⅱ 成果-1 数的側面(つづき)

□ E 実雇用率が法定雇用率以上	
□ F 過去3年間障害者不足数ゼロ	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
□ G 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の定着率が90%以上	
□ 5 起五0中间に採用した件目目の航機の7 月後のた事中7 00 70次上	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)	
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ H 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定着率が80%以上	

Ⅱ 成果-1 数的側面(つづき)

「 成来一 「 数的側面 (ブラさ)
□ Ⅰ 従業員全体の平均勤続年数に対して、障害者の平均勤続年数が同等以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この計画文宗に成当するころだの共産はある大根)
□ J 障害者の平均勤続年数が10年以上、又は勤続年数が10年以上の障害者が半数以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ K 過去3年間に採用した隨実者の就職6か月後の完善率が80%以上
□ K 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の定着率が80%以上
□ K 過去3年間に採用した障害者の就職6か月後の定着率が80%以上 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ L 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定着率が70%以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ L 過去3年間に採用した障害者の就職1年後の定着率が70%以上

申請様式別紙2-2-1(2枚目・裏面)

Ⅱ 成果-1 数的側面(つづき)

□ M 障害者の平均勤続年数が5年以上、又は勤続年数が5年以上の障害者が半数以上
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)評価の方法を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な実績を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。

評価要素該当申告書(Ⅱ 成果-2 質的側面)

Ⅱ 成果-2 質的側面

□ A 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、 その結果が特に優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ □ 位業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、
□ B 従来員を対象として、仕事に対する両定度又はウーク・エンケーシャンドに関する調査を複数回実施しており、 ■ その結果が優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ c 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、 その結果が良
□ C 従業員を対象として、仕事に対する満足度又はワーク・エンゲージメントに関する調査を複数回実施しており、 その結果が良 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ ○ その結果が良
□ その結果が良 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ で その結果が良
□ その結果が良 (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ Cの評価要素に該当すると考える具体的な実績) □ D 人事に関する処遇が特に優良

(裏面につづく)

Ⅱ 成果-2 質的側面(つづき)

□ E 賃金に関する処遇が特に優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ F その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ G 人事に関する処遇が優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ H 賃金に関する処遇が優良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)

(2枚目につづく)

Ⅱ 成果-2 質的側面(つづき)

□ I その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
□ J 人事に関する処遇が良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この日 画文宗に成コノ のこうたの共作のの人帳)
□ K 賃金に関する処遇が良
(この評価要素に該当すると考える具体的な実績)
(この計画安米に該当すると考える共体的な天順)
□ L その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある
□ L その他のキャリア形成に関する実績(職域拡大・正社員化・労働時間延長等)がある (この評価要素に該当すると考える具体的な実績)

申請様式別紙2-2-1(2枚目・裏面)

【記入方法】

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度申請マニュアル」第4章1(2)評価の方法を参照の上、該当する評価要素にチェックを入れ、当該評価要素に該当すると考えられる具体的な実績を記載ください。また、評価要素に該当することを証明する書類等を添付するか、添付が難しい場合は実地確認の際に提示してください(証明書類等の具体例は同マニュアルを参照ください。)。 記入欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載いただいても構いません。

ただし、報告すべき事項が一部項目のみである場合は、当該一部項目のみ記載し、その他の欄は「一」を記入ください。

障害者雇用に関する優良な中小企業事業主に対する認定制度 認定要件確認申立書

以下のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第36条の17に定める基準に適合することを申告します。

1 施行規則第36条の17第1号から第4号に定める障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等に対する評価は以下のとおりです。

	項目	点数
1	I 取組(アウトプット)	点
2	Ⅱ成果(アウトカム)	点
3	Ⅲ情報開示(ディスクロージャー)	点
4	合 計	点

⑤	特例子会社	該当	非該当
6	指定就労継続支援A型	該当	非該当

2 施行規則第36条の17第5号に定める対象障害者の雇用の状況については以下のとおりです。

1	常時雇用する労働者の数	人
2	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数	人
3	法定雇用障害者数	人
4	対象障害者である労働者の数	人
⑤	④のうち、指定就労継続支援A型を受ける者を除いた数	人

3 施行規則第36条の17第6号に掲げる者への該当の状況は以下のとおりです。

1	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第77条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者(施行規則第36条の17第1号から第5号に定める基準に該当しないことにより、当該取消しの日前に施行規則第36条の19の規定による辞退の申出をした者を除く。)	該当	非該当
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者	当該	非該当
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者	該当	非該当
4	偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金(以下二において「雇用関係助成金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者	該当	非該当
5	障害者雇用促進法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者	該当	非該当

X	'各楣	の記	入方	法は	裏面3	を参照	1	ださ	1.1	_

提出日:	年	月	日

補正日: 年 月 日

労働局長 殿

事業主 氏名又は名称	
申請担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

٧.	答曲	宝学	舖	昌	炡	訒	黚
^.	2 2	<u>+</u> –	1里川	Ш	117#	=	小曲

受理日: 年 月 日 補正受理日: 年 月 日

記入方法

- ア 1の①~④欄は、評価基準自己採点表(申請書別紙2)の得点をそれぞれ記入してください。
- イ 1の⑤欄は、申請事業主が特例子会社である場合は「該当」、特例子会社以外である場合は「非該当」に〇を付してください。
- ウ 1の⑥欄は、申請事業主が就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービスを提供する事業者である場合は「該当」、それ以外の場合は「非該当」にOを付してください。
- エ 2の①欄は、障害者雇用状況報告書の「(ハ)常用雇用労働者の数」欄の数を記入してください。ただし、申請事業主だけの数を記入し、特例子会社制度(障害者雇用促進法第44条第1項)、関係会社特例制度(同法第45条第1項)、関係子会社特例制度(同法第45条の2第1項)及び事業協同組合特例制度(同法第45条の3第1項)による合算は行わないでください。
- オ 2の②欄は、障害者雇用状況報告書の「(二)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」欄の数を記入してください。ただし、申請事業主だけの数を記入し、特例子会社制度(障害者雇用促進法第44条第1項)、関係会社特例制度(同法第45条の1項)及び事業協同組合特例制度(同法第45条の1第1項)による合算は行わないでください。
- カ 2の③欄は、2の②欄の数に法定雇用率を乗じた数(1人未満の端数は切り捨て。)を記入してください。なお、法定雇用率は以下の とおりです。

【法定雇用率】※平成30年4月~

- ① ②以外の事業主 2.2%
- ② 障害者雇用促進法施行令別表2に規定する法人(特殊法人) 2.5%
- キ 2の④欄は、障害者雇用状況報告書の「常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」の「計」欄の数を記入してください。
- ク 2の⑤欄は、障害者雇用状況報告書の「常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」の「計」欄の数から、指定就労支援A型を受ける者を除いた数を記入してください。
- ケ 3の①~⑤欄は、該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」に〇を付してください。なお、⑤欄の「その他関係法令に違 反する重大な事実」とは以下に該当する場合です。
 - (1) 認定申請日の前日から過去1年間において、重大な労働関係法令(※)に関して労働基準監督署から是正勧告書を交付されたものの、是正していない場合。
 - (2) 認定申請日の前日時点で、直近2年度について労働保険料を滞納している事業所がある場合。
 - (3) 認定申請日の前日から過去1年間において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法に違反して勧告を受けたことがある場合。
 - (4) 認定申請日の前日から過去1年間において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法に違反して送検されたことがある場合。
 - (5) 認定申請日の前日から過去1年間において、重大な労働関係法令(※)の同一条項に複数回違反した場合。
 - (6) 認定申請日の前日から過去1年間において、違法な長時間労働や過労死等又は裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められたことにより、経営トップが都道府県労働局長等から是正指導を受け、企業名が公表された場合。
 - (7) 認定申請日の前日から過去1年間において、高年齢者雇用安定法第10条第3項に基づく勧告に従わず、その旨を公表された場合。
 - (8) 認定申請日の前日から過去1年間において、労働者派遣法第49条の2第2項に基づく勧告に従わず、その旨を公表された場合。
 - (9) 認定申請日の前日から過去1年間において、職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の3第1項(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)の規定に違反する行為をし、同法第48条の3第3項の規定による公表がされた場合。
 - ※ 重大な労働関係法令とは以下の特定条項を指します。
 - ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2(第1号に係る部分に限る。)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項の規定並びに第141条第3項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。)
 - 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定

是正指導書

(発 番)

令和 年 月 日

殿

労働局長

障害者雇用優良中小事業主認定基準に係る是正について

貴殿における障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組等は、障害者の雇用の促進等に関する法律第77条第1項が定める認定基準に適合していないことが判明しました。

ついては、下記のとおりこれを是正するよう指導します。また、指定の期日までに是正の 状況を報告してください。

記

- 1 適合していない認定基準
- (例)・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第36条の17第1号
 - 同条第5号のイ
- 2 是正期限
- (例) 令和○年6月1日
- 3 報告期限
- (例) 令和○年7月15日
- 4 報告すべき様式及び報告事項
- (例)・評価基準自己採点表(報告様式1号)にて、「I取組(アウトプット)」に関する評価基準について報告すること。
 - ・評価要素該当申告書(報告様式2号)にて、「I取組(アウトプット)」に関する評価要素に該当する具体的な取組内容について報告すること。

基準適合事業主認定辞退申出書

届出年月日 令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

事業主の氏名又は名称

(法人の場合) 代表者の氏名

印

主たる事業

住所

Ŧ

障害者の雇用の促進等に関する法律第77条第1項に基づく認定を辞退したいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 認定年月日
- 2 辞退の理由

基準適合事業主認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

都道府県労働局長 印

令和 年 月 日付けで障害者の雇用の促進等に関する法律第 77 条第1項に基づき認定決定した件について、同法第 77 条の3に基づき、下記の理由により認定を取り消しますので、通知します。

記

理由

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年)以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月(ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年)以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月(ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年)以内に提起することができます。

また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

参照条文

〇 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号)

第一条 (略)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。第六号において同じ。)その他の心身 の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。
 - 二 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。
 - 三 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
 - 四 知的障害者 障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
 - 五 重度知的障害者 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
 - 六 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

七 (略)

第三条~第三六条の六 (略)

- 第三十七条 全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。
- 2 この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、 知的障害者又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三 号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及 び第七十九条第一項を除き、以下同じ。)をいう。

第三八条~四二条 (略)

- 第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。
- 2 前項の障害者雇用率は、労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。)の総数に対する対象障害者である労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。)の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。
- 3 第一項の対象障害者である労働者の数及び前項の対象障害者である労働者の総数の算定に当たつては、対象障害者である短時間労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用す

る労働者をいう。以下同じ。)は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

- 4 第一項の対象障害者である労働者の数及び第二項の対象障害者である労働者の総数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者(短時間労働者を除く。)は、その一人をもつて、政令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。
- 5 第一項の対象障害者である労働者の数及び第二項の対象障害者である労働者の総数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。
- 6 第二項の規定にかかわらず、特殊法人(法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の 設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法 人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はそ の事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助 金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)に係る第一項の障害者雇用 率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。
- 7 事業主(その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。)は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働 大臣に報告しなければならない。
- 8 第一項及び前項の雇用する労働者の数並びに第二項の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。
- 9 当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする。
- 第四十四条 特定の株式会社(第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。) と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社(以下「子会社」と いう。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受 けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第一項及び第七項の規定の適用については、当該子 会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主 の事業所とみなす。
 - 一 当該子会社の行う事業と当該事業主の行う事業との人的関係が緊密であること。
 - 二 当該子会社が雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該子会社が雇用する労働者の 総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。
 - 三 当該子会社がその雇用する対象障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有す るものであること。
 - 四 前二号に掲げるもののほか、当該子会社の行う事業において、当該子会社が雇用する重度身体障害者又は重度知的障害者その他の対象障害者である労働者の雇用の促進及びその雇用の安定が確実に達成されると認められること。
- 2 前項第二号の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

- 3 第一項第二号の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、対象障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、親事業主が同項に定める特殊の関係についての要件を満たさなくなつたとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社(当該親事業主の子会社及び第四十五条の三第一項の 認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、 当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社(以下「関係会社」という。)の申請に基づいて当該親事 業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係 る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事 業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。
 - 一 当該関係会社の行う事業と当該子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること、又は当該関係会社が当該子会社に出資していること。
 - 二 当該親事業主が第七十八条第二項各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。
 - 三 当該親事業主が、自ら雇用する対象障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。
- 2 関係会社が、前条第一項又は次条第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。
- 3 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。
- 第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びその全ての子会社の申請に基づいて当該事業主及び 当該申請に係る子会社(以下「関係子会社」という。)について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労 働大臣の認定を受けたもの(以下「関係親事業主」という。)に係る第四十三条第一項及び第七項の規 定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、 当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。
 - 一 当該事業主が第七十八条第二項各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。
 - 二 当該事業主が、自ら雇用する対象障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。
 - 三 当該関係子会社が雇用する対象障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上である こと。
 - 四 当該関係子会社がその雇用する対象障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する対象障害者である労働者の行う業務に関し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。
- 2 関係子会社が第四十四条第一項又は前条第一項の認定を受けたものである場合については、これらの規定にかかわらず、当該子会社又は当該関係会社を関係子会社とみなして、前項(第三号及び第四号

を除く。)の規定を適用する。

- 3 事業主であつて、その関係子会社に第一項の認定を受けたものがあるものは、同項の認定を受ける ことができない。
- 4 第一項第三号の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、対象障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。
- 5 第一項第三号の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者(短時間労働者を除く。)は、その一人をもつて、政令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。
- 6 第一項第三号の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。 7 第四十四条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。
- 第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主(その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。)の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「特定組合等」という。)に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。
 - 一 当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者が行う業務に関し、当該事業協同組 合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。
 - 二 当該事業協同組合等の定款、規約その他これらに準ずるものにおいて、当該事業協同組合等が第五 十三条第一項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の対象障害者である労働者の雇 用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。
 - 三 当該事業協同組合等が、自ら雇用する対象障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される 対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業(第三項において「雇用促進事 業」という。)を適切に実施するための計画(以下この号及び同項において「実施計画」という。)を 作成し、実施計画に従つて、当該対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成 することができると認められること。
 - 四 当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。
 - 五 当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
 - 六 当該特定事業主が雇用する対象障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上である こと。
- 2 この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合で

あつて厚生労働省令で定めるものをいう。

- 3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 雇用促進事業の目標(事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする対象障害者である労働者の数に関する目標を含む。)
 - 二 雇用促進事業の内容
 - 三 雇用促進事業の実施時期
- 4 特定事業主が、第四十四条第一項、前条第一項又は第一項の認定を受けたものである場合は、同項の申請をすることができない。
- 5 第四十三条第八項の規定は、第一項の雇用する労働者の数及び同項第四号の労働者の総数の算定に ついて準用する。
- 6 前条第四項の規定は第一項第四号の対象障害者である労働者の数の算定について、同条第四項から 第六項までの規定は第一項第六号の対象障害者である労働者の数の算定について準用する。
- 7 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び 特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消す ことができる。
- 第四十六条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主(特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に対して、対象障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。
- 2 第四十五条の二第四項から第六項までの規定は、前項の対象障害者である労働者の数の算定について準用する。
- 3 親事業主又は関係親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が 雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関 係親事業主のみが雇用する労働者とみなす。
- 4 事業主は、第一項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主 に対してその変更を勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適 正な実施に関し、勧告をすることができる。
- 第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第四八条~第七六条(略)

第七十七条 厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

- 2 第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。
- 第七十七条の二 前条第一項の認定を受けた事業主(次条において「認定事業主」という。)は、商品、 役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労 働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することが できる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 第七十七条の三 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十七条第 一項の認定を取り消すことができる。
 - 第七十七条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第七十七条第一項の認定を受けたとき。

第七八条~第九一条(略)

附則

第一条~第二条 (略)

- 第三条 第三十八条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関(以下「除外率設定機関」という。)にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率(九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を控除した数)」とする。
- 2 第四十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数(除外率設定業種(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。第七項及び第七十八条第二項において同じ。)」と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。
- 3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十八条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第四十三条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における対象障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

(後略)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)

- 第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第二条第三号の厚生労働省令で定める身体障害の程度が重い者は、別表第一に掲げる身体障害がある者とする。
- 第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。) は、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害 者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター(次条において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。
- 第一条の三 法第二条第五号の厚生労働省令で定める知的障害の程度が重い者は、知的障害者判定機関 により知的障害の程度が重いと判定された者とする。
- 第一条の四 法第二条第六号の厚生労働省令で定める精神障害がある者(以下「精神障害者」という。) は、次に掲げる者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとする。
 - 精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 二 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかつている者(前号に掲げる者に該当する者を除く。)

第二条~第五条 (略)

- 第六条 法第四十三条第三項及び第八項、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条の二第四項の 厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。
- 第六条の二 法第四十三条第五項及び第四十五条の二第六項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。 第七条 法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、四十五・五人(令別表第二に掲げる法人にあっては、四十人)とする。
- 第八条 法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における対象障害者(法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。)の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長に報告しなければならない。
- 第八条の二 法第四十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主は、同項に 規定する特定の株式会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ず る機関をいう。第八条の四において「意思決定機関」という。)を支配している者をいう。
- 第八条の三 法第四十四条第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共 職業安定所(同項に規定する親事業主(以下「親事業主」という。)に係るものをいう。第八条の五第 一項において同じ。)の長に提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。
- 第八条の四 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める特殊の関係にあるものは、同項に規 定する特定の株式会社(親事業主の子会社(法第四十四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)

を除く。)の意思決定機関を支配している者をいう。

- 第八条の五 法第四十五条第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共 職業安定所の長に提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。
- 第八条の六 法第四十五条の二第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄 公共職業安定所(同項に規定する関係親事業主(以下「関係親事業主」という。)に係るものをいう。) の長に提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。
- 第八条の七 法第四十五条の三第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄 公共職業安定所(同項に規定する特定組合等(以下「特定組合等」という。)に係るものをいう。)の長 に提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。
- 第八条の八 法第四十五条の三第二項の厚生労働省令で定める事業協同組合その他の特別の法律により 設立された組合は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 事業協同組合
 - 二 水産加工業協同組合
 - 三 商工組合
 - 四 商店街振興組合
- 第九条~第三六条の一五 (略)
- 第三十六条の十六 法第七十七条第一項の認定を受けようとする事業主は、厚生労働大臣の定める様式による申請書に、当該事業主が同項の基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、都 道府県労働局長に提出しなければならない。
- 第三十六条の十七 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 次のイからいまでに掲げる障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九号) 第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス (以下この条において「指定就労継続支援A型」という。)を受ける者に関する取組を除く。)に係る事項について、次のイからいまでに掲げる表の上欄に掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計 (第四号において「取組に係る合計点数」という。)が、五点以上であること。

イ 体制づくり

項目	評価	点数
組織面	特に優良	二点
	優良	一点
人材面	特に優良	二点
	優良	一点

ロ 仕事づくり

項目	評価	点数
事業創出	特に優良	二点
	優良	一点
職務選定及び創出	特に優良	二点
	優良	一点
障害者就労施設等への発注	特に優良	二点
	優良	一点

ハ 環境づくり

項目	評価	点数
職務環境	特に優良	二点
	優良	一点
募集及び採用	特に優良	二点
	優良	一点
働き方	特に優良	二点
	優良	一点
キャリア形成	特に優良	二点
	優良	一点
その他の雇用管理	特に優良	二点
	優良	一点

二 次のイ及び口に掲げる障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の成果(指定就労継続支援 A型を受ける者に関する取組の成果を除く。)に係る事項について、次のイ及び口に掲げる表の上欄に 掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより 付した点数の合計(第四号において「取組の成果に係る合計点数」という。)が六点以上であること。

イ 数的側面

項目	評価	点数
雇用状況	特に優良	六点
	優良	四点
	良	二点
定着状況	特に優良	六点
	優良	四点
	良	二点

口 質的側面

項目	評価	点数
満足度及びワーク・エンゲージメント	特に優良	六点
	優良	四点
	良	二点
キャリア形成	特に優良	六点

優良	四点
良	二点

三 次のイ及び口に掲げる前二号の事項に関する情報開示(指定就労継続支援A型を受ける者に関する情報開示を除く。)に係る事項について、次のイ及び口に掲げる表の上欄に掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計(次号において「情報開示に係る合計点数」という。)が二点以上であること。

イ 取組(アウトプット)

項目	評価	点数
体制、仕事及び環境づくり	特に優良	二点
	優良	一点

ロ 成果(アウトカム)

項目	評価	点数
数的側面	特に優良	二点
	優良	一点
質的側面	特に優良	二点
	優良	一点

- 四 取組に係る合計点数、取組の成果に係る合計点数及び情報開示に係る合計点数の合計が二十点以上 (ただし、法第四十四条第一項の厚生労働大臣の認定を受けた子会社(以下「特例子会社」という。) にあつては、三十五点以上)であること。
- 五 次のいずれにも該当すること。
 - イ 法定雇用障害者数(法第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数をいう。)以上の対象障害者を雇用していること(ただし、法第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項の規定は適用しない。)。なお、特例子会社が法第七十七条第一項の認定を受けようとする場合にあつては、法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定によりみなして適用される法第四十三条第一項の規定により、法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること。
- ロ 対象障害者 (ただし、指定就労継続支援 A 型を受ける者を除く。) を一人以上雇用していること。 六 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 法第七十七条の三の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者(前各号に定める基準に該当しないことにより、当該取消しの日前に第三十六条の十九の規定による辞退の申出をした者を除く。)
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この口において「暴力団員等」という。)、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - 二 偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金(以下この二において「雇用関係助成金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金

等の支給要件を満たさなくなった者

ホ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者 第三十六条の十八 法第七十七条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 商品
- 二 役務の提供の用に供する物
- 三 商品、役務又は事業主の広告
- 四 商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録
- 五 事業主の営業所、事務所その他の事業場
- 六 インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報
- 七 労働者の募集の用に供する広告又は文書
- 第三十六条の十九 認定事業主(法第七十七条第一項の認定を受けた事業主をいう。)は、都道府県労働局長に対し、同項の認定について辞退の申出をすることができる。

第三七条~第四六条 (略)

別表第一 ~別表第三 (略)

別表第四 (附則第一条の三関係)

非鉄金属製造業 (非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業 (電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業 (信書便事業を含む。) 港湾運送業 「百分の二十五 鉄道業 医療業 「百分の三十五 会属鉱業 「百分の四十	除外率設定業種	除外率
航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。) 港湾運送業 転道業 医療業 高等教育機関 林業(狩猟業を除く。) 百分の三十五	非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)	
倉庫業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。) 港湾運送業 医療業 高分の二十五 鉄道業 医療業 高等教育機関 林業(狩猟業を除く。) 金属鉱業 百分の四十	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	
国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。) 港湾運送業 野便業(信書便事業を含む。) 港湾運送業 医療業 高分の二十五 鉄道業 医療業 高等教育機関 林業(狩猟業を除く。) 百分の三十五 金属鉱業	航空運輸業	百分の五
採石業、砂・砂利・玉石採取業	倉庫業	
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) 百分の十 その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 百分の十五 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。) 百分の二十 港湾運送業 医療業 高等教育機関 百分の三十 林業(狩猟業を除く。) 金属鉱業 百分の三十五	国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	
その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。) 港湾運送業 医療業 医療業 高等教育機関 林業(狩猟業を除く。) 金属鉱業	採石業、砂・砂利・玉石採取業	
その他の鉱業 水運業 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。) 港湾運送業 医療業 医療業 高等教育機関 林業(狩猟業を除く。) 金属鉱業 「百分の四十	窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)	五公の土
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く。) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業 (信書便事業を含む。) 港湾運送業 医療業 高等教育機関 林業 (狩猟業を除く。) 金属鉱業	その他の鉱業	
貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く。) 百分の十五 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 百分の二十 郵便業 (信書便事業を含む。) 百分の二十五 鉄道業 百分の三十五 医療業 百分の三十 高等教育機関 百分の三十五 金属鉱業 百分の四十	水運業	
登記 (集配利用運送業を除く。) 建設業	非鉄金属第一次製錬・精製業	ガシの十五
鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。)百分の二十五港湾運送業百分の二十五鉄道業 医療業 高等教育機関百分の三十林業(狩猟業を除く。)百分の三十五金属鉱業百分の四十	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	
道路貨物運送業 百分の二十 郵便業(信書便事業を含む。) 百分の二十五 鉄道業 百分の三十 医療業 百分の三十 高等教育機関 百分の三十五 本属鉱業 百分の四十	建設業	
道路貨物運送業 面分の二十五 港湾運送業 百分の二十五 鉄道業 百分の三十 高等教育機関 百分の三十五 本属鉱業 百分の四十	鉄鋼業	五公の二十
港湾運送業 百分の二十五 鉄道業 百分の三十 医療業 百分の三十 高等教育機関 百分の三十五 金属鉱業 百分の四十	道路貨物運送業	
鉄道業 百分の三十 医療業 百分の三十 高等教育機関 百分の三十五 金属鉱業 百分の四十	郵便業(信書便事業を含む。)	
医療業 百分の三十 高等教育機関 百分の三十五 本属鉱業 百分の四十	港湾運送業	百分の二十五
高等教育機関 百分の三十五 金属鉱業 百分の四十	鉄道業	
本業 (狩猟業を除く。) 百分の三十五 金属鉱業 百分の四十	医療業	百分の三十
金属鉱業 百分の四十	高等教育機関	
	林業(狩猟業を除く。)	百分の三十五
児童福祉事業	金属鉱業	五公の四土
	児童福祉事業	日のの四十

特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業	モハのエーエ
小学校	百分の五十五
幼稚園	エハのナー
幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)において分類された業種区分によるものとする。

(後略)

<u>〇</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 二十三号)

(前略)

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2~6 (略)

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8~11(略)

- 12 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期

間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

- 14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向 上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 15~28 (略)

(後略)